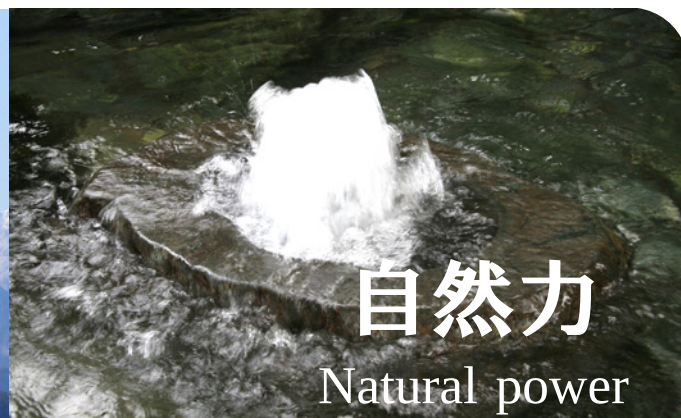
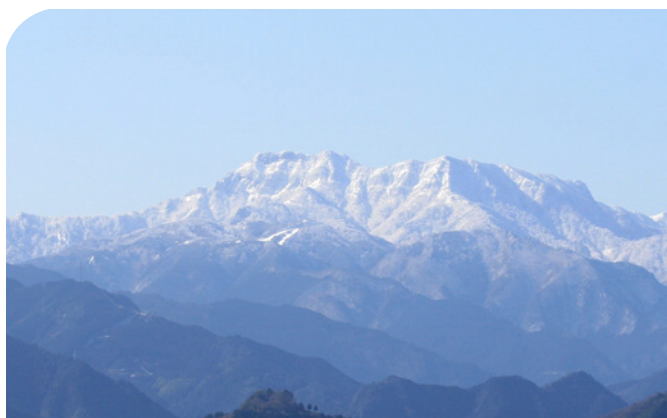


～人がつどい まちが輝く 快適環境実感都市～

西条市総合計画

【後期基本計画】平成23年度～27年度



愛媛県西条市

はじめに

当市では、平成18年度に10カ年を計画期間とする「西条市総合計画・基本構想」を策定し、「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」をまちづくりの基本理念に掲げ、現在、その実現に向けて全力で取り組んでいるところでございます。

この総合計画の基本計画につきましては、平成22年度に「前期基本計画」が終了するため、今回、平成23年度から平成27年度を計画期間とする「後期基本計画」を策定いたしました。

この後期基本計画は、これまでの取り組みを振り返り、その成果を検証するとともに現状の課題等を分析することで、課題解決等に向けての各種施策を計画し、今後のまちづくりにつなげていこうとするものでございます。

この5年間、基本構想に掲げております「健康で幸せな暮らし」「豊かな自然環境」「安心で快適な生活空間」「豊かな心を育む教育・文化」「産業の活力」の5つの目標が実感できるまちづくりに攻めと挑戦の気持ちで取り組んでまいりました。

また、この構想の実現に向けて連携とチームワークにより「西条パワー」「市民力」を生み出すため、さまざまな「人づくり」と「しくみづくり」についても積極的に取り組んでまいりました。

私たちを取り巻く環境は、少子高齢化、高度情報化、グローバル化など社会情勢が日々変化し続けるとともに、経済状況につきましても景気の持ち直しに向けた動きがあるものの円高デフレの長期化や原油価格高騰の懸念などから、なお、先行きが不透明な状況にあるといえます。

今後、当市を取り巻く環境も厳しさが続くものと予想されますが、「自立と自活」の精神で時代の流れに即した施策を打ち出し、スピード感覚を持って取り組んでまいりますので、市民の皆様の一層のご協力、ご支援を賜りますよう心からお願い申し上げます。

平成23年3月

西条市長 伊藤 宏太郎



目 次

序章	はじめに	1, 2
	基本計画の見方	3, 4
第1章 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり		
第1節	高齢者福祉の充実	7, 8
	(1) 高齢者の生きがいづくりを支援します (2) 介護予防を推進します	
	(3) 介護サービスの充実を図ります	
第2節	地域福祉の充実	9, 10
	(1) 障害者(児)福祉の充実を図ります (2) 生活保護世帯を支援します	
	(3) 地域の福祉活動を応援します	
第3節	健康な生活の支援	11, 12
	(1) 市民の健康づくりを支援します (2) 医療保障の充実を図ります	
	(3) 地域医療体制の充実を図ります	
第4節	子育て環境の充実	13, 14
	(1) 保育サービス・児童の健全育成活動の充実を図ります	
	(2) 子育て支援体制の充実を図ります (3) 母子保健と医療体制の充実を図ります	
第2章 豊かな自然環境を実感できるまちづくり		
第1節	自然環境の保全	17, 18
	(1) 自然環境の保全活動を推進します (2) 希少生物の調査・保護を推進します	
第2節	生活環境の整備	19, 20
	(1) 生活環境の向上を図ります (2) 公害防止に努めます	
	(3) ごみ・し尿の適正な処理に努めます	
第3節	環境資源を活かした地域づくり	21, 22
	(1) 地域の環境資源の保全と活用を推進します	
	(2) 環境負荷の少ない地域社会を形成します	
第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり		
第1節	交通体系の整備	25, 26
	(1) 道路網の整備を図ります (2) 公共交通機関の拡充を図ります	
第2節	都市基盤の整備 (A 市街地整備)	27, 28
	(1) 市街地整備を推進します (2) 良好な景観の形成を促進します	
	都市基盤の整備 (B 港湾)	29, 30
	(1) 港湾施設の整備を図ります	
	都市基盤の整備 (C 水道)	31, 32
	(1) 水道施設の整備を図ります (2) 健全な水道事業を確立します	
	都市基盤の整備 (D 下水道)	33, 34
	(1) 污水处理施設の整備を図ります (2) 浸水対策施設の整備を図ります	
	都市基盤の整備 (E 公園・緑地)	35, 36
	(1) 公園緑地の整備を図ります (2) 公園緑地の適正な維持管理を行います	
	都市基盤の整備 (F 住宅・宅地)	37, 38
	(1) 市営住宅の整備・充実を図ります (2) 良好な住環境づくりを推進します	
第3節	危機管理体制の強化 (A 防災体制)	39, 40
	(1) 防災体制の充実を図ります	
	危機管理体制の強化 (B 消防・救急救助体制)	41, 42
	(1) 消防体制の充実を図ります (2) 救急救助体制の充実を図ります	
	危機管理体制の強化 (C 安全・安心な生活)	43, 44
	(1) 防犯体制の充実を図ります (2) 交通安全対策の充実を図ります	
	(3) 消費者行政の充実を図ります	
第4節	情報化の推進	45, 46
	(1) 地域の情報化を推進します (2) 教育の情報化を推進します	
	(3) 行政の情報化を推進します	
第4章 豊かな心をはぐくむ教育・文化を実感できるまちづくり		
第1節	学校教育の充実	49, 50
	(1) 教育環境の整備・充実を図ります	
	(2) 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育を推進します	
	(3) 特別支援教育や適応指導教室事業の充実を図ります	
第2節	地域文化の継承・形成	51, 52
	(1) 文化芸術活動を支援し拠点づくりを推進します	
	(2) 民俗芸能などの保護・継承を図ります	
第3節	歴史文化の保全・活用	53, 54
	(1) 文化財の調査・保存・活用を行います (2) 郷土の先人を顕彰します	

第4節	社会教育の充実	55, 56
	(1) 地域づくり、人づくりを目指した社会教育を推進します	
	(2) 社会教育活動の基盤整備を推進します (3) 図書館機能の拡充を図ります	
第5節	スポーツ・レクリエーションの振興	57, 58
	(1) スポーツ・レクリエーション活動を支援し施設整備を推進します	
	(2) 合宿都市構想を推進します (3) 国体開催に向けた環境を整備します	
第6節	人権・同和教育の充実	59, 60
	(1) 学習機会の拡充と啓発活動を行います (2) 推進体制の充実を図ります	

第5章 産業の活力を実感できるまちづくり

第1節	農業の振興（A 経営基盤の強化）	63, 64
	(1) 農業経営の安定化を支援します (2) 農業の基盤整備を図ります	
	(3) 多様な担い手を育成します	
	農業の振興（B ブランド化の推進）	65, 66
	(1) 西条産品の高付加価値化と販路拡大を推進します	
	(2) 農業と観光との連携を推進します	
第2節	林業の振興	67, 68
	(1) 林業経営の安定化を支援します (2) 林業の基盤整備を図ります	
	(3) 木製都市構想を推進します	
第3節	水産業の振興	69, 70
	(1) 水産業経営の安定化を支援します (2) 水産業の基盤整備を図ります	
	(3) 水産業と観光との連携を推進します	
第4節	商業の振興	71, 72
	(1) 中心市街地の活性化を図ります (2) 商工関係団体との連携を強化します	
第5節	企業活動の活性化	73, 74
	(1) 企業誘致を促進します (2) 中小企業活動を応援します	
	(3) ものづくり産業の振興を図ります	
第6節	新規産業の創出	75, 76
	(1) ビジネス・インキュベーション機能を強化します	
	(2) 総合6次産業化を推進します (3) 産学官連携を推進します	
第7節	産業人材・雇用環境	77, 78
	(1) 産業人材の育成・活用を図ります (2) 雇用環境の安定化を図ります	
第8節	観光産業の創出	79, 80
	(1) 観光拠点の整備を推進します	
	(2) 魅力ある観光ルートの確立と情報発信に努めます	
	(3) 受入体制の充実と“おもてなし”の向上を図ります	

第6章 基本構想の実現に向けて

第1節	市民協働のまちづくりの推進	83, 84
	(1) 市民活動団体の育成・支援を図ります (2) 市民活動団体のネットワーク化を図ります	
	(3) 市民協働のまちづくりを推進します	
第2節	地域コミュニティ活動の推進	85, 86
	(1) 地域コミュニティ活動を支援します (2) コミュニティ施設の整備を支援します	
第3節	時代の変化に対応した地域づくり	87, 88
	(1) 団塊の世代人材の活躍の場づくりを推進します	
	(2) 男女共同参画を推進します (3) 国際交流を推進します	
第4節	情報公開・情報共有の推進	89, 90
	(1) 広報制度の充実を図ります (2) 情報公開・情報共有を推進します	
	(3) 広聴制度の充実を図ります	
第5節	経営感覚のある行財政運営の実践（A 行政運営）	91, 92
	(1) スリムで質の高い行政運営システムを構築します	
	(2) 人材の有効活用および資質向上を図ります	
	経営感覚のある行財政運営の実践（B 財政運営）	93, 94
	(1) 健全な財政運営を推進します (2) 公共施設の有効活用と整備を推進します	
第6節	交流と連携による地域づくり	95, 96
	(1) フィールド大学構想を推進します (2) 近隣市町との連携を強化します	

付属資料

資料1	前期基本計画との体系比較表	資-1, 資-2
資料2	掲載図一覧	資-3, 資-4
資料3	関係する個別計画一覧	資-5, 資-6
資料4	章節別参考資料	資-7, 資-8, 資-9, 資-10
	(1) 西条市公共下水道全体計画図(西条処理区)	
	(2) 西条市公共下水道全体計画図(東予丹原処理区)	
	(3) 消防拠点施設設置図	

序章 はじめに

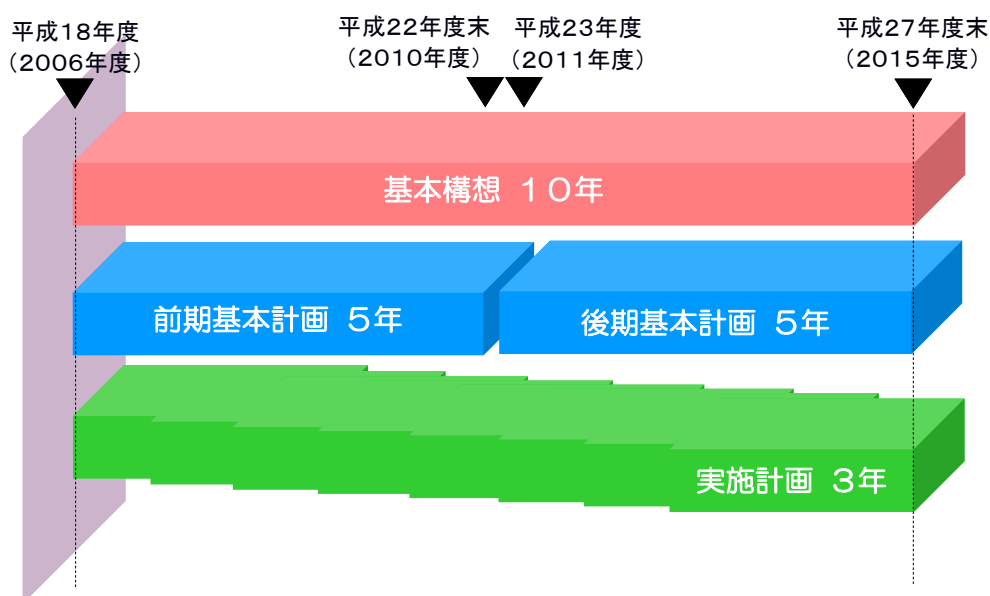
後期基本計画策定の趣旨

西条市では、新市発足後におけるまちづくりの基本方針を定めるため、平成27年度を目標年次とした「第一次西条市総合計画」を策定しています。総合計画は「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層で構成されていますが、基本構想で定める将来都市像を実現するために策定するのが基本計画です。

今回は、前期基本計画が平成22年度をもって終了するにあたり、新たに平成23年度からスタートする後期基本計画を策定しようとするものです。

総合計画の体系と期間

総合計画は、以下の「基本構想」「基本計画」「実施計画」の3層から構成されています。



基本構想

まちづくりの基本方針と施策の大綱を総括的にとりまとめたものです。平成27年度を目標年次とします。

基本計画

基本構想を実現するための施策を体系的に示したものです。
将来の社会情勢の変化等に的確に対応し、実状に即したものとするため、平成23年度から後期基本計画がスタートします。

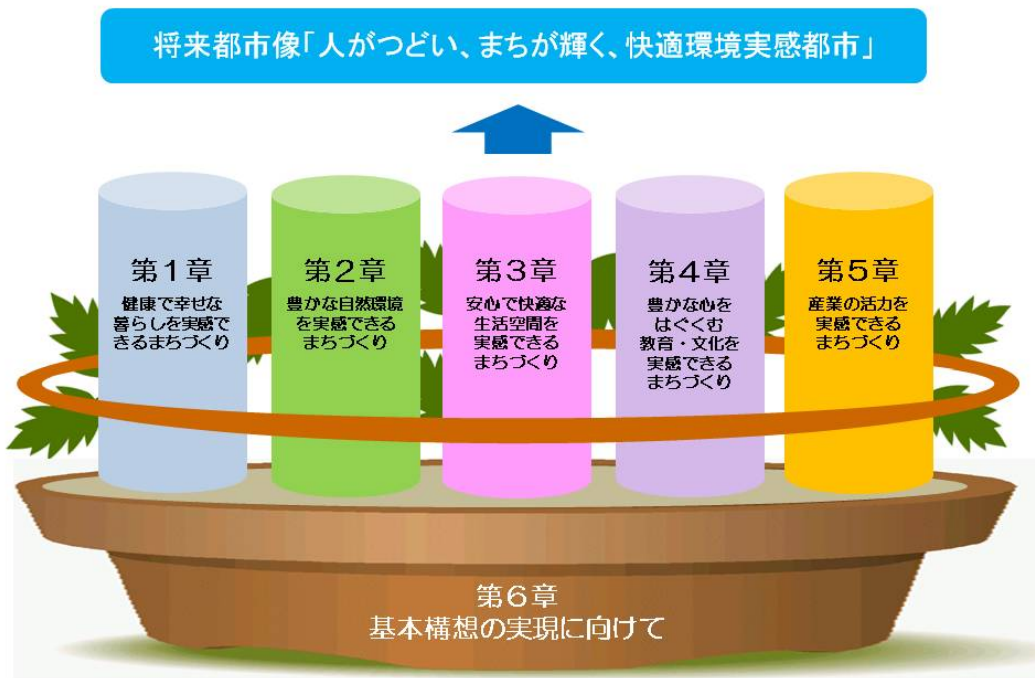
実施計画

基本計画で定めた施策を計画的、効率的に実施するため、3年間の具体的な事業内容を明らかにしたものです。毎年度ローリング方式※1により見直しをします。

※1 ローリング方式 … 計画期間は常に一定とし、年度ごとに計画内容を見直す方式のこと。

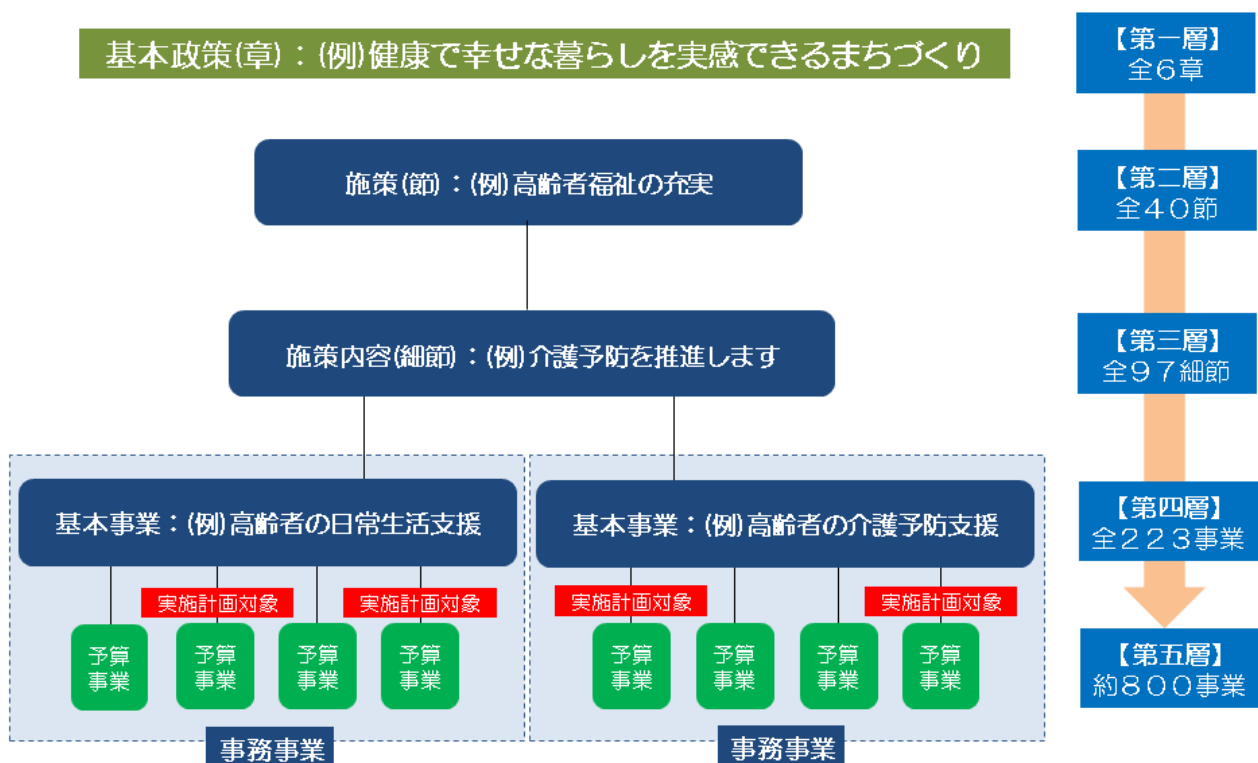
後期基本計画の構成

後期基本計画は、5つの政策の柱と基本構想の実現に向けた政策の土台から構成されます。後期基本計画では、将来都市像の真下に位置するこれらの6つを「基本政策」と呼びます。



後期基本計画の政策体系

後期基本計画は、基本政策(章)以下、「施策(節)」「施策内容(細節)」「基本事業」「予算事業」の5層構造になっています。また、基本事業と予算事業のまとまりを「事務事業」、実施計画へ掲載されるべき事業を「実施計画対象事業」としています。



序章 基本計画の見方

①施策

②前期における実績

③現況と課題

④施策内容

⑤関係する個別計画

第1章 健康で幸せな暮らしを実現できるまちづくり

第1節 高齢者福祉の充実

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成18年4月に地域包括支援センターを設立し、地域支援事業を推進してきました。
- 地域密着型サービス事業所の整備を推進してきました。平成23年3月現在で、地域密着型特別養護老人ホーム3施設とグループホーム1施設を整備しました。



設立した地域包括支援センター

現況と課題

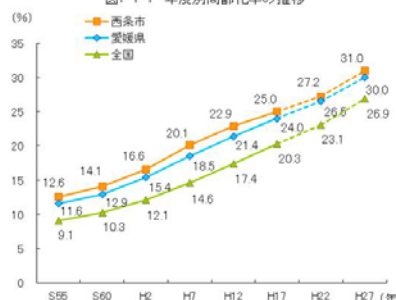
- 本市の高齢化率は全国平均や愛媛県平均を上回っており(図1-1-1参照)、後期高齢者※の占める比率も高まっています。また、高齢化が進むにつれて高齢者世帯や認知症高齢者が増加し、高い要介護度※の認定を受ける高齢者がますます増加すると想定されます(図1-1-2参照)。
- 一方で、高齢者の多くは元気で介護を必要とせず、これまで培った経験、知識および技術を持っているため、高齢者を社会の重要な一員として位置づけ、地域社会の中で積極的な役割を果たせるような生きがいづくりが重要な時代となっています。
- 今後、高齢者が要支援・要介護状態になることなく、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、介護予防の推進と、要介護者の様々なニーズに応じた介護サービスの充実を図る必要があります。

※ 後期高齢者 …… 65歳以上を高齢者といひ、そのうち75歳以上を後期高齢者といひます。
※ 要介護度 …… 被保険者の介護を必要とする度合いのことをいひます。



世代間交流による生きがいづくり

図1-1-1 年度別高齢化率の推移



資料: 昭和55年から平成17年度は国勢調査(各年10月1日)より
平成22年度以降は高齢介護課による推計

図1-1-2 要介護認定数の推移



※ 各年3月末現在
資料: 高齢介護課調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 高齢者の生きがいづくりを支援します
- 介護予防を推進します
- 介護サービスの充実を図ります

関係する個別計画

- 西条市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画(平成21年度～平成23年度)

- ①施策 : 生活課題や行政課題について取り組むべき方向性を示しています。
- ②前期における実績 : 平成18～22年度までの前期基本計画における実績を示しています。
- ③現況と課題 : 政策の方向性に対し、市が抱える現況と課題を示しています。
- ④施策内容 : 市が取り組むべき施策の内容を示しています。
- ⑤関係する個別計画 : 政策を実現するため、施策との関係を重視しながら策定する個別計画を示しています。

施策内容



老人クラブ主催の老人運動会

(1)高齢者の生きがいづくりを支援します

- ①生涯学習・生涯スポーツの振興を図り、学びの場や健康づくりの場などの提供による社会参加の推進と生きがいづくりを支援します。
- ②老人クラブ活動やボランティア活動を助成し、高齢者の社会奉仕や生きがい活動を積極的に支援します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
高齢者の生きがいづくり支援	老人クラブ活動やシルバー人材センターなど社会参加に生きがいづくりを支援	敬老事業 高齢者労働能力活用事業 公衆浴場無料開放事業 生きがい活動支援通所事業



包括一座の介護予防教室

(2)介護予防を推進します

- ①要支援・要介護状態の予防と重度化の抑制を図るため、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防などの地域支援事業を推進します。
- ②高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう総合的に支援する機関として、地域包括支援センターの充実を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
高齢者の日常生活支援	軽度生活援助や食の自立支援、日常生活用具貸与による在宅での日常生活を支援	軽度生活援助事業
高齢者の介護予防支援	運動器の機能向上などの元気な高齢者づくりを支援	予防給付支援サービス事業費



地域密着型サービスのグループホーム

(3)介護サービスの充実を図ります

- ①要支援・要介護状態にある高齢者が在宅で生活することができるよう、居宅介護サービスの充実を図ります。
- ②高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、地域密着型サービスの基盤整備を推進します。
- ③介護保険施設などサービスの向上を図るため、指導助言を行います。

基本事業名	内 容	主な予算事業
家族介護支援	介護手当・おむつの支給や外出支援サービス、家族介護教室・家族介護者交流事業など家族介護を支援	予防給付支援サービス事業費 在宅福祉なごり高齢者等介護手当支給事業 介護用品支給事業
高齢者福祉施設の整備促進	養護老人ホームや地域交流センターの整備・充実	老人保護措置事業 高齢者施設助成事業
居宅介護支援	デイサービス、ショートステイおよびホームヘルプサービスの充実	介護サービス等諸費
介護保険施設の整備促進	地域密着型特別養護老人ホームやグループホームなどの整備・充実	地域密着型サービス施設整備事業

- 8 -

⑥施策内容(詳細)

⑦基本事業

⑧主な予算事業

⑥施策内容(詳細) : 施策の内容を詳細に示しています。

⑦基本事業 : 市が取り組むべき具体的行動として、施策の内容を細かくした基本事業を示しています。

⑧主な予算事業 : 基本事業に体系付けられる予算事業のうち主なものを示しています。



第1章

健康で幸せな暮らしを
実感できるまちづくり

第1章 政策体系

健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり



第1節 高齢者福祉の充実

- (1) 高齢者の生きがいづくりを支援します
- (2) 介護予防を推進します
- (3) 介護サービスの充実を図ります

第2節 地域福祉の充実

- (1) 障害者(児)福祉の充実を図ります
- (2) 生活保護世帯を支援します
- (3) 地域の福祉活動を応援します

第3節 健康な生活の支援

- (1) 市民の健康づくりを支援します
- (2) 医療保障の充実を図ります
- (3) 地域医療体制の充実を図ります

第4節 子育て環境の充実

- (1) 保育サービス・児童の健全育成活動の充実を図ります
- (2) 子育て支援体制の充実を図ります
- (3) 母子保健と医療体制の充実を図ります

第1章 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり

第1節 高齢者福祉の充実

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成18年4月に地域包括支援センターを設立し、地域支援事業を推進してきました。
- 地域密着型サービス事業所の整備を推進してきました。平成23年3月現在で、地域密着型特別養護老人ホーム3施設とグループホーム1施設を整備しました。



設立した地域包括支援センター

現況と課題

●本市の高齢化率は全国平均や愛媛県平均を上回っており(図1-1-1参照)、後期高齢者※の占める比率も高まっています。また、高齢化が進むにつれて高齢者世帯や認知症高齢者が増加し、高い要介護度※の認定を受ける高齢者がますます増加すると想定されます(図1-1-2参照)。

●一方で、高齢者の多くは元気で介護を必要とせず、これまで培った経験、知識および技術を持っているため、高齢者を社会の重要な一員として位置づけ、地域社会の中で積極的な役割を果たせるような生きがいづくりが重要な時代となっています。

●今後、高齢者が要支援・要介護状態になることなく、健康で生き生きとした生活を送ることができるよう、介護予防の推進と、要介護者の様々なニーズに応じた介護サービスの充実を図る必要があります。

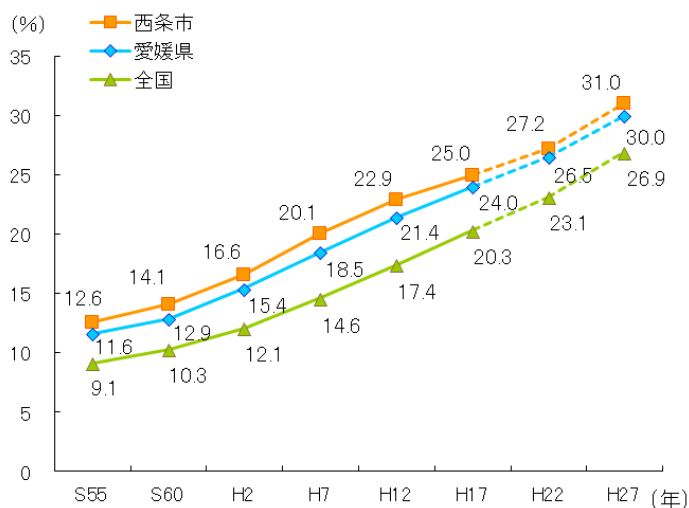
※ 後期高齢者 … 65歳以上を高齢者といい、そのうち75歳以上を後期高齢者といいます。

※ 要介護度 … 被保険者の介護を必要とする度合いのことをいいます。



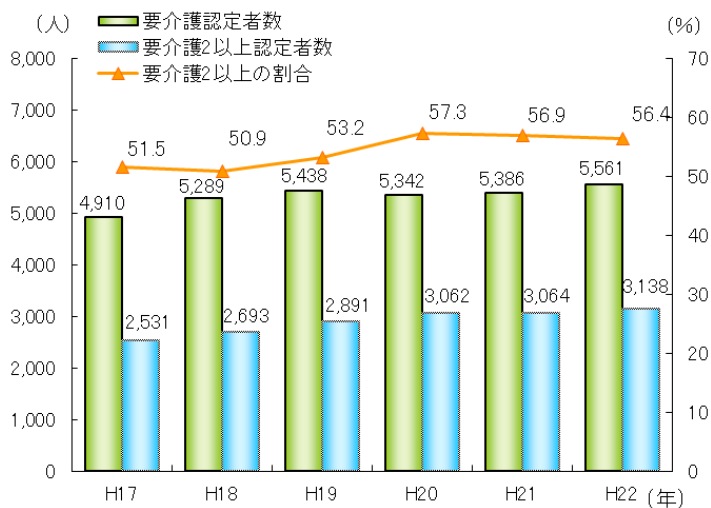
世代間交流による生きがいづくり

図1-1-1 年度別高齢化率の推移



資料：昭和55年から平成17年度は国勢調査(各年10月1日)より
平成22年以降は高齢介護課による推計

図1-1-2 要介護認定数の推移



※各年3月末現在
資料：高齢介護課調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 高齢者の生きがいづくりを支援します
- 介護予防を推進します
- 介護サービスの充実を図ります

関係する個別計画

- 西条市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画(平成21年度～平成23年度)

施策内容



老人クラブ主催の老人運動会

(1) 高齢者の生きがいをづくりを支援します

- ①生涯学習・生涯スポーツの振興を図り、学びの場や健康づくりの場などの提供による社会参加の推進と生きがいをづくりを支援します。
- ②老人クラブ活動やボランティア活動を助成し、高齢者の社会奉仕や生きがい活動を積極的に支援します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
高齢者の生きがいをづくり支援	老人クラブ活動やシルバー人材センターなど社会参加と生きがいをづくりを支援	敬老事業 高齢者労働能力活用事業 公衆浴場無料開放事業 生きがい活動支援通所事業



包括一座の介護予防教室

(2) 介護予防を推進します

- ①要支援・要介護状態の予防と重度化の抑制を図るため、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上、閉じこもり予防などの地域支援事業を推進します。
- ②高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう総合的に支援する機関として、地域包括支援センターの充実を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
高齢者の日常生活支援	軽度生活援助や食の自立支援、日常生活用具貸与による在宅での日常生活を支援	軽度生活援助事業
高齢者の介護予防支援	運動器の機能向上などの元気な高齢者づくりを支援	予防給付支援サービス事業費



地域密着型サービスのグループホーム

(3) 介護サービスの充実を図ります

- ①要支援・要介護状態にある高齢者が在宅で生活することができるよう、居宅介護サービスの充実を図ります。
- ②高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう、介護保険事業計画にもとづき、地域密着型サービスの基盤整備を推進します。
- ③介護保険施設などサービスの向上を図るため、指導助言を行います。

基本事業名	内 容	主な予算事業
家族介護支援	介護手当・紙おむつの支給や外出支援サービス、家族介護教室・家族介護者交流事業など家族介護を支援	予防給付支援サービス事業費 在宅療たきり高齢者等介護手当支給事業 介護用品支給事業
高齢者福祉施設の整備促進	養護老人ホームや地域交流センターの整備・充実	老人保護措置事業 高齢者施設助成事業
居宅介護支援	デイサービス、ショートステイおよびホームヘルプサービスの充実	介護サービス等諸費
介護保険施設の整備促進	地域密着型特別養護老人ホームやグループホームなどの整備・充実	地域密着型サービス施設整備事業

第1章 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり

第2節 地域福祉の充実

前期(平成18～22年度)における実績

- 市内5か所の共同作業所が社会福祉法人やNPO法人の運営となり、経営が安定したことで障害者の日中活動の場が確保されました。
- 障害者の社会参加の促進のため、市内5か所の公共施設にオストメイト対応トイレ※を整備し、ぼうこう直腸障害の方々の外出を積極的に支援してきました。

※ オストメイト対応トイレ … ぼうこう直腸障害の方の利用に対応したトイレをいいます。



公共施設に設置したオストメイト対応トイレ

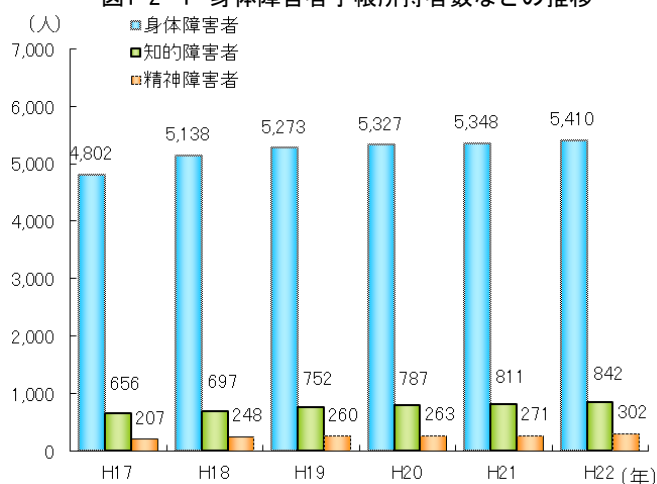
現況と課題

- 核家族化や都市化などで地域社会の連帯感が希薄になり、地域に本来備わっていた相互扶助機能が低下しつつあります。一方で、障害者をはじめとした社会的に弱い立場にある人々も、住みなれた地域で、家族や近隣の人たちとの交流や協力を支えに、尊厳を持って生活できる社会の構築が求められています。
- 平成18年4月施行の『障害者自立支援法』で、「身体」「知的」「精神」の3障害者に対するサービスの一元化が図られました。
- 増加傾向にある低所得者世帯が生きがいを持って自立することができるよう、適正な支援をする必要があります(図1-2-2参照)。
- 民生委員・児童委員などとの連携強化、NPO法人やボランティア団体などの育成や社会福祉協議会など福祉団体との関係強化を進め、地域全体で支え合う精神や仕組みづくりが不可欠となっています。



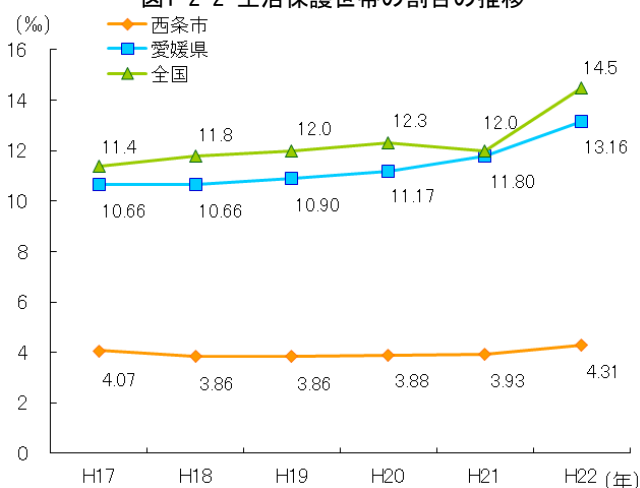
社会福祉法人が新築したケアホーム

図1-2-1 身体障害者手帳所持者数などの推移



※各年4月1日現在
資料:社会福祉課調べ

図1-2-2 生活保護世帯の割合の推移



※各年3月末現在 ただし全国についてはH22のみ2月末現在
資料:社会福祉課調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 障害者(児)福祉の充実を図ります
- 生活保護世帯を支援します
- 地域の福祉活動を応援します

関係する個別計画

- 第2次西条市障害者福祉計画
(平成21年度～平成23年度)

施策内容

(1)障害者(児)福祉の充実を図ります

①障害者が住みなれた地域で安心して生活ができるよう介護や訪問指導の充実に努め、在宅福祉サービスの拡充を目指します。特に、施設入所から在宅福祉への流れに対応することができるよう、グループホームなどの社会資本の整備に努めます。

②ノーマライゼーション※の理念に関する啓発・広報活動の充実、学校や地域での福祉教育の推進、交流活動やボランティア活動の充実などを通じ、障害者に対する市民の理解と認識を深める取り組みを推進します。また、公共施設のバリアフリー化を促進します。

③障害者が「働ける社会」の構築を目指し、その自立を支援します。また、一般企業などへの就労が困難な障害者が、就労と社会参加の喜びと生きがいを持つことができるよう、市内社会福祉法人などとの連携を密にとりながら、福祉的就労の場の整備に取り組みます。

④障害者団体の育成、各種福祉大会やスポーツ大会、レクリエーションの開催などを通じ、障害者の社会参加の機会増大に努めます。

⑤医療機関、保健所、児童相談所などとの連携を強化し、障害の早期発見や早期療育に努めます。



社会福祉法人による就労支援

基本事業名	内 容	主な予算事業
障害者(児)の各種サービスの拡充	地域生活支援事業、介護給付・訓練等給付事業、補装具費、自立支援医療	身体障害者(児)補装具給付事業 心身障害者扶養共済費 更生医療給付費 特別障害者手当等給付事業 介護給付費・訓練等給付費 地域生活支援事業 在宅重度障害者(児)等支援事業
生活環境の整備促進	社会福祉施設の整備(入所施設・共同生活介護・共同生活援助の支援)と公共施設のバリアフリー化	心身障害児(者)施設整備助成事業
就労支援体制の確立	就労移行支援・就労継続支援 地域活動支援センター	介護給付費・訓練等給付費 地域活動支援センター運営事業
障害者団体の育成および支援	障害者団体活動の活性化	心身障害者福祉費
障害児の療育支援	障害児通園事業	障害児通園事業

※ ノーマライゼーション … 障害者と健常者が特別に区別されことなく社会生活を共にすることが望ましいとする考え方をいいます。

(2)生活保護世帯を支援します

①生活実態にもとづく適正保護を推進するため、個々のケースワーカーの資質向上と福祉事務所としての組織的な運営管理に努めます。また、稼働年齢層※に対しては自立のための支援を強化するとともに、医療扶助や介護扶助の適正運営を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
生活保護の適正実施	生活保護制度の適正な運用と自立支援	生活保護援助事業

※ 稼働年齢層 … 15歳以上65歳未満をいいます。

(3)地域の福祉活動を応援します

①地域福祉を推進する上では、地域のつながり、支えあいおよび助け合いが何より大切なものとなります。そうした実践を行うボランティア活動やNPOなどの市民活動との効果的な協働・支援を図っていきます。また、こうした社会活動を推進する社会福祉協議会の運営を支援するとともに、地域住民による小地域福祉活動の拡充に向け、バックアップを行います。

②地域における福祉活動のリーダー的役割を果たす民生委員・児童委員との連携を深めるとともに、新しい地域福祉への対応のため、研修会開催などにより委員の資質向上と交流を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
地域社会福祉活動の支援	社会福祉協議会によるボランティア講座の開催やボランティア登録制度の運用	人権対策活動事業 福祉基金事業 社会福祉協議会等活動事業

第1章 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり

第3節 健康な生活の支援

前期(平成18～22年度)における実績

- 近年増加している生活習慣病の予防に重点を置き、健康診査、健康教室、運動指導などを推進し、食生活や運動不足改善のための啓発・指導に努めました。
- 食育基本法の理念をふまえ、本市の特性を活かした食育を総合的かつ計画的に推進するため、平成22年3月に『西条市食育推進計画』を策定しました。
- 乳幼児医療費について、平成20年度からの自己負担割合の見直しや県補助対象拡大にあわせ、市独自上乗せ分も従来の3歳児外来から就学前までの外来に拡大を行い、従来からの入院も含めて就学前までの完全無料化を図りました。



総合健診の様子

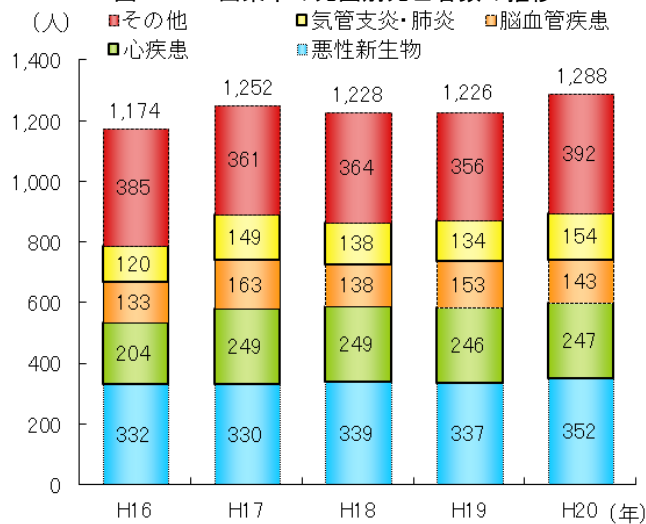
現況と課題

- 健康は、豊かな生活を送る上では欠かせないものです。市民一人一人が健康に関心を持って、日頃から手軽に健康づくりに取り組み、生涯を通じて健康を保持することのできる環境づくりが求められています。
- さらなる高齢化や医療技術の進歩などによる医療費の増大が見込まれる中で、現在、高齢者医療制度をはじめ種々の医療改革が論議されており、こうした流れへの的確な対応と、各制度運営のための財源確保が課題となっています。
- 新臨床研修制度の影響や、都市部への医師の偏在傾向などにより、地方の病院は医師不足となっており、第2次救急医療体制である病院群輪番制病院運営事業などへの影響が出ています。また、地方の自治体病院の医師不足が深刻化する中で、地域全体で医療体制を強化することが喫緊の課題となっています(図1-3-2参照)。



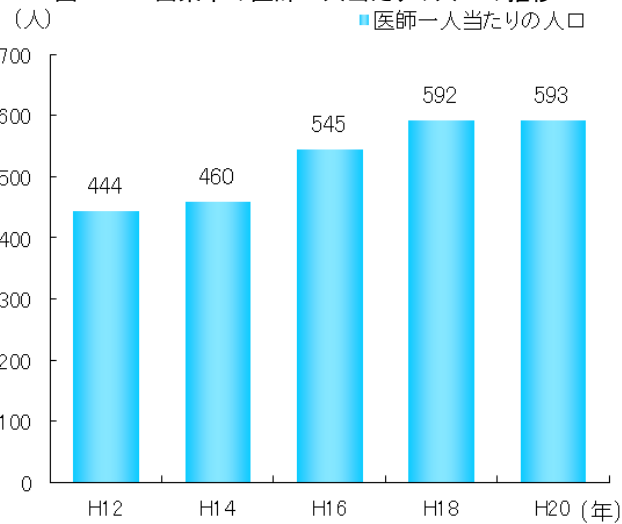
瓶ヶ森林道で実施した高地運動教室

図1-3-1 西条市の死因別死亡者数の推移



資料：愛媛県保健福祉部『保健統計年報』

図1-3-2 西条市の医師一人当たりの人口の推移



※各年12月末現在
資料：愛媛県保健福祉部『保健統計年報』

平成27年度までに取り組む施策内容

- 市民の健康づくりを支援します
- 医療保障の充実を図ります
- 地域医療体制の充実を図ります

関係する個別計画

- 元気都市西条2015
(平成18年度～平成27年度)
- 西条市食育推進計画
(平成22年度～平成26年度)

施策内容

(1)市民の健康づくりを支援します

- ①栄養、運動、休養などに関する良い生活習慣を身につけるため、「元気都市西条2015」にもとづき、健康づくり活動を支援します。特に、メタボリックシンドロームの発症や重症化を予防するために、運動を中心とした生活改善や運動習慣が身につくよう指導し、運動の推進に努めます。
- ②市民の健康増進を図るため、健康づくり推進員などによる各種の活動や普及啓発活動を推進します。
- ③平成22年度を初年度とする『西条市食育推進計画』にもとづき、食育を市民運動として推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
健康づくりを支援する環境整備	健康づくりに関する活動や普及啓発活動の推進	健康づくり推進事業
各種健康診断の実施	各種がん検診、健康診査の受診勧奨の推進	予防事業費 健康診査事業
健康教育、健康相談の推進	運動、食事などの生活習慣改善や運動習慣を身につけるための教室を実施	健康相談事業 健康教育推進事業 運動推進事業

(2)医療保障の充実を図ります

- ①国民健康保険事業については、医療費適正化や国・県支出金、保険税などの財源の確保に努め、健全な運営を図ります。
- ②高齢者医療については、後期高齢者医療制度が廃止され、その後は新制度で運用するという方向性が示されています。新制度の構築にあたり、高齢者の特性に見合った医療水準の確保や適正な費用負担割合のあり方などについて、国および関係機関に要請していきます。また、制度改革の対象となる高齢者には、無用な不安や混乱を生じさせないように、十分な制度周知に努めます。
- ③現在、県補助事業として実施している乳幼児、重度心身障害者、母子家庭などへの医療費助成とあわせて、市独自で実施している上乗せ助成施策の水準確保に努めながら、これらの施策について、国の制度化を要請します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
特定健診・特定保健指導の実施	40歳～74歳の国保被保険者を対象とした保健事業の推進	特定健診・特定保健指導事業
国保医療の適正実施	国保被保険者に対する医療給付など	療養給付費
高齢者医療の適正実施	高齢者に対する医療給付など	後期高齢者医療費
各種医療費助成の適正実施	乳幼児、重度心身障害者、母子家庭などに対する医療費助成	重度心身障害者医療費助成事業 市単独心身障害者医療費助成事業 乳幼児医療費助成事業 母子家庭等医療費助成事業 市単独未就学児医療費助成事業



市立周桑病院

(3)地域医療体制の充実を図ります

- ①休日・夜間における医療サービス（第1次救急）を充実させるため、休日夜間急患センターを整備します。
- ②地域医療体制強化のため、医師会との連携を図ります。
- ③国へ働きかけを強め、医師不足問題の解消に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
休日・夜間における医療サービスの充実（第1次救急）	休日夜間急患センターの整備	休日夜間急患センター整備事業
医師会との連携	第1次、第2次救急医療体制の運営・維持のため医師会との連携	救急医療運営事業 救急勤務医支援事業

第1章 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり

第4節 子育て環境の充実

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成19年7月に、西条ファミリー・サポート・センターを開設しました。
- 育児不安の大きい産前産後の育児相談や特定不妊治療助成事業を実施しました。



ファミリー・サポート・センター スキルアップ講習

現況と課題

- 近年、少子化や核家族化、女性の就労者の増加、人間関係の希薄化など、子育て環境が大きく変化する中で、育児不安や子どもの虐待などの新たな問題が発生しており、次代を担う子どもたちを産み育てやすい環境を構築することが強く求められています。
- 多様な保育ニーズに的確に応えながら、妊娠中から出産、子育ての相談窓口の充実を図るとともに、地域における子育て支援体制を確立する必要があります。また、包括的な次世代育成支援の枠組みを構築し、働く女性を応援する仕組みづくりが不可欠となっています。
- 増加傾向にある「ひとり親家庭(母子家庭・父子家庭)」に対しても、それぞれが生きがいを持って自立できるような、適正な支援をする必要があります。
- 新臨床研修制度の影響、厳しい労働環境、訴訟などのリスクの大きさから、小児科医や産婦人科医が大幅に減少し、都市部への偏在傾向とあいまって、地方病院における医師不足が社会問題となっており、本市でもそうした傾向が見られます。子育て環境の充実、あるいは地域医療の充実を図る上でも、小児科医、産婦人科医の確保と小児科診療体制の確立が喫緊の課題となっています。

図1-4-1 乳幼児健診受診者数(受診率)の推移

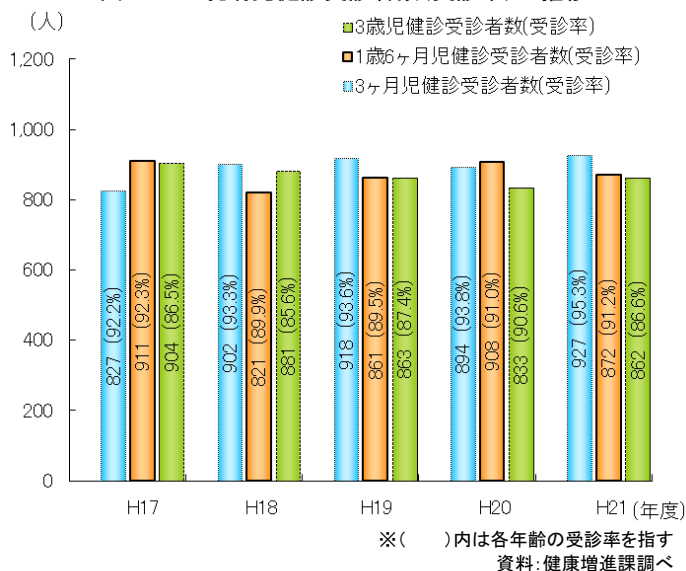
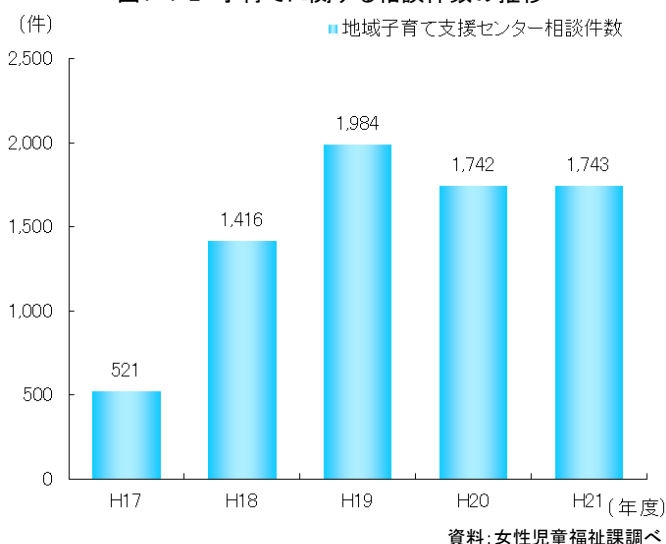


図1-4-2 子育てに関する相談件数の推移



平成27年度までに取り組む施策内容

- 保育サービス・児童の健全育成活動の充実を図ります
- 子育て支援体制の充実を図ります
- 母子保健と医療体制の充実を図ります

関係する個別計画

- 西条市次世代育成支援対策推進行動計画【後期計画】(平成22度～平成26年度)

施策内容

(1) 保育サービス・児童の健全育成活動の充実を図ります

- ①就業構造の変化や就労形態が多様化する中で、保育ニーズも多様化しており、これらに対応するため、延長保育、一時保育、病児・病後児保育などのサービスの充実に努めます。
- ②政府が検討を進める幼稚園と保育所の一体化に向けた新制度の導入が予定される平成25年度に向け、教育および保育の内容、職員配置、施設設備のあり方などに関する検討を行います。
- ③小学生の放課後の居場所づくりとして、放課後児童クラブ事業を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
各種保育サービスの充実支援	延長保育・一時保育など保育ニーズに合わせた事業の充実	私立保育所児童運営事業 私立保育所等特別保育事業 市立保育所特別保育事業
幼保一体化に向けた対策の検討	新制度を導入する方向性が示されている幼保一体化に向けた対策を検討	—
放課後児童クラブ事業の推進	大規模児童クラブの解消を含めた受入れ拡大	放課後児童健全育成事業

(2) 子育て支援体制の充実を図ります

- ①子育て世帯の育児不安の解消や社会からの孤立を防ぐため、地域子育て支援センター、つどいの広場および児童館を整備・運営し、地域における育児相談、交流の場の提供および子育て情報の提供体制を確立します。
- ②男女が家事・育児などで責任と喜びをわかり合うとともに、結婚・出産後においても継続して働くことができるよう、各種施策を展開します。
- ③子育てを地域社会全体で支えるため、子育て支援ネットワークを構築し、子育て家庭、地域の関連機関および地域の人々の連携を図ります。また、子育て世帯の一時的な保育需要に対応するため、ファミリー・サポート・センター※を充実させ、地域における相互援助活動を支援します。
- ④子育て世代の負担軽減を図るため、子ども手当の支給等の施策を展開します。
- ⑤ひとり親家庭の自立支援を図るため、母子自立支援員を中心とした、生活、就労、就学の面における各種支援策や相談体制の推進に努めます。特に、母子家庭に対しては就業支援、父子家庭に対しては日常生活支援に重点を置き、それぞれの自立に向けた取り組みを強化します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
育児不安などの解消や地域における子育てのための環境整備	育児不安などの解消のため、地域の身近な場所での育児相談、交流の場の提供 ファミリー・サポート・センターを充実させ、地域の相互援助活動を支援	地域子育て支援センター事業 ファミリー・サポート・センター事業
児童健全育成の環境整備	虐待をはじめとする要保護児童およびその家族への支援	家庭児童相談室事業
子育て世代の負担軽減	経済的、精神的および身体的負担の軽減をはかり、子育て世代を支援	子ども手当支給事業
ひとり親家庭の自立支援	ひとり親家庭の自立促進などを支援	母子寡婦・父子家庭福祉事業 児童扶養手当支給事業

※ ファミリー・サポート・センター … 育児の「援助を受けたい人」と「援助を行いたい人」を結ぶ会員組織です。

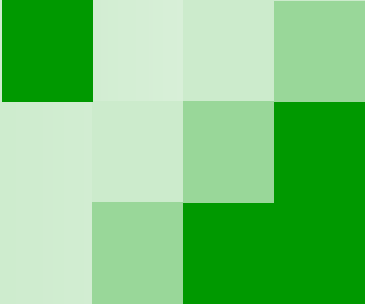


歯科健診の様子

(3) 母子保健と医療体制の充実を図ります

- ①子どもや母親の健康を確保するため、健康診査、予防接種、両親学級、育児相談など、各種母子保健事業を推進します。
- ②発達や言葉の遅れなどで経過観察が必要な子どもに対し、(仮称)子ども支援センターと連携しながら相談・指導事業を実施します。また、親同士の交流を図る事業を推進します。
- ③小児医療を円滑に推進するため、小児救急医療電話相談の利用や診療所などの適切な受診の啓発に努めます。また、小児科医、産婦人科医の確保と医療体制の充実にも努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
子どもや母親の健康づくり支援	妊婦・乳幼児健診、子育て総合相談窓口など母子保健事業の提供	母子健康診査事業 母子健康指導事業
発達支援体制の確立	保健、医療、福祉および教育の連携支援体制の確立	—



第2章

豊かな自然環境を
実感できるまちづくり

第2章 政策体系

豊かな自然環境を実感できるまちづくり



第1節 自然環境の保全

- (1) 自然環境の保全活動を推進します
- (2) 希少生物の調査・保護を推進します

第2節 生活環境の整備

- (1) 生活環境の向上を図ります
- (2) 公害防止に努めます
- (3) ごみ・し尿の適正な処理に努めます

第3節 環境資源を活かした地域づくり

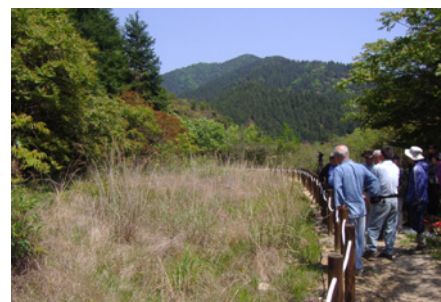
- (1) 地域の環境資源の保全と活用を推進します
- (2) 環境負荷の少ない地域社会を形成します

第2章 豊かな自然環境を実感できるまちづくり

第1節 自然環境の保全

前期(平成18～22年度)における実績

- 自然観察会を開催し、市民の方々から好評を得ることができました。
- 水生昆虫の観察を通して、小学生でも容易に河川の水質評価を行うことができる水と親しむ青空教室を開催し、好評を得ることができました。
- 平成21年3月に、庄内地区が愛媛県より特定希少野生動植物保護区(庄内地区ハッチョウトンボ保護区)に指定されました。
- 市民を中心にカブトガニ幼生飼育ボランティアが積極的に行われ、平成17年度以降の河原津海岸でのカブトガニ幼生発見件数が大幅に増加する成果が見られました。



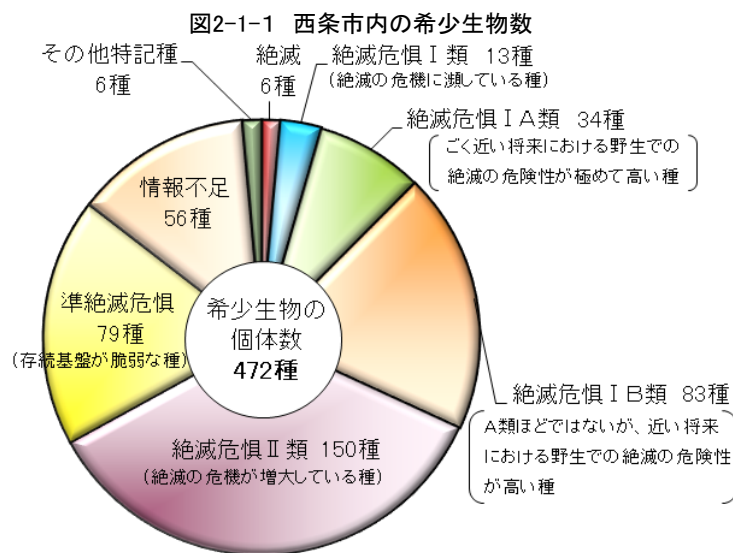
特定希少野生動植物保護区に指定された
庄内地区ハッチョウトンボ保護区

現況と課題

- 本市には、石鎚山を代表とする標高の高い地域から、沿岸部に分布する干潟まで多様な環境が存在し、多くの希少生物の生息も見られます(図2-1-1参照)。しかしながら、石鎚山系を除く山間部は、放置された人工林のため地盤がぜい弱で崩壊しやすくなった地域も見られます。また、河川や海岸についても、護岸工事や開発により、自然のままで残されている場所が減少しつつあります。
- 豊かな自然環境を保全し次世代に引き継いでいくため、自然環境の保全に努めるとともに、市民や事業者の環境意識を高揚させ、環境保全活動を推進する必要があります。
- 本市の多様な環境に適応し生息している多くの希少生物については、それぞれの環境や生物の状態を把握し、生態系に配慮しつつ共存のための各種施策を展開することで、生物多様性が保てる自然環境を維持する必要があります。

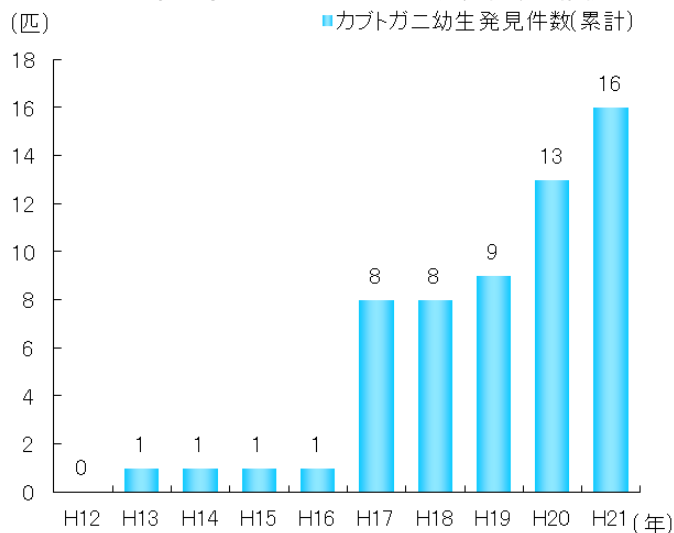


好評を得ている自然観察会(干潟の生物)



資料:平成17年度西条市環境基礎調査報告書より

図2-1-2 河原津海岸でのカブトガニ幼生発見件数の推移



資料:東予郷土館調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 自然環境の保全活動を推進します
- 希少生物の調査・保護を推進します

関係する個別計画

- 西条市環境基本計画
(平成19年度～平成28年度)

施策内容



水と親しむ青空教室

(1)自然環境の保全活動を推進します

- ①計画的な土地利用による自然環境の保全を推進するとともに、適切な開発規制や環境影響評価の実施を推進し、無秩序な開発の防止に努めます。
- ②市民の自然環境保護意識を啓発するため、子ども、市民および事業者を対象とした環境教育を推進します。また、人と自然とのふれあいを確保するため、指導者の育成に努めます。
- ③川や里山などの自然資源をまちづくりに活かし、有効活用するための手法を検討します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
計画的な開発の推進	自然環境との調和を考慮した開発の推進	環境対策事業
自然環境教育の推進	身近な自然をテーマにした様々な自然観察会など	環境対策事業



ハッチョウトンボのオス

(2)希少生物の調査・保護を推進します

- ①市内に生息する動植物を調査してデータベース化し、その保護のため、生息・生育地の一体的な保全を図ります。
- ② カブトガニや野鳥など地域に棲息する小動物の保護とその棲息環境の保全に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
希少生物の保護	カブトガニやハッチョウトンボなど希少生物の保護活動と保護員の育成	カブトガニ保護活動事業
棲息環境の保全	外来生物の生息域拡大の抑制	環境対策事業

※ ハッチョウトンボ … 国内最小種のトンボで、きれいなわき水のある湿原に棲息しています。



カブトガニのつがい



カブトガニの幼生放流

第2章 豊かな自然環境を実感できるまちづくり

第2節 生活環境の整備

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成17年度より環境教育(出前講座)を実施しています(平成17年度から21年度まで延べ50回実施)。
- 法規で示されている環境基準値をほぼ達成し、環境保全に努めています。また、企業と締結している環境保全協定も基準値を満たしています。
- 平成23年度の完成を目指し、平成17年度から(仮称)東部一般廃棄物最終処分場の整備に取り組んでいます。



環境教育出前講座の様子

現況と課題

- 「大量生産」「大量消費」「大量廃棄」がもたらした今日の環境問題は、企業活動に起因する産業型から、個人のライフスタイルの変化に伴う都市型・生活型に至るまで多様化が進み、人類だけでなくすべての生物の存在に関わる脅威となりつつあります。
- 本市では著しい公害問題こそ抱えてはいませんが、自動車による大気汚染や騒音、ごみ排出量の増加、ごみの散乱など、都市・生活型公害の改善が課題となっています。
- 快適な暮らしを守るために、ごみの発生抑制・再利用・リサイクルの推進による循環型社会の構築、不法投棄の防止および化学物質による環境汚染の未然防止といった環境に関わる施策を総合的に展開する必要があります。
- 今後もいっそう市民、企業および行政がそれぞれの役割を果たし、環境問題の解決に向けて、環境への負荷が少ない循環型社会の構築を目指す必要があります。



(仮称)東部一般廃棄物最終処分場完成予想図

図2-2-1 生ごみ処理機などの購入補助件数と補助金額の推移

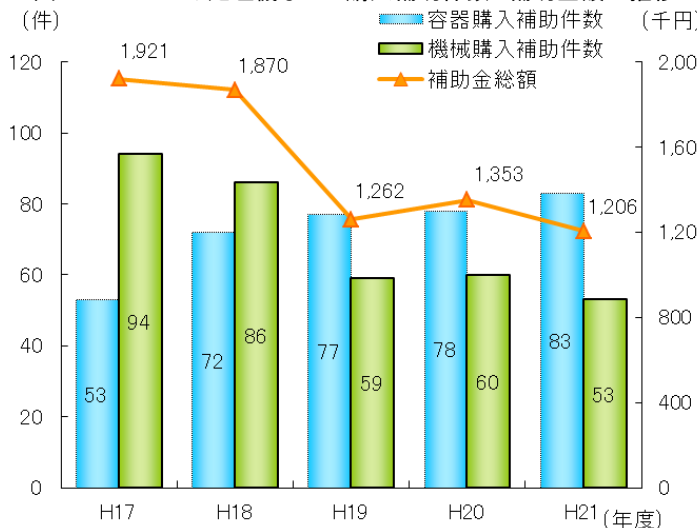
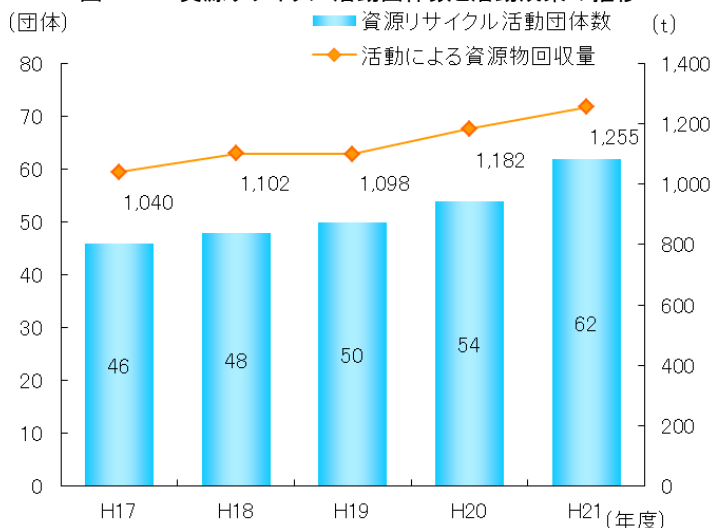


図2-2-2 資源リサイクル活動団体数と活動成果の推移



平成27年度までに取り組む施策内容

- 生活環境の向上を図ります
- 公害防止に努めます
- ごみ・し尿の適正な処理に努めます

関係する個別計画

- 西条市環境基本計画
(平成19年度～平成28年度)
- 西条市一般廃棄物処理基本計画
(平成18年度～平成32年度)

施策内容

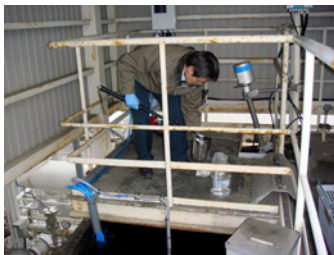


河川一斉清掃

(1)生活環境の向上を図ります

- ①美しさと潤いを感じる生活環境を実現するため、市民、企業および行政が連携して、環境美化活動、不法投棄防止活動、野焼き防止活動などを推進します。
- ②ごみの減量化に関する情報提供や普及活動を推進します。
- ③市営墓地・火葬場の適正管理に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
環境美化活動・対策の充実	市民参加による河川や公園の一斉清掃 不法投棄ごみ対策の強化	環境美化推進事業 環境指導員設置事業
環境教育やごみ減量化啓発活動の推進	施設見学会や自治会などへの説明会の実施	環境美化推進事業
市営墓地・火葬場の適正管理	施設の適正な維持管理により快適な利用環境を確保	やすらぎ苑管理運営事業



事業所への立ち入り調査

(2)公害防止に努めます

- ①快適な暮らしを守るため、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁、悪臭などの公害防止に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
環境保全協定の締結・運用	環境保全体制の整備	環境対策費

(3)ごみ・し尿の適正な処理に努めます

- ①ごみの効果的、効率的な排出、収集、処理システムを構築するとともに、ごみ排出割合に応じた処理手数料の見直しなどを行い、段階的にごみの発生抑制に向けた取り組みを推進します。また、周辺環境に配慮したごみ処理施設、最終処分場を整備し、適正な維持管理に努めます。
- ②ごみの発生抑制・再利用・リサイクルを推進することで計画的なごみの減量に取り組むとともに、環境に配慮したライフスタイルの確立や社会構造づくりに努め、循環型社会を構築します。
- ③し尿処理施設の維持管理に努めるとともに、老朽化している施設を再整備し、し尿の適正な処理に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
最適なごみ処理体制の確立	収集体制・処理体制の見直し	ごみ収集運搬事業
(仮称)東部一般廃棄物最終処分場の整備	最終処分場の整備	(仮称)東部一般廃棄物最終処分場整備事業
容器包装リサイクル推進施設の整備	ストックヤードなどの整備	容器包装リサイクル事業
ひうちクリーンセンターの整備	し尿処理施設の整備	ひうちクリーンセンター整備事業
道前クリーンセンターの整備	ごみ焼却施設の整備	—

第2章 豊かな自然環境を実感できるまちづくり

第3節 環境資源を活かした地域づくり

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成18年度に市ホームページ上へ「水の歴史館」を開設して水に関する情報を市内外に発信し、水資源の保全に対する市民意識の高揚に努めてきました。
- 平成20年9月に「水のつながりを考える」シンポジウム、平成22年9月に地下水のシンポジウムを開催し、市民に水資源を保全することの大切さを訴えました。
- 住宅用太陽光発電設備の設置に対する市補助金を継続実施し、新エネルギー政策発祥の地としてのPRを積極的に行いました。



「人と水」シンポジウム 水のつながりを考える

現況と課題

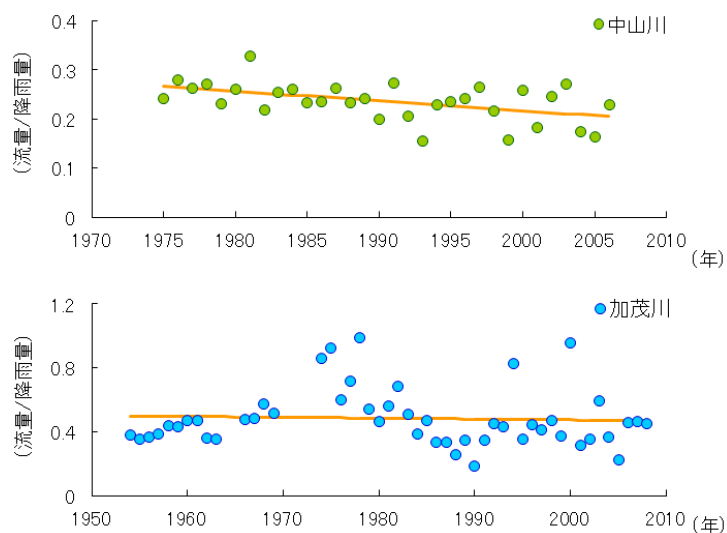
●本市は、加茂川、中山川をはじめ、中小の河川が貫流しており、平坦部の一部では、全国でもめずらしい自噴地帯が形成され、生活用水や産業用水、また景観用水として、「水のまち」としてのまちづくりに活用してきました。しかしながら、近年の異常気象や森林の荒廃などの影響で河川流量が低下傾向にあり、自噴が停止するなど市民生活に支障が生じています。また、市内には新たな水源を必要とする地域もあるなど、本市の水資源事情は楽観できない状況にあります(図2-3-1参照)。

●この貴重な環境資源である「水」を市民共有の財産として適正に保全するため、水は限りある資源であるとの認識を持ち、次代に引き継いでいくことが重要な課題となっています。その上で、水をはじめとした豊かな自然環境を資源として活用し、それらを最大限に活かせるまちづくりを進める必要があります。

●地球規模での化石燃料の大量使用による温室効果ガスの発生が、地球温暖化の主な原因であると言われています。地球温暖化問題の解消に向けた取り組みを進めていくことは、地域の自然環境を守ることにも繋がります。豊かな水など地域固有の資源を活用した新エネルギー※の積極的な活用や、省エネルギー施策を推進していくことが重要な課題となっています。

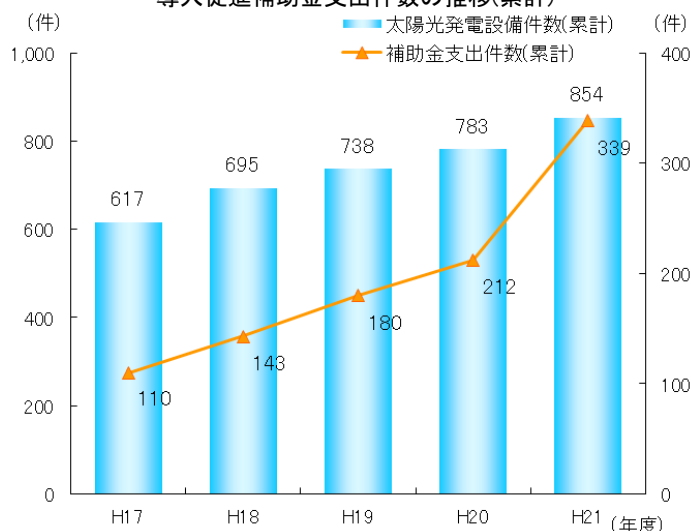
※ 新エネルギー …… 太陽光発電、バイオマス、風力発電など新エネルギー法により指定されている再生可能エネルギーのことです。

図2-3-1 主要河川の低水量の推移



※各年の1日の河川流量のうち、その275番目を低水量、355番目を濁水量という
資料:環境衛生課調べ

図2-3-2 太陽光発電設備件数と本市住宅用太陽光発電システム導入促進補助金支出件数の推移(累計)



資料:商工労政課調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 地域の環境資源の保全と活用を推進します
- 環境負荷の少ない地域社会を形成します

関係する個別計画

- 西条市環境基本計画
(平成19年度～平成28年度)
- 西条市役所地球温暖化対策実行計画
(平成23年度～平成27年度)

施策内容



豊かな環境資源を保全しよう

(1)地域の環境資源の保全と活用を推進します

- ①家庭への節水の呼びかけや河川一斉清掃活動、市ホームページ上に開設した「水の歴史館」による情報提供などを通じて、水資源と水質の保全に対する市民の意識啓発に努めます。
- ②『西条市地下水の保全に関する条例』にもとづき、市民、企業および行政が連携して地下水の水量維持および水質保全に努めます。
- ③水資源の涵養に向けて、水源の森の整備を検討します。
- ④地下水資源の調査分析結果をもとに、水資源の市民活動や企業活動への活用を促進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
水資源と水質の保全に対する市民意識の啓発	環境保全体制の整備	清流保全事業
地下水の保全対策	地下水保全条例の内容整備	地下水対策事業
水資源の調査分析と積極活用	地下水資源の調査分析 水を活用したまちづくりや産業振興	—

(2)環境負荷の少ない地域社会を形成します



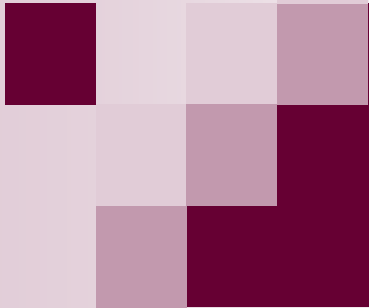
西条図書館の太陽光発電パネル

- ①平成23年3月に策定した『西条市地球温暖化対策実行計画』にもとづき、公共施設の省エネルギー施策による温室効果ガスの削減に取り組みます。また、市民、企業および行政が一体となって地球温暖化対策に取り組むことができるよう、市民や企業に対し地球温暖化対策事業にかかる意識啓発を図ります。
- ②公共施設への太陽光発電システムの導入やバイオマスエネルギー※の利活用を検討します。また、住宅用太陽光発電システム導入に対する助成などを通して、市民、企業および行政が一体となった新エネルギー設備の導入を図ります。
- ③地域資源である工場廃熱と地下水を組み合わせたMH冷水製造システム※の更なる開発を進め、新エネルギーとしての汎用化に向けた取り組みを進めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
地球温暖化対策の推進	地球温暖化対策実行計画にもとづく温室効果ガス排出削減の推進	地球温暖化対策事業
新エネルギー導入に向けた普及啓発	住宅用太陽光発電システムの普及促進 公共施設への新エネルギー設備の導入と啓発	住宅用太陽光発電システム導入促進事業

※ バイオマスエネルギー …… 動植物から生まれた再利用可能な資源を原料に作られるエネルギーのことです。

※ MH冷水製造システム …… 水素吸蔵合金が水素を吸収するときに発熱し、放出するときに吸熱するという性質を利用した環境にやさしい冷水製造システムのことです。



第3章

安心して快適な生活空間を
実感できるまちづくり

第3章 政策体系

安心して快適な生活空間を実感できるまちづくり



第1節 交通体系の整備

(1) 道路網の整備を図ります

第2節 都市基盤の整備

(2) 公共交通機関の拡充を図ります

A 市街地整備

(1) 市街地整備を推進します

(2) 良好な景観の形成を促進します

B 港湾

(1) 港湾施設の整備を図ります

C 水道

(1) 水道施設の整備を図ります

(2) 健全な水道事業を確立します

D 下水道

(1) 汚水処理施設の整備を図ります

(2) 浸水対策施設の整備を図ります

E 公園・緑地

(1) 公園緑地の整備を図ります

(2) 公園緑地の適正な維持管理を行います

F 住宅・宅地

(1) 市営住宅の整備・充実を図ります

(2) 良好な住環境づくりを推進します

第3節 危機管理体制の強化

A 防災体制

(1) 防災体制の充実を図ります

B 消防・救急救助体制

(1) 消防体制の充実を図ります

(2) 救急救助体制の充実を図ります

C 安全・安心な生活

(1) 防犯体制の充実を図ります

(2) 交通安全対策の充実を図ります

(3) 消費者行政の充実を図ります

第4節 情報化の推進

(1) 地域の情報化を推進します

(2) 教育の情報化を推進します

(3) 行政の情報化を推進します

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第1節 交通体系の整備

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成19年度に西条駅前干拓地線の改良事業が完了しました。
- 平成20年度から船屋王至森寺線の改良事業に着手しました。
- 平成20年度から喜多川朔日市線の改良事業に着手しました。
- 平成22年3月現在、北条周布線の改良率が36%となりました。



改良が完了した西条駅前干拓地線

現況と課題

●本市の道路網は、高速自動車国道1路線、一般国道の自動車専用道路1路線、一般国道3路線、県道21路線、市道1,800路線で構成されていますが、これらの幹線道路間を連結する道路整備を積極的に進める必要があります。また、合併による旧市間の生活圏域の連結や各圏域内の生活道路の整備も重要な課題となっています(図3-1-1参照)。

●市民生活の利便性、快適性および安全性の向上を図る上で、計画的かつ効率的な道路網の整備を進める必要があります。また、都市景観上必要性の高い箇所については、地域の活性化や良好な都市景観およびアメニティ空間の創出を行うこと、さらに都市計画道路の整備も効果的に進める必要があります。

●道路施設のうち市道に架けられている887橋の道路橋について、定期的な点検を行って橋りょうの健全性を随時把握し、適切な時期に適切な修繕を行うことで、市民の大切な資産である橋りょうを長く大切に保全し、将来の維持管理費の縮減を図ることが重要です(図3-1-2参照)。

●市内の公共交通機関それぞれが、自家用車の普及や高速道路の料金割引制度・本四架橋開通に伴い、その相対的地位が低下する状況となっています。特に、バス路線はその利用者が減少し、減便や廃止なども課題となっています。大量・高速輸送手段として、また交通弱者である高齢者の移動手段としての役割を担う公共交通機関のあり方を再確認する必要があります。

図3-1-1 市道の実延長と改良率の推移

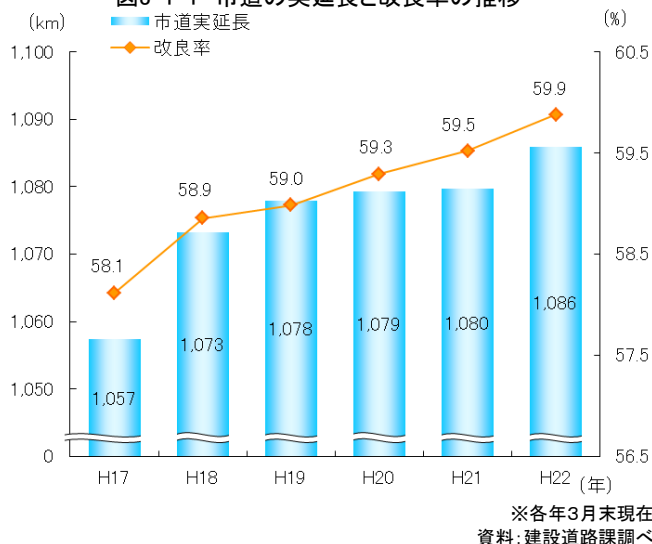
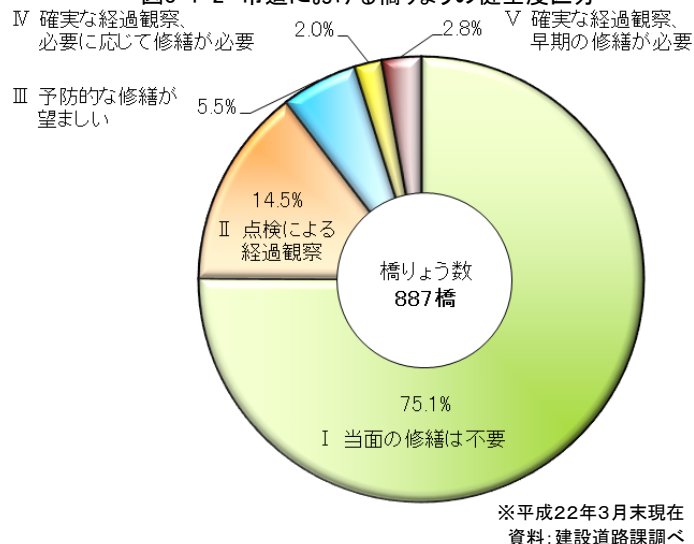


図3-1-2 市道における橋りょうの健全度区分



平成27年度までに取り組む施策内容

- 道路網の整備を図ります
- 公共交通機関の拡充を図ります

関係する個別計画

- 西条市都市計画マスタープラン
(平成21年度～平成40年度)
- 西条市橋梁長寿命化修繕計画
(平成22年度～平成31年度)

施策内容

(1)道路網の整備を図ります



部分供用を開始した柚ノ木線

- ①主要幹線道路について、一般国道11号西条市バイパスおよび小松バイパスの改良整備を推進するとともに、西条市バイパス関連道路の国道昇格を促進します。また、今治小松自動車道の全線開通の早期実現を促進します。
- ②アクセス道路網について、幹線道路へのアクセス道としての県道の拡幅整備を促進します。また、市街地の渋滞緩和と交通安全確保のため、都市計画道路の整備を進め、市街地の健全な発展を図ります。
- ③市民生活に身近な生活道路については、道路が持つ本来的な機能に加え、道路を快適な空間、健康増進空間としてとらえ、障害者や高齢者を含めたすべての人にやさしいユニバーサルデザイン※やエコロジーの視点も配慮して、その整備を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
国道の整備促進	一般国道11号西条市バイパスおよび小松バイパス	—
県道の整備促進	主要地方道、一般県道など	県土木建設事業費負担金
市道の改良および最適な維持管理	街路喜多川朔日市線、柚ノ木線、船屋王至森寺線、北条周布線、清水町1号線、古川玉津橋線など	街路事業 道路維持管理費 道路改良事業 道路交通安全施設整備事業 安心安全歩行対策事業
橋りょう長寿命化対策の推進	橋りょうの架け替えや補修修繕	橋りょう長寿命化事業

※ ユニバーサルデザイン … 年齢や障害の有無にかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすることです。

(2)公共交通機関の拡充を図ります



公共交通機関の拡充が望まれる

- ①必要に応じて、公共交通関係機関や事業者との調整・連携を進め、地域住民の利便性確保に努めます。
- ②公共交通空白地域や周辺地域での交通手段の確保、中心市街地の活性化、市内主要施設利用者の利便性を図ることなどを目的とした、地方バス路線の見直しやデマンド交通※などの新交通システムの導入を検討します。
- ③京阪神地域に直結する大量・高速輸送手段として、国がその導入計画を進めているフリーゲージトレイン※の早期実現に向けた取り組みを進めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
公共交通機能の拡充	地方バス路線の見直しや新交通システムの導入など	地方バス路線運行対策事業

※ デマンド交通 … 予約することによって目的地まで乗合方式にて送迎する交通サービスのことで。

※ フリーゲージトレイン … 新幹線が在来線に直通運転することができるよう、車両の車輪幅を自動的に変換することができる電車のことで。

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第2節 都市基盤の整備（A 市街地整備）

前期(平成18～22年度)における実績

- 都市再生整備計画による第Ⅰ期中央地区の事業として、JR伊予西条駅から総合福祉センターまでのエリアで市街地再開発を行い、駅前広場、鉄道歴史パークin SAIJO、西条図書館などを一体的に整備しました。
- 再開発エリアをJR伊予西条駅南地区に拡大し、第Ⅱ期中央地区の事業に着手しました。
- JR壬生川駅周辺市街地整備事業、丹原地区、小松地区市街地整備事業に着手しました。



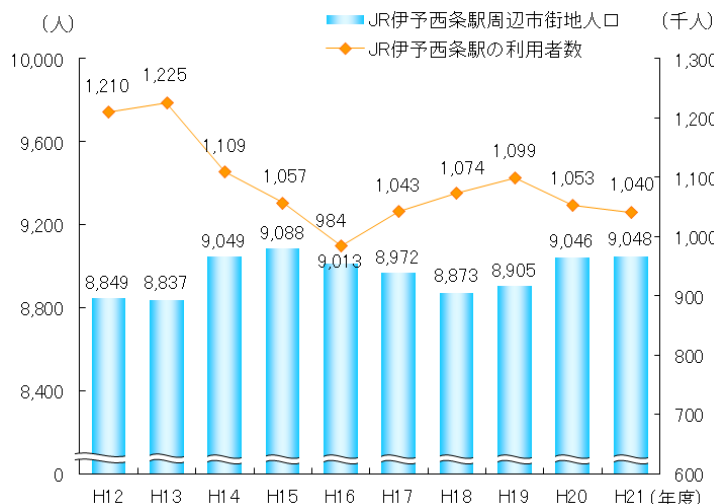
再整備したJR伊予西条駅前

現況と課題

- JR伊予西条駅周辺やJR壬生川駅周辺などの既成の市街地では、空き地・空店舗の増加や来街者の減少により、活力が失われつつあります。一方で、既成市街地周辺部では、区域区分（線引き）の廃止の影響もあり、幹線道路沿いへの大型店舗の進出や分譲宅地の造成などが見られ、既成市街地の空洞化へと繋がっています（図3-2-A-1および図3-2-A-2参照）。
- 道路や公共施設が未整備でスプロール現象※が見受けられる周辺地域の一部では、環境整備、防災などの対策が問題となります。
- 今後、市全域における土地利用を考慮し、宅地、道路などの都市的土地利用と、農地、森林、河川などを合わせた自然的土地利用の調和を図ることが、良好な都市環境を維持するための重要な課題となっています。都市的土地利用については、計画的な市街地の形成を図りつつ、市街地周辺部の面的整備を含め、都市拠点の形成と居住環境の整備など、景観に配慮しながら、人にやさしい、コンパクトなまちづくりを推進する必要があります。

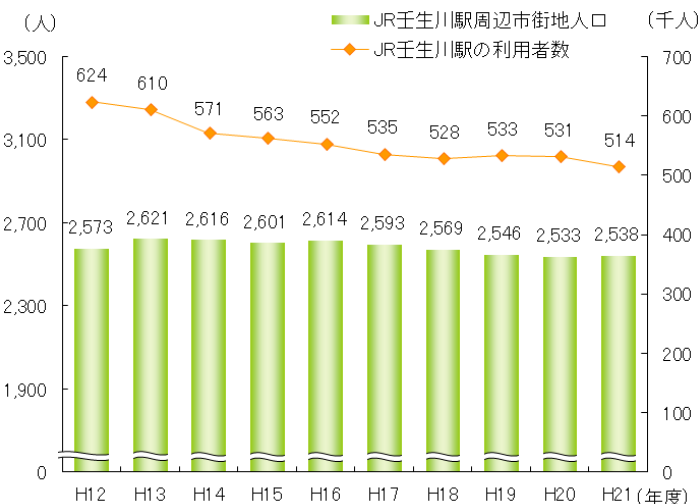
※ スプロール現象 … 開発が都市の中心部から郊外へ無秩序に広がっていくことをいいます。

図3-2-A-1 JR伊予西条駅利用者と周辺市街地人口の推移



※市街地人口については各年度末(3月末)現在の値
資料：都市計画整備課、商工労政課調べ、四国旅客鉄道株式会社

図3-2-A-2 JR壬生川駅利用者と周辺市街地人口の推移



※市街地人口については各年度末(3月末)現在の値
資料：都市計画整備課、商工労政課調べ、四国旅客鉄道株式会社

平成27年度までに取り組む施策内容

- 市街地再開発を推進します
- 良好な景観の形成を促進します

関係する個別計画

- 西条市都市計画マスタープラン
(平成21年度～平成40年度)
- 中心市街地活性化基本計画
(平成20年度～平成24年度)

施策内容

(1)市街地整備を推進します

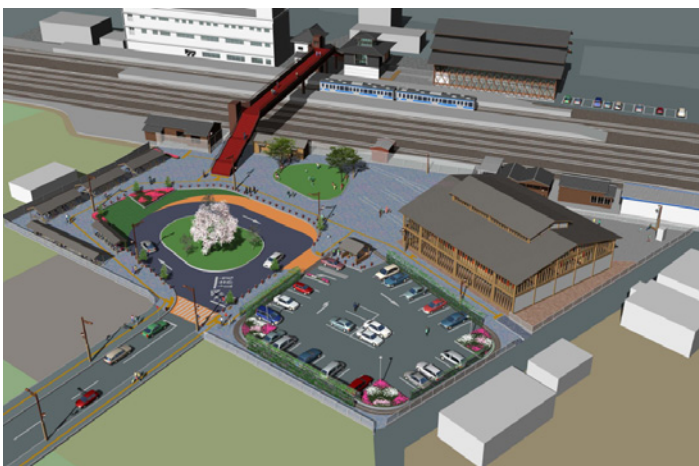
- ①JR伊予西条駅南口広場を新たに整備するとともに、駅の南北を結ぶ自由通路や市街地のコミュニティ道路を整備することにより、さらなる回遊性の向上を図り、にぎわいを創出します。
- ②JR壬生川駅周辺の一体的な再整備を図ることで、既存の行政・文化施設の集積とあわせて住環境の整備を推進し、健全で秩序ある市街地の形成を図ります。
- ③丹原・小松地区の市街地において、歩行者や自転車の安全に配慮したコミュニティ道路の整備を行うとともに、小広場などの整備もあわせて行い、にぎわいの再生を目指します。
- ④中心市街地活性化基本計画の認定を受けた西条地区中心市街地において、地元商店街が実施する、商業機能、まちなか居住機能、福祉機能を兼ね備えた、共同店舗整備事業などを支援します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
JR伊予西条駅周辺市街地の整備	駅南側広場、南北自由通路の整備など	(第Ⅱ期中央地区)まちづくり基盤整備事業
JR壬生川駅周辺市街地の整備	駅前広場の再整備、駅西地区道路整備、駅西側広場整備、東西自由通路の整備など	(壬生川地区)まちづくり基盤整備事業
丹原、小松地区市街地の整備	コミュニティ道路整備、排水路整備、小広場整備など	丹原地区市街地基盤整備事業 小松地区市街地基盤整備事業
西条地区中心市街地の整備	共同店舗整備事業、道路拡幅など	西条紺屋町商店街整備支援事業

(2)良好な景観の形成を促進します

- ①住民が求める美しいまちを実現するため、持続的かつ良好な景観形成に向けたまちづくりルールの策定を検討します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
景観計画の策定に向けた検討	持続的かつ良好な景観形成に向けたまちづくりルールの検討	—



JR伊予西条駅南側広場完成予想図



整備が完了したJR壬生川駅前広場

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第2節 都市基盤の整備（B 港湾）

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成22年8月、全国重点港湾43港の一つに東予港が選定されました。
- 西条第1(東)防波堤の整備について、国、県への要望活動を行った結果、平成22年度に整備に関する調査が行われました。
- 神拝地区海岸保全高潮対策について、工法の見直しを行った結果コスト縮減が可能となり、事業完了予定を早めることができました。
- 壬生川地区小型船だまりについて、平成20年度に部分竣工を行い、船揚場の供用を開始しました。また、漁業関連施設の用地を確保しました。
- 臨海部に立地する企業において、港湾計画に沿った専用岸壁が2箇所整備されました。



供用を開始した壬生川地区小型船だまり

現況と課題

- 東予港は、西条市・新居浜市を背後地とした産業活動や地域の物流を支える拠点港として、また、愛媛県と阪神地域を結ぶフェリーによる人・物の中継点として重要な役割を果たしています。今後も、高速交通網などとの連携により、企業立地や都市開発、地域産業の振興、さらに環境面でも、いっそう重要な役割を果たすものと期待されています。
- 近年の経済・社会活動のグローバル化やボーダレス化、さらにアジア諸国の著しい経済成長などにより、産業競争力強化の要請がますます高まっている中、港湾の物流機能のさらなる強化が求められています。東予港には、取扱貨物量の増大や今後の新たな工業活動に対応できる港湾機能の確保や、愛媛県における阪神地域との複合一貫輸送の結節点として、フェリー機能を強化する必要があります。
- 臨海部の工業地域に立地する企業からは、現在の港湾施設の整備水準による安定した企業活動への影響が指摘されており、港湾計画に沿った早期の施設整備が求められています。
- 台風時の高潮による災害対策や近い将来の発生が危惧されている東南海・南海地震への備えなど、港湾における大規模災害への対応力の強化が求められています。

図3-2-B-1 東予港の海上出入貨物量の推移

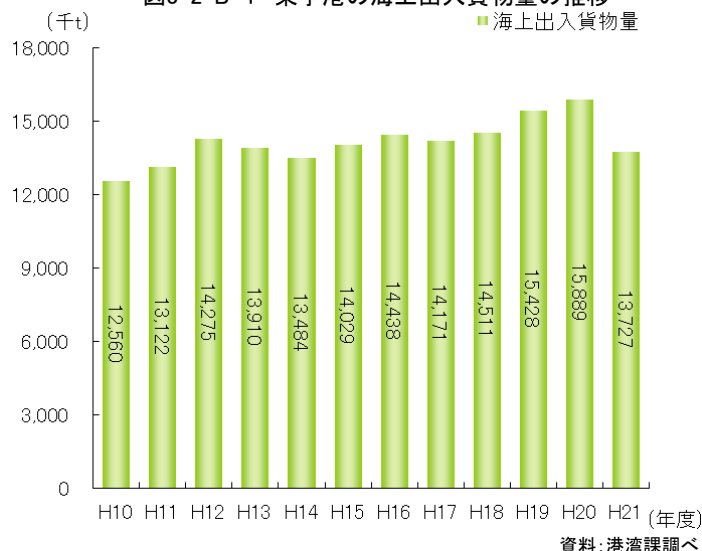
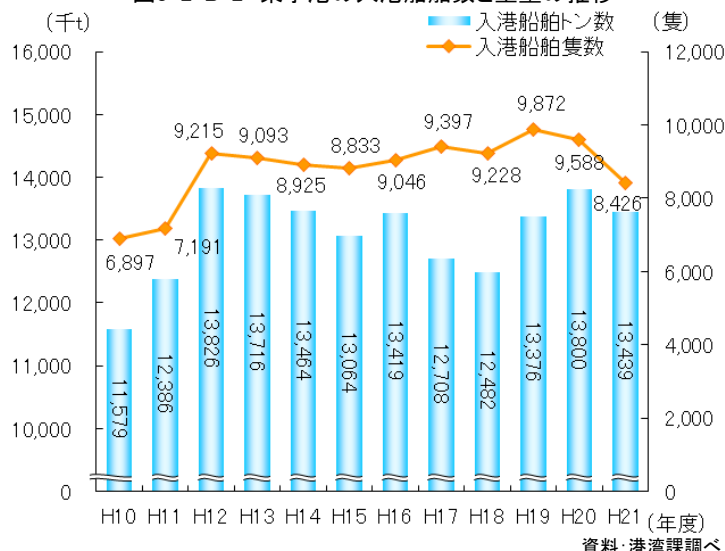


図3-2-B-2 東予港の入港船舶数と重量の推移



平成27年度までに取り組む施策内容

- 港湾施設の整備を図ります

関係する個別計画

- 東予港港湾計画(平成17年度～)

施策内容

(1) 港湾施設の整備を図ります

- ①臨海部工業地域に立地している企業の活動を安定的なものとするため、防波堤の整備を促進します。
- ②大規模地震災害時に物資の緊急輸送に対応するため、耐震強化岸壁などのフェリーふ頭の整備を促進します。
- ③主に水産業を中心とした地域産業の振興を図るため、西条地区、壬生川地区における小型船だまりやその背後のふ頭用地、漁業施設用地の整備を促進します。
- ④東予港港湾計画との整合性を図りながら、近年の物流需要の増大と船舶の大型化に対応できる港湾施設の整備を促進します。
- ⑤港内の安全を確保するとともに、大規模地震時の津波や台風時の高潮対策のため、堤防の整備を促進します。
- ⑥港湾における環境面の向上と地域環境の保全を図るため、海浜公園、海浜緑地など市民の憩いの場の整備を促進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
港湾施設の維持補修	航路・泊地の浚渫、臨港道路の補修など 各種施設の維持補修	港湾管理費 県港湾事業費負担金
西条第1(東)防波堤の整備	防波堤の整備	西条第1(東)防波堤整備事業
小型船だまり(西条地区、壬生川地区)の建設	泊地および防波堤、船揚場、物揚場、漁業関連施設用地の整備	壬生川地区小型船だまり建設事業 西条地区小型船だまり建設事業
神拝地区海岸保全高潮対策の推進	防潮堤、水門の改修	神拝地区(港新地地内)海岸保全高潮対策事業



東予港(西条地区)



東予港(壬生川地区)

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第2節 都市基盤の整備（C 水道）

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成22年度までに、東部地区上水道(統合簡水)整備事業および東予地区上水道第一次拡張事業を完了しました。
- 水道料金の統一に向けて使用料等審議会を設置し、平成22年1月に料金体系の統一へ向けた答申を受けました。

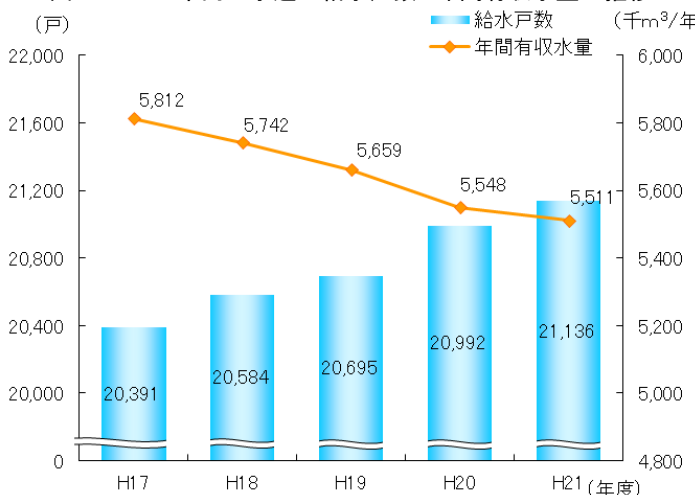


供用を開始した半田山配水池

現況と課題

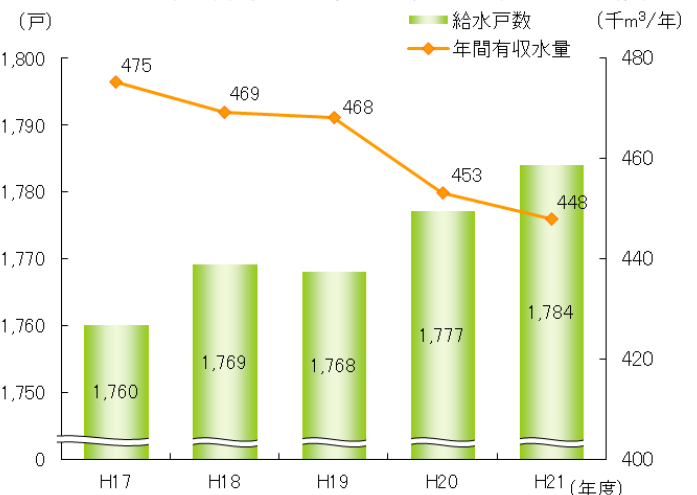
- 本市の水道事業は、西部地区、東部地区、東予地区、丹原地区、小松地区の5つの上水道事業と、中野地区、港新地地区、丹原地区の3つの簡易水道事業、市管理の西ひうち専用水道、黒谷地区県条例水道が設置されており、市の行政区域内人口の約50%に水道水を供給しています。水道区域以外は、地下水を利用している中心市街地と表流水などを利用している山間部となっています。
- 新市発足後、旧市町の料金格差が約1.8倍と大きかったことから統一できず、それぞれ合併以前の料金体系で独立採算による経営を行っています。
- 西条地区は、平成19年4月使用分から約17.27%の料金値上げを実施しましたが、依然として市内の水道料金格差は約1.5倍と大きいものがあります。料金格差の解消を図り、健全な水道事業を維持し続けるため、公正妥当な料金体系について引き続き検討する必要があります。
- 水道事業を推進する上で、安全で安心な水の安定供給などの充実、健全な経営の強化が課題となっており、老朽化した施設の更新や災害など非常時における安定供給のための対策など、施設整備を図る必要があります。

図3-2-C-1 市内上水道の給水戸数と年間有収水量の推移



※有収水量とは料金徴収の対象となった水量
※給水戸数については各年度末(3月末)現在の値
資料:水道工務課、水道業務課調べ

図3-2-C-2 市内簡易水道の給水戸数と年間有収水量の推移



※有収水量とは料金徴収の対象となった水量
※給水戸数については各年度末(3月末)現在の値
資料:水道工務課、水道業務課調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 水道施設の整備を図ります
- 健全な水道事業を確立します

関係する個別計画

- 西条市水道事業中期経営計画
(平成19年度～平成23年度)
- 西条市水道ビジョン
(平成22年度～平成31年度)

施策内容



水源のにごり(濁度)監視設備

(1)水道施設の整備を図ります

- ①上水道施設については、当面、旧西条市の中心市街地を除いた平坦部の整備を行い、あわせて、水質管理、施設管理、水量不足の解消および老朽化施設の更新や耐震化などの充実を図ります。
- ②簡易水道施設については、上水道計画との整合を図りながら、既存施設の改良および拡張を行います。また、水量不足および地下水の塩水化区域の改善を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
上水道施設などの整備	水道など施設の監視設備 施設の耐震化の推進(緊急遮断弁の設置など)	配水管等新設事業 水道施設耐震化推進事業
簡易水道地区の統合整備	簡易水道地区の上水道への統合と隣接水道未普及地域の施設整備	港新地地区上水道統合整備事業

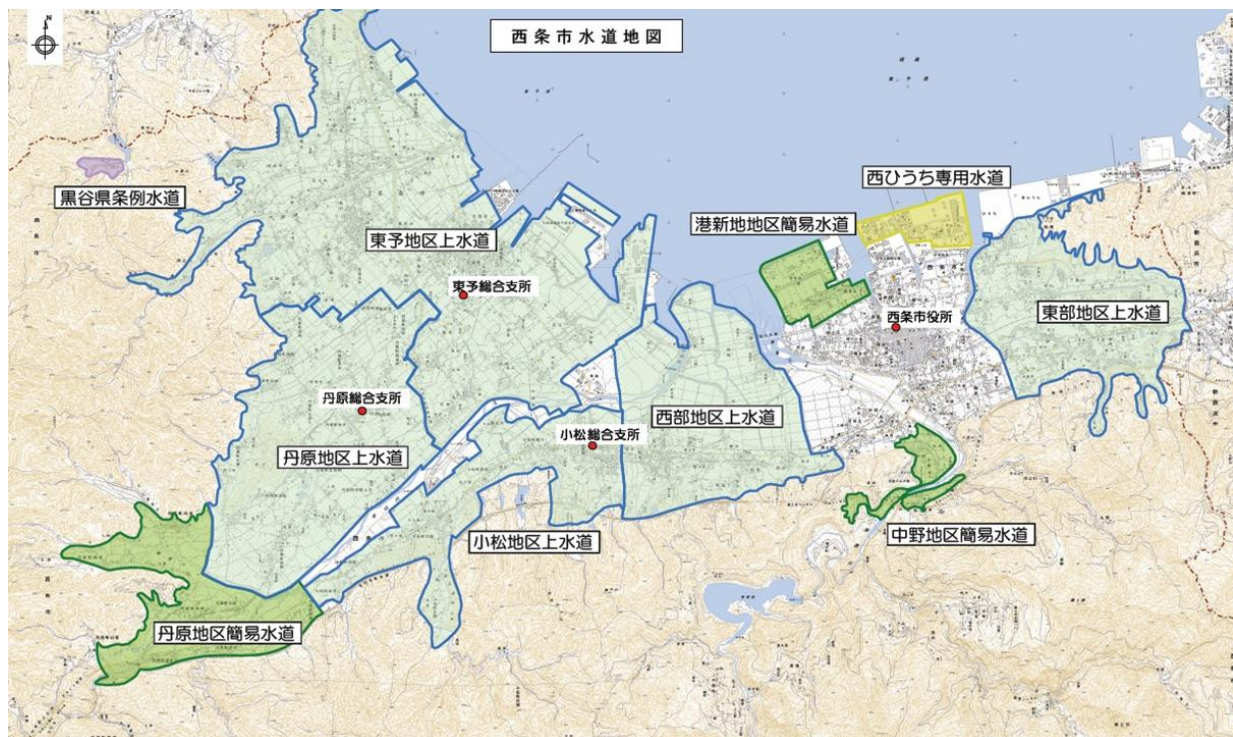


地域への広報活動(施設見学の実施)

(2)健全な水道事業を確立します

- ①今後の建設計画や財政計画をもとに、公正妥当な統一料金を設定することで、水道利用者の負担の公平を図ります。また、水道事業の経営統合を実現するとともに、健全な経営の確保を目指します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
健全な水道事業の推進	水道料金の統一 経営基盤の強化	水道事業経営基盤整備事業



西条市が管理する水道

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第2節 都市基盤の整備 (D 下水道)

前期(平成18～22年度)における実績

- 下水道計画区域内の汚水管渠を整備し、公共下水道普及率は西条処理区が74.4% (平成17年度末比2.4%増)、東予・丹原処理区が26.7% (同比2.3%増)となりました。
- 管渠の整備率が向上することに伴い、西条浄化センターの水処理施設(機械・電気設備)を1池増設し、処理能力が5,250m³/日増の31,500m³/日となりました。また、平成21年度に東予・丹原浄化センターの水処理施設(2,500m³/日)1池の増設に着手しました。
- 昭和60年3月に供用を開始した西条浄化センターの最終沈殿池(2池10,500m³/日の機械電気設備)および沈砂池ポンプ棟内の自動除塵機の改築を行いました。また、北浜・大南、中部污水幹線の管渠改築にも着手しました。



西条浄化センター水処理施設の増設

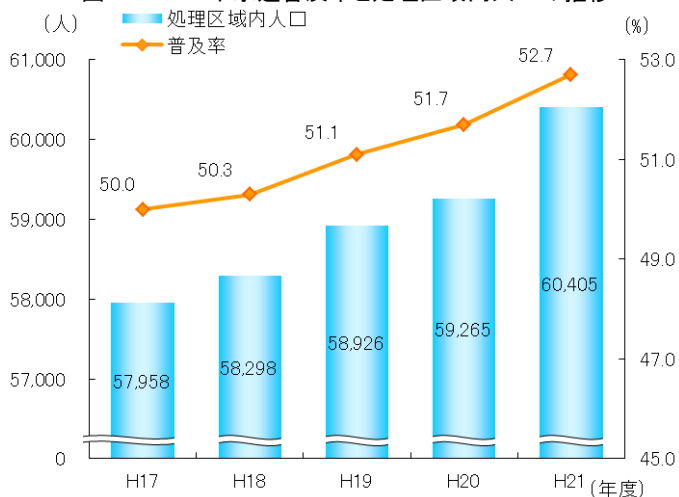
現況と課題

- 本市の公共下水道事業は、昭和49年度に着手した西条処理区と、昭和58年度に着手した東予・丹原処理区で事業を推進しています。また、西条地区では昭和61年度から小規模下水道事業に着手し、供用しています。
- 本市の公共下水道普及率は、平成22年3月末現在で49.4% (全国平均73.7%)、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント、浄化槽を含む污水处理人口普及率は、平成22年3月末現在で67.3% (全国平均85.7%)と全国平均に比べて低い水準にあり、さらなる整備を図る必要があります。また、経済性や地域の特性にも配慮し、効率的で効果的な整備手法を検討する必要があります。また、公共下水道および小規模下水道施設の計画区域外においては、引き続いて浄化槽の設置を支援する必要があります。
- 市街地の浸水防除のため、雨水施設整備を推進し、浸水地区の解消に努め、親水都市にふさわしい水辺の整備、保全を図る必要があります。



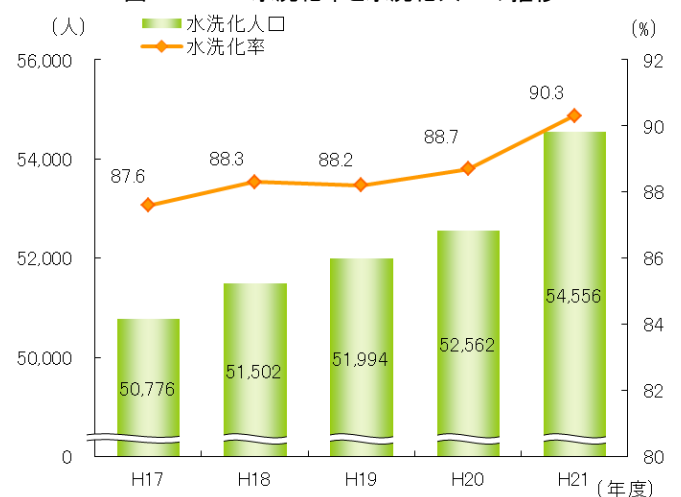
下水道の整備により復活した陣屋跡のお堀

図3-2-D-1 下水道普及率と処理区域内人口の推移



資料: 下水道工務課、下水道業務課調べ

図3-2-D-2 水洗化率と水洗化人口の推移



資料: 下水道工務課、下水道業務課調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 污水处理施設の整備を図ります
- 浸水対策施設の整備を図ります

関係する個別計画

- 西条市公共下水道事業計画
西条処理区(昭和49年度～平成24年度)
東予・丹原処理区(昭和58年度～平成24年度)

施策内容

(1) 汚水処理施設の整備を図ります



汚水幹線管渠の改築(管更生)工事

①下水道計画区域の設定においては、計画区域外での浄化槽の設置の推進なども視野に入れ、経済性やそれぞれの地域の特性に応じた汚水処理方法を検討するとともに、より効果的で効率的な計画を策定し、事業の推進に努めます。また、社会情勢などの変化に応じて適宜見直しを行いながら、市全域の汚水処理人口普及率の向上を目指します。

②生活環境の改善、トイレの水洗化など、快適な生活環境を実現するため、下水道計画区域内の汚水管渠、終末処理場などの汚水処理施設整備事業を推進します。また、下水道施設の機能を維持し、公共用水域の水質保全に資するため、老朽化した終末処理場施設および管渠の改築、更新を推進します。

③公共下水道および小規模下水道施設の計画区域外においては、浄化槽の設置を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
公共下水道施設の整備・管理	西条処理区および東予・丹原処理区の公共下水道施設の整備 西条浄化センターおよび管渠などの改築・更新	管渠整備改築事業 終末処理場増改築事業
小規模下水道施設の管理	コミュニティ・プラント、神戸農業集落排水事業により整備した施設の適切な管理・運営	施設整備事業
浄化槽設置の推進	浄化槽設置世帯への補助金の交付	浄化槽設置整備事業



供用を開始した本河原雨水ポンプ場

(2) 浸水対策施設の整備を図ります

①公共下水道計画区域において、西条地区では4か所の雨水ポンプ場を供用し、順次雨水幹線の整備を行うとともに、老朽化がみられる本陣川ポンプ場などの改築や唐樋ポンプ場の増改築に着手します。東予・丹原地区では、平成19年度に本河原雨水ポンプ場の供用を開始し、今後も順次雨水幹線の整備を行うとともに、三津屋雨水ポンプ場の建設工事に着手します。

②その他の区域では、家屋の浸水被害の防止や軽減を図るため、河川、水路などの整備、改修を行います。

基本事業名	内 容	主な予算事業
公共下水道施設の整備・管理	西条排水区および東予・丹原排水区の公共下水道施設の整備、 雨水ポンプ場の増設、改築	本陣川雨水ポンプ場改築事業 三津屋雨水ポンプ場整備事業
河川・水路の整備、改修	市管理河川などの整備、改修	浸水対策事業 河川改修事業 下排水路整備事業

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第2節 都市基盤の整備（E 公園・緑地）

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成20年11月に屋内運動施設「ビバ・スポルティアSAIJO」が完成し、東予運動公園の整備が完了しました。



整備が完了した東予運動公園
(ビバ・スポルティアSAIJO)

現況と課題

●市の都市公園の設置状況は、平成21年3月現在42か所、89.9ha(図3-2-E-1参照)であり、都市公園法で定める市街地における都市公園の目標基準5㎡/人は上回っていますが、市域における都市公園の目標基準10㎡/人は下回っています(図3-2-E-2)。また、都市公園に準ずる公園として、市民の森、加茂川緑地、本谷公園なども整備されており、市民の憩いの場として利用されています。

●今後とも、市民の健康増進と快適でゆとりのある生活環境の確保を図るため、身近な遊園から大規模な都市公園まで、様々な公園の整備を推進する必要があります。

●緑地は、都市の豊かさや景観を醸成するだけでなく、土地利用上の緩衝地帯として、さらに防災上からも重要な役割を担っており、その保全について万全を期するとともに、周辺環境との調和に配慮しながら、新たな緑地空間の創出にも取り組む必要があります。



市民の憩いの場として愛される小松中央公園

図3-2-E-1 都市公園面積の推移

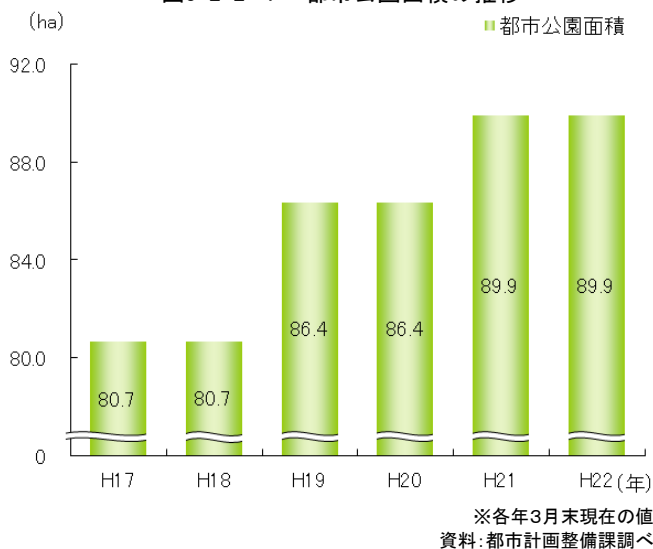
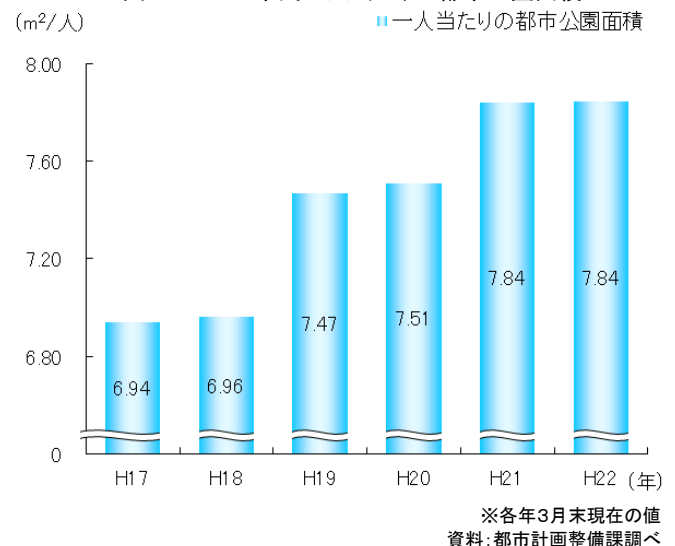


図3-2-E-2 市民一人当たりの都市公園面積



平成27年度までに取り組む施策内容

- 公園緑地の整備を図ります
- 公園緑地の適正な維持管理を行います

関係する個別計画

- 西条市都市計画マスタープラン
(平成21年度～平成40年度)

施策内容

(1)公園緑地の整備を図ります

- ①住民が気軽に利用できる住区基幹公園をはじめとする都市公園の整備を推進します。
- ②市民や地域住民の広域的なレクリエーションの拠点として、遊水池を利用し、豊かな生態系を有する古川水辺公園の整備を推進します。
- ③都市公園に準ずる公園緑地については、既存の緑地を保全しつつ、本市の自然や地形を活かし、自然環境とふれあうことができる公園緑地の整備を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
公園緑地の整備推進	古川水辺公園、河原津北地区開発構想、東部公園(総合公園)、円山森林公園、ふるさとの川(中山川左岸、加茂川右岸)、丹原中央公園の整備検討 御舟川緑道の整備検討	公園整備事業



丹原総合公園の遊具

(2)公園緑地の適正な維持管理を行います

- ①公園の維持管理については、地元自治会や近隣住民などと協力しながら、安全で安心して利用できる公園づくりを進めていきます。
- ②今後進展する公園施設の老朽化に対する安全対策を強化するため、遊具などの長寿命化計画を策定し、計画的に改築・更新を実施します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
公園緑地の適正管理	市が管理する公園・緑地の遊具などを適正に管理・修繕	公園維持管理費



西条運動公園(整備された陸上競技場)

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第2節 都市基盤の整備（F 住宅・宅地）

前期(平成18～22年度)における実績

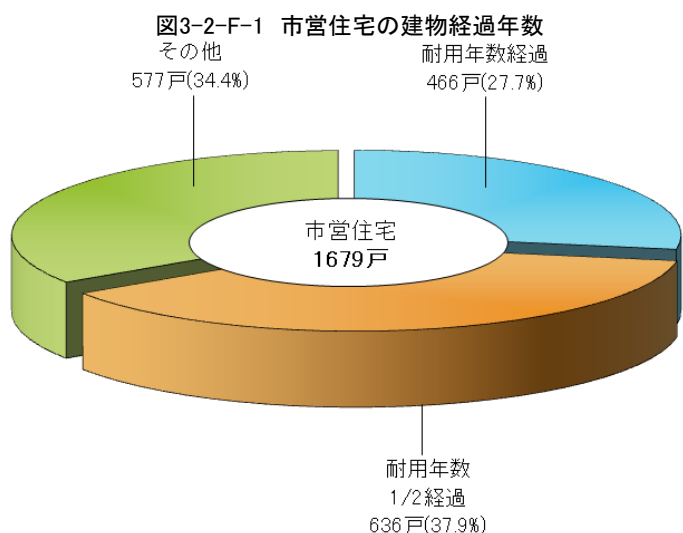
- 市営住宅への火災報知器の設置を完了しました。(既存設置102戸、新設設置1,519戸)
- 宝来団地(30戸)の建替事業を行い、平成23年3月に完成しました。
- 平成17年度から平成22年度まで木造住宅耐震診断事業を行い、計146戸の木造住宅の耐震診断に対して助成を行いました。



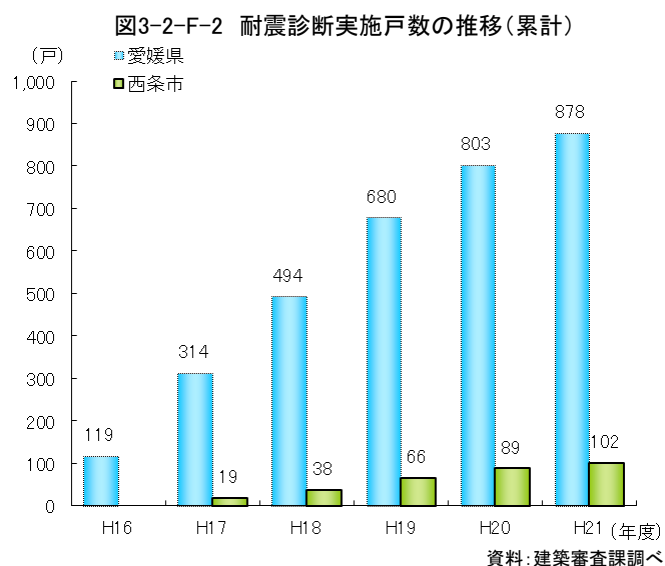
建替事業を行った宝来団地

現況と課題

- 近年の住宅に対する市民意識は、近い将来に発生することが危惧されている東南海・南海地震などに備えた耐震性の向上や、少子高齢社会の進展や家族形態の変化、地球温暖化やバリアフリー化の流れに対応できる快適な居住空間の確保へと、そのニーズが多様化・高度化しています。
- 平成23年3月現在、本市における市営住宅は、総数で1,679戸を管理しており(県営住宅222戸)、昭和56年以前の耐震基準(以下、「旧耐震基準」という。)で建築された住宅については耐震対策に努めるとともに、老朽化した建物については、計画的な建替を検討する必要があります(図3-2-F-1参照)。
- 民間建築物についても同様に、旧耐震基準で建築された木造住宅については、耐震性の向上を図ることができるよう、支援する必要があります(図3-2-F-2参照)。



※平成23年3月1日現在
資料:施設管理局調べ



平成27年度までに取り組む施策内容

- 市営住宅の整備・充実を図ります
- 良好な住環境づくりを推進します

関係する個別計画

- 西条市公営住宅ストック総合活用計画
(平成19年度～平成28年度)
- 地域住宅計画(西条市全域)
(平成19年度～平成22年度)

施策内容

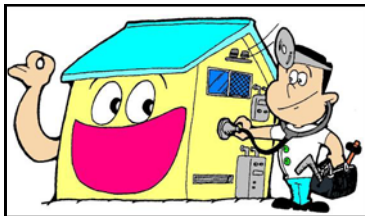


旦之上団地

(1)市営住宅の整備・充実を図ります

- ①旧耐震基準で建設された団地の耐震診断・耐震改修に努めます。
- ②建替え、維持保全および個別改善については、利便性、地域的配分、ユニバーサルデザイン化、子育て支援および居住水準の向上などに留意して、計画的に事業を推進し、周辺地域との調和を図りながら、良好な住宅環境の形成に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
市営住宅耐震診断・改修の推進	市営住宅の耐震診断・改修工事を実施	市営住宅耐震診断改修事業
市営住宅建替・改善の推進	長寿命化計画の策定 市営住宅の建替および改善を計画的に実施	市営住宅等長寿命化計画策定事業 市営住宅公共下水道接続事業



住宅の診断を行いましょう

(2)良好な住環境づくりを推進します

- ①木造住宅耐震診断や耐震改修の普及に努め、老朽化する持家の建替えや旧耐震基準で建築された住宅の耐震化を推進します。
- ②安全で良好な環境の住宅供給ができるよう、先行的な道路網の整備など、生活関連施設の整備を推進するとともに、民間宅地開発については適切な指導に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
木造住宅耐震診断・改修の推進	診断・改修費用の助成など	木造住宅耐震診断・耐震改修事業
良好な住宅供給に向けた環境整備	先行的な道路網の整備 生活関連施設の整備 宅地開発の適正指導	—

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第3節 危機管理体制の強化（A 防災体制）

前期(平成18～22年度)における実績

- 自主防災組織結成率が22.4%(平成17年6月1日時点)から69.2%(平成22年4月1日時点)へと大きく向上しました。
- 地元防災士(545名登録)など約400名が参加し、土砂災害の現状、危機管理について理解を深められました。
- 京都大学を通じて本市と地理的条件が似ているベトナム・フエ市との交流を行い、自主防災活動へ積極的に取り組むフエ市の事例を参考にするとともに、市民を含めた有意義な交流を実現することができました。
- 平成22年11月19日、四国ブロック市町村職員土砂災害対策研修会が西条市において開催されました。



市民総合防災訓練の様子

現況と課題

●最近では平成16年の台風21号・23号の集中豪雨により、山腹崩壊、河川氾濫による各種被害が発生し、山間部で一部地域が孤立するなど、災害救助法の適用を受けるほどの大きな災害に見舞われました。また、今後30年以内に南海地震が発生する確率は60%程度とされています。本市には中央構造線沿いに活断層が走っていることから、直下型地震の危険性もあり、その被害は甚大なものとなる恐れがあると予想されています。

●こうした多様な大規模災害に的確に対応するため、地域における自主防災組織の充実などを進めると同時に、河川、水路および砂防施設の整備を行い、総合的な防災力の向上に取り組む必要があります。



平成16年災害による被害

図3-3-A-1 防災説明会の実施回数と参加人数の推移(累計)

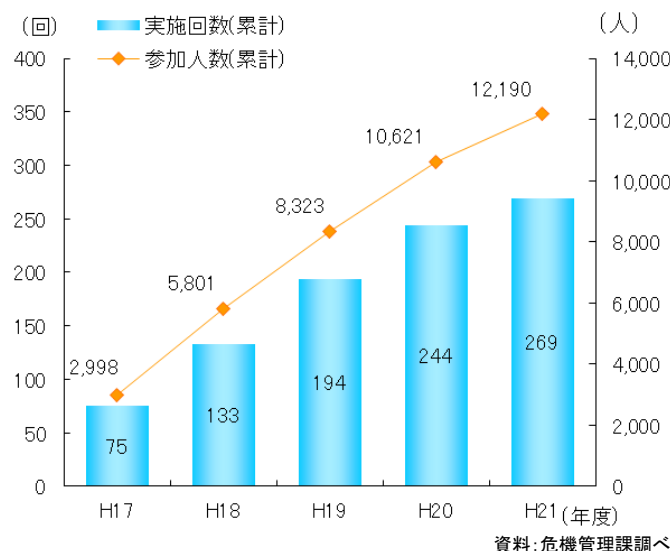
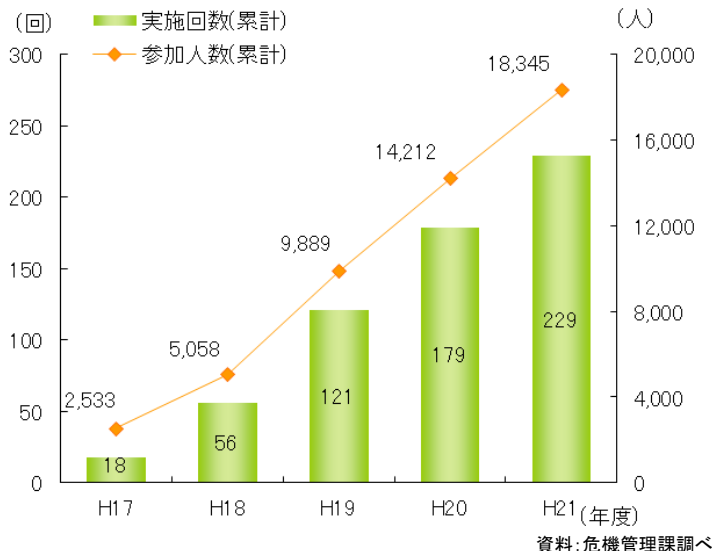


図3-3-A-2 防災訓練の実施回数と参加人数の推移(累計)



平成27年度までに取り組む施策内容

- 防災体制の充実を図ります

関係する個別計画

- 西条市地域防災計画(平成18年度～)

施策内容

(1)防災体制の充実を図ります

- ①防災行政無線など、災害時の新たな情報通信手段を検討、整備します。特に、孤立が予想される地区には衛星携帯電話を配備します。
- ②防災アセスメント調査などにもとづくハザードマップを作成し、より実践的な防災計画を推進します。また、防災教育や「木製都市構想」などを推進していく中で、この計画にもとづいた防災活動が実践できる体制を整備します。
- ③自主防災組織の結成を積極的に支援し、災害時要援護者への支援や女性の参画促進にも配慮しながら、その育成強化を図ります。また、自主防災組織リーダー育成のため、防災士を養成します。
- ④住民を地震や台風の土砂災害から守るため、砂防施設の充実を図ります。

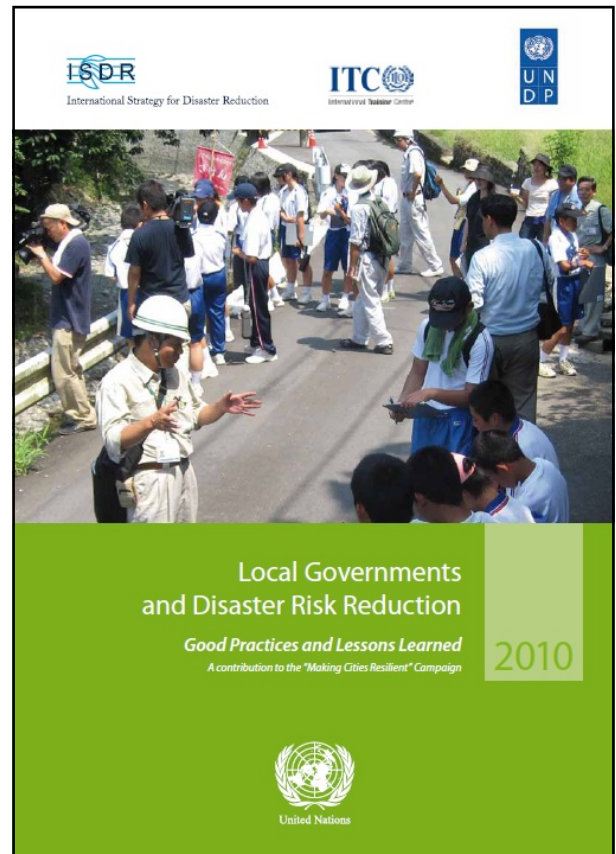
基本事業名	内 容	主な予算事業
地域防災対策の推進	実践防災計画の推進	地域防災計画策定事業
孤立地区の防災対策支援	衛星携帯電話などの整備	過疎地防災情報モニター設置事業
自主防災組織、防災士の育成・強化	自主防災組織の育成と防災資機材の貸与	自主防災組織育成事業
市民総合防災訓練の実施	市民参加型の防災訓練の実施	市総合防災訓練実施事業
防災基盤の整備	地元合意の整った箇所から水防対策を実施 防災行政無線の整備	水防対策事業 防災行政無線整備事業



地域防災地図作成会実施状況



四国ブロック市町村職員土砂災害対策研修会の状況



国連国際防災戦略(2010事例集)の表紙を飾る
西条市の防災教育

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第3節 危機管理体制の強化（B 消防・救急救助体制）

前期(平成18～22年度)における実績

- 防災拠点となる西消防署の建て替え移転と東消防署の改修を行いました。
- 市内65か所の公共施設などへAED(自動体外式除細動器)を配備しました。



建て替え移転した西消防署

現況と課題

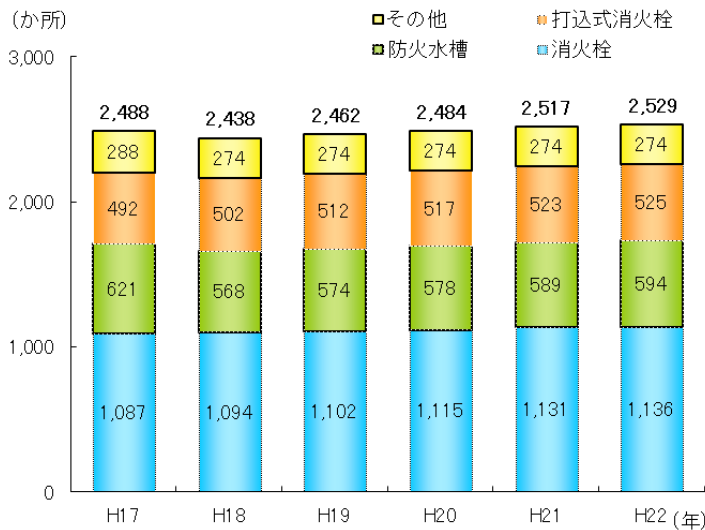
●災害の形態は、高齢化や都市化といった社会構造の変化、気象状況の変則化などに伴い、火災をはじめとする各種災害も複雑・多様化していることから、市民の生命と財産を守ることでできる技術や知識、サービスを持った消防・救急救助体制の強化が求められています。また、自然災害に伴う大規模災害に対する特殊消防車両および装備の整備、知識・技術の専門性を伴った消防救助隊員、救急隊員の育成強化などが喫緊の課題となっています。

●災害の複雑・多様化など消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防体制の整備および充実を図る必要性があり、消防の広域化を推進するため消防組織法の一部が改正され、平成24年度末までに消防広域化を検討することとなっています。



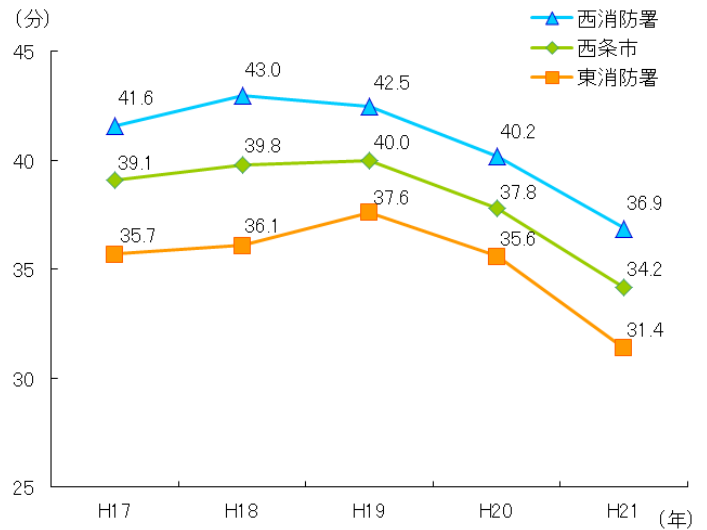
安心安全な市民生活の実現に向けて

図3-3-B-1 消防水利状況の推移



資料：消防本部警防課調べ

図3-3-B-2 覚知～医療機関収容までの平均所要時間の推移



資料：消防署調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 消防体制の充実を図ります
- 救急救助体制の充実を図ります

関係する個別計画

- 西条市消防計画(策定予定)

施策内容

(1) 消防体制の充実を図ります

- ① 各種災害に的確に対応できるよう、消防庁舎、消防団蔵置所、水利施設、消防車両、資機材などについて、計画的な整備および更新を図ります。また、消防職員の資質向上に努めます。
- ② 消防団員の教育訓練などの充実を図るとともに、地域防災体制の中核となる消防団組織の見直しを行い、消防団組織の活性化と充実強化を図ります。
- ③ 防火対象物や危険物施設の実態把握と適切な指導を行うことにより、災害およびその被害を未然に防ぎます。また、住宅火災による死者を無くすため、住宅用火災警報器の設置を推進します。
- ④ 消防救急無線のデジタル化移行に向け、基地局および中継局を整備します。また、消防緊急指令システムの老朽化に伴い、現在普及した携帯電話およびIP電話の位置情報などの表示を指令台に装備します。
- ⑤ 幼・少年消防クラブの育成を促進するなど、市民に対する防火意識の高揚を図ります。



市民の生命・財産を守ります

基本事業名	内 容	主な予算事業
施設、車両、資機材の適正管理	更新計画にもとづく車両などの整備	消防車両等整備事業 消防資機材整備事業
消防団の活動支援	消防団蔵置所の整備および改修 消防団組織の見直しおよび教育訓練など	非常備消防費
消防水利の整備促進	年次計画にもとづき消防水利を整備	消防水利整備事業
火災予防の環境整備	防火対象物などの立入検査の実施	防火対象物等立入検査事業
消防・救急無線など設備の整備促進	使用期限が平成28年5月末までの消防デジタル無線および消防団無線の整備	防災通信システム整備事業 消防団用携帯無線機整備事業 消防救急無線広域化共同化推進事業
防災知識の普及啓発	訓練指導の実施	訓練指導実施事業



AED救命講習の様子

(2) 救急救助体制の充実を図ります

- ① 救急救命士の養成、気管挿管および薬剤投与のできる認定救命士の養成を行います。また、高度な救助技術と専門知識を備えた救助隊員を養成します。
- ② 市民に救急車が到着するまでに行う応急手当を普及し、救命率の向上を図ります。また、傷病者の搬送および受入体制の充実強化を図るとともに医療機関などとの連携強化を図り、救急活動の円滑化に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
救急救助体制の整備	認定救命士の養成 有資格救助隊員の養成	救急救命士養成事業
救急活動の円滑化促進	市民救命士養成講習などの実施	メディカルコントロール体制構築事業

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第3節 危機管理体制の強化（C 安全・安心な生活）

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成19年度より、西条地区防犯協会、市内小中学校および自主防犯団体と連携し、青色回転灯によるパトロール活動(青パト)の普及を推進しています。
- 日頃老人クラブや公民館活動に参加していない高齢者を含む約23,000人の高齢者を訪問し、直接対話による交通安全指導を行いました。
- 専門の消費生活相談員を設置し、相談体制の強化を図りました。



高齢者への交通安全指導の様子

現況と課題

- 市内交通量の増加は、交通事故発生件数や死傷者数の増加をもたらす危険性もはらんでいます。特に、高齢者の関係する交通事故発生割合が高くなることが危惧されており、交通安全対策にも積極的に取り組む必要があります。
- 高度情報化などの進展により様々な商品やサービスが提供されるとともに、悪質商法の手口が巧妙化し、消費者が商品やサービスの内容を十分に理解して購入することが難しくなっています。
- 本市では、複雑・多様化する消費者トラブルに対応するため、消費生活相談員を配置し相談業務を行っていますが、専門的事例に対応するため、弁護士や司法書士などとの連携を深めるなど、相談体制・内容の充実強化を図る必要があります。
- 消費者の知識・認識不足から被害に陥るケースが多く、市民一人一人が自立した消費者となるよう、消費者教育や情報提供などの啓発活動をよりいっそう強化する必要があります。

図3-3-C-1 高齢者関連の事故割合の推移

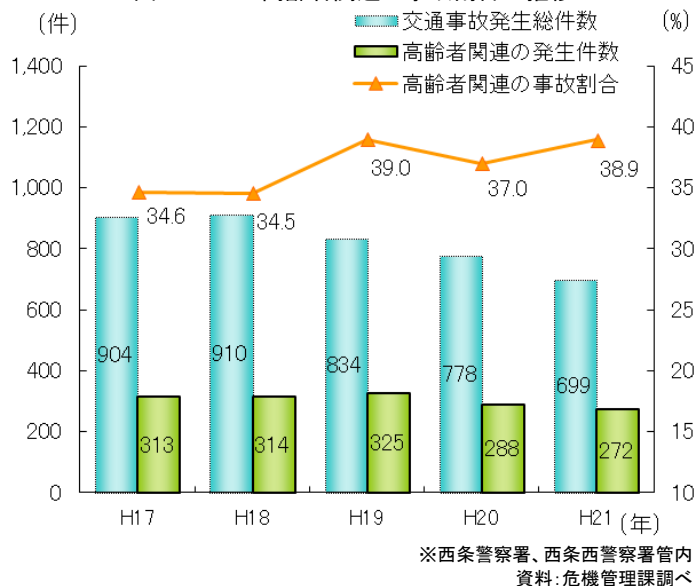
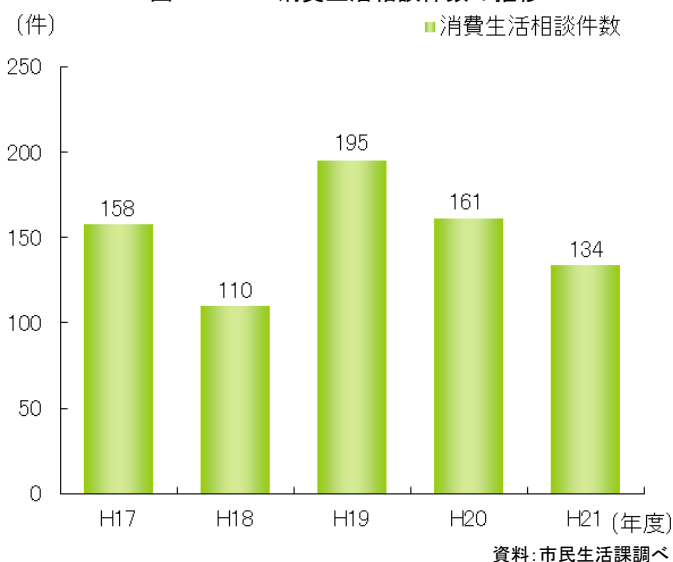


図3-3-C-2 消費生活相談件数の推移



平成27年度までに取り組む施策内容

- 交通安全対策の充実を図ります
- 消費者行政の充実を図ります

関係する個別計画

施策内容

(1)防犯体制の充実を図ります



地域見守り活動を推進します

- ①地域社会で犯罪被害を防止するため、市民、警察、防犯協会および行政の連携を強化しながら防犯活動を推進します。
- ②生活道路上の安全を確保するため、自治会などが設置し維持管理する防犯灯の設置費および電気料金などの一部を補助することで整備・充実を図ります。
- ③地域見守り活動や青色回転灯を装着した車両によるパトロールを通じ、地域の見守りと非行防止に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
防犯体制の充実	防犯灯の整備促進、地域見守り活動の推進、暴力追放市民講習の開催	防犯対策費

(2)交通安全対策の充実を図ります



交通安全を訴える交通茶屋

- ①西条市交通安全推進協議会を中心に、西条警察署、西条西警察署、交通安全協会、安全運転管理者協議会、交通安全母の会連合会など各種団体機関との連携を密にし、交通安全市民大会の開催などを通じて、交通安全の推進に向けた積極的な啓発活動に取り組みます。
- ②事故発生割合が高くなっている高齢者の交通安全対策として、高齢者宅を訪問し交通安全意識の啓発を行う、西条市高齢者交通安全アドバイザー事業を推進し、その事故防止に努めます。
- ③事故被害者の救済を目的とした交通災害共済への加入を促進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
各種交通安全推進団体機関との連携	交通茶屋など啓発行事の参加、のぼり旗・啓発資料の共同作成	交通安全対策推進事業
高齢者に対する交通安全対策の推進	高齢者の事故防止に係る啓発指導活動 アンケートにもとづく改善要望の掌握	高齢者交通安全アドバイザー事業
交通災害共済の加入促進	交通災害共済加入促進 交通事故被害者救済に係る事務	交通災害共済加入事務事業

(3)消費者行政の充実を図ります

- ①消費生活に関する相談や苦情などについて迅速かつ適切に対応できるよう、関係機関との連携強化に努めるとともに、相談員の資質や相談体制の向上に努めます。
- ②市民一人一人が自立した消費者となるよう研修会や講座を開催し、消費者意識の向上を図るとともに、悪質な消費者被害に遭わないよう迅速な情報提供に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
消費生活相談の実施	消費生活相談窓口の機能強化	消費者行政活性化事業
消費者教育・啓発活動の実施	消費生活研修会・講座の実施 消費者への情報提供・啓発冊子の配布	消費者行政活性化事業

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

第4節 情報化の推進

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成22年3月末までに141の公共施設へネットワークの接続を行いました。また、電子計算システムを58システム稼働しました。
- 平成21年4月より、地域WiMAX(高速無線インターネット)のサービスを開始しました。
- 小中学校のパソコン教室の機器の更新を行い、パソコン教室での授業時には児童生徒に対してパソコン機器が一人1台でできるようになりました。また、小中学校に電子黒板を1台づつ設置し、授業に対する興味・関心を大きく向上させ、挙手や発言を増やし、わかりやすく効果的な授業ができるようになりました。



小・中学校パソコン教室

現況と課題

●パソコンや多機能携帯電話の普及などにより、世界的規模で社会経済構造が急速に変化しており、社会・家庭において、高度情報通信環境が整備されつつあります。わが国では、平成18年1月から『IT新改革戦略』を進めており、いつでも、どこでも、だれでもが情報やサービスを利用できるユビキタスネットワーク※社会の実現が間近に迫っております。そのユビキタスネットワーク社会の実現のためには、ICTの利活用が欠かせません。

●情報通信基盤と高度情報化に対する情報システムを構築するとともに、その利用方法や利便性などを周知し利用促進を図る必要があります。

●利用者の視点に立ったICT環境の整備と情報教育を実施し、地域情報化を推進する必要があります。



地域情報化の全体イメージ

※ ユビキタスネットワーク … いつでも、どこでも、誰でも、情報やサービスを利用できる情報通信ネットワーク環境のことです。

図3-4-1 CATV網・地域WiMAX利用環境整備率の推移

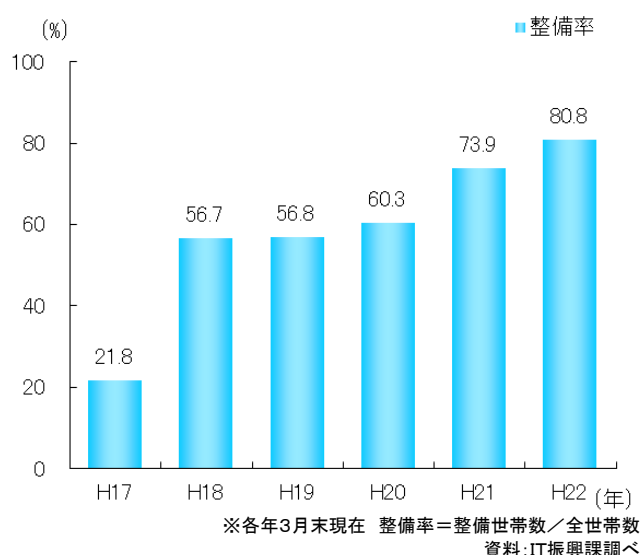
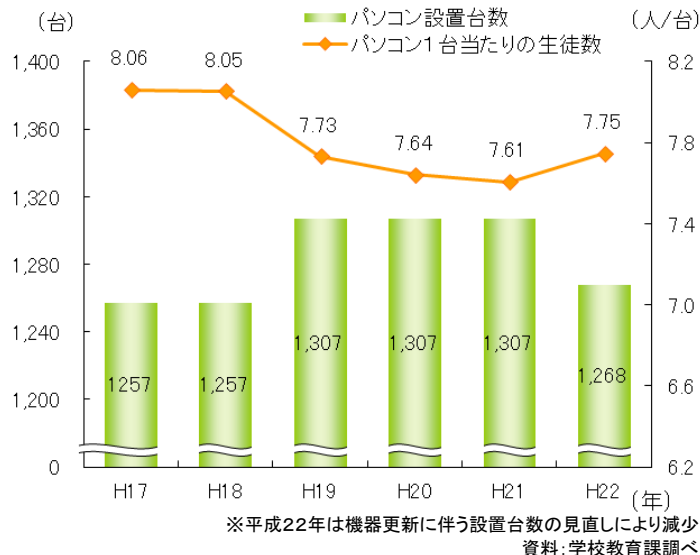


図3-4-2 小中学校に設置する教育用パソコン台数の推移



平成27年度までに取り組む施策内容

- 地域の情報化を推進します
- 教育の情報化を推進します
- 行政の情報化を推進します

関係する個別計画

- 西条市統合型GIS導入基本計画
(平成20年度～平成34年度)
- 西条市テレトピア基本計画
(平成15年1月～)

施策内容



市民向けのパソコン講座

(1) 地域の情報化を推進します

- ①CATV網や地域WiMAX(高速無線インターネット)などの整備に対する支援を行い、地域間での情報格差を是正することにより、高度情報通信技術を活用できる基盤整備を推進します。
- ②パソコン教室の開催など生涯学習を通じて、ユビキタスネットワーク社会に対応できる幅広い情報化教育を推進し、市民の情報リテラシーの向上に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
地域情報通信基盤の整備推進	CATV網および地域WiMAXなどの展開に対する支援	地域情報通信基盤整備推進事業費補助金 地上デジタル放送共聴施設整備事業
市民向け情報教育の推進	パソコンに関する基礎知識習得の支援	—



電子黒板を活用した小学校の授業

(2) 教育の情報化を推進します

- ①学校教育において、情報機器を活用することでわかりやすく効率的な授業を行い、子どもたちの挙手や発言を増やし、学習意欲や学力の向上に繋がります。
- ②学校間の情報や教材情報の共有化を行い、授業準備の軽減や効率化を図ります。
- ③学校ホームページなどを活用し情報の発信を行うことで、家庭や地域との連携を深めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
学校教育現場での情報教育の推進	学校教育現場での情報教育の推進と機器整備	小学校パソコン教室機器更新事業 中学校パソコン教室機器更新事業



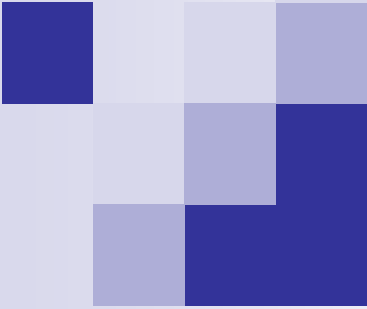
行政情報システム用端末

(3) 行政の情報化を推進します

- ①情報システムの利用促進やGIS※の活用など、電子自治体を構築することにより行政サービスの向上に努めるとともに、情報の共有化を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
行政情報化の推進	電子行政サービスの充実とシステムおよびネットワークの維持管理	情報ネットワーク運用事業 電子計算機処理業務
統合型GISの整備推進	地図情報の共有化と利用促進	統合型GIS整備事業

※ GIS … 地理情報システム(Geographic Information Systems)の略称です。



第4章

豊かな心をはぐくむ教育・文化を
実感できるまちづくり

第4章 政策体系

豊かな心をはぐくむ教育・文化を実感できるまちづくり



第1節 学校教育の充実

- (1) 教育環境の整備・充実を図ります
- (2) 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育を推進します
- (3) 特別支援教育や適応指導教室事業の充実を図ります

第2節 地域文化の継承・形成

- (1) 文化芸術活動を支援し拠点づくりを推進します
- (2) 民俗芸能などの保護・継承を図ります

第3節 歴史文化の保全・活用

- (1) 文化財の調査・保存・活用を行います
- (2) 郷土の先人を顕彰します

第4節 社会教育の充実

- (1) 地域づくり、人づくりを目指した社会教育を推進します
- (2) 社会教育活動の基盤整備を推進します
- (3) 図書館機能の拡充を図ります

第5節 スポーツ・レクリエーションの振興

- (1) スポーツ・レクリエーション活動を支援し施設整備を推進します
- (2) 合宿都市構想を推進します
- (3) 国体開催に向けた環境を整備します

第6節 人権・同和教育の充実

- (1) 学習機会の拡充と啓発活動を行います
- (2) 推進体制の充実を図ります

第4章 豊かな心をはぐくむ教育・文化を実感できるまちづくり

第1節 学校教育の充実

前期(平成18～22年度)における実績

- 小学生の集大成として実施した12歳教育では、防災に関する知識・技能、より確かな社会性を身につけることを目的に、市内26校の代表児童が一堂に会して子ども防災サミットを実施しました。
- 12歳教育の取り組みが評価され、平成22年10月に大韓民国・仁川市で開催された国連国際防災戦略主催の第4回アジア防災閣僚会議にて本市の取り組みを紹介しました。
- 昭和56年以前建築の旧耐震基準の校舎などのうち、耐震化優先度ランクの高い建物24棟について、平成20年度から平成22年度にかけて耐震改修工事を行いました。



子ども防災サミット

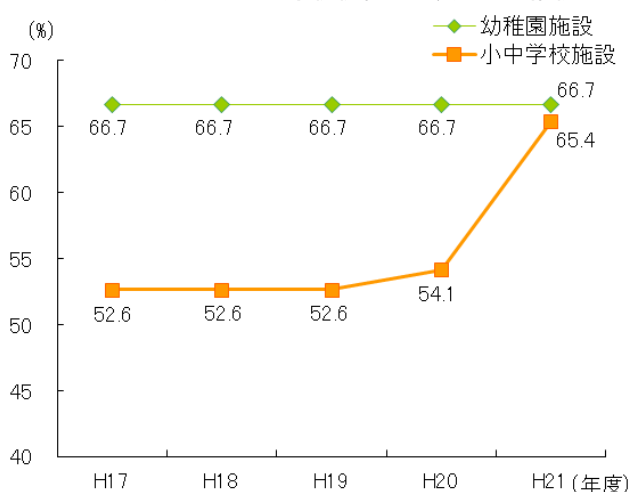
現況と課題

- 学校教育は、成長期にある子どもたちが、社会の中で生きていくための基礎的・基本的な知識および技能を身につけ、自らの個性を見出し、自らにふさわしい生き方を選択し、生涯学んでいく基礎的な力を培う上で、重要な役割を担っています。
- 少子高齢化や情報化、国際化、価値観の多様化などが今後ますます拡大・加速することが予想される中で、家庭や地域社会の「教育力」そのものの低下が危惧され、一方で、いじめや不登校、青少年の非行などの問題も深刻化しています。
- こうした中で、社会環境の変化に主体的に対応できる、個性的で創造的な人材を育成するため、一人一人の能力・適正に応じた教育を進めるとともに、豊かな人間性をはぐくむ教育の充実を図る必要があります。
- これからの教育は、家庭、地域社会および学校を通じて、知識詰め込み型の教育に偏ることなく、自ら課題を見つけ、学び、考え、行動する「生きる力」をはぐくむとともに、個性に応じて多様な選択ができる教育が求められています。



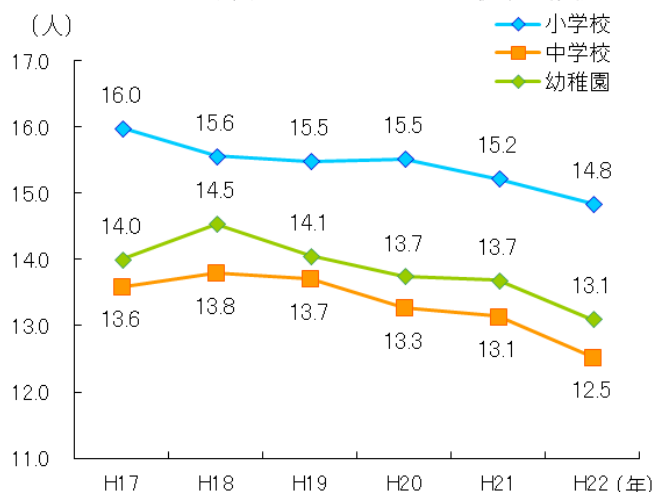
農業収穫体験

図4-1-1 幼稚園・小中学校校舎の耐震化率の推移



資料:学校教育課調べ

図4-1-2 教員一人当たりの児童・生徒数の推移



資料:学校教育課調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 教育環境の整備・充実を図ります
- 豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育を推進します
- 特別支援教育や適応指導教室事業の充実を図ります

関係する個別計画

- 西条市の教育基本方針(毎年度)

施策内容

第4章 豊かな心をはぐくむ教育・文化を実感できるまちづくり

第1節 学校教育の充実

(1)教育環境の整備・充実を図ります

- ①教職員一人一人の専門的知識・技術の向上を図り、指導内容や指導方法の工夫・改善を行い、確かな学力向上を図ります。特に、必修化された小学校の外国語活動においては、外国に慣れ親しませる活動を通じて、コミュニケーションの素地を養います。
- ②特色ある学校づくりを積極的に進め、地域に開かれた学校づくりを推進します。また、人間性の基礎を培う教育を推進するため、保・幼・小、中、高の連携を重視した教育の充実を図ります。
- ③人間形成の基礎を培う幼稚園教育を推進します。また、新制度を導入する方向性が示されている幼保一体化に向けた対策を検討します。
- ④安全快適な教育環境を確保するため、施設や設備の充実を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
確かな学力向上の推進	教職員の資質・能力の向上(教科の指導力の向上) 必要な教材教具の整備	各種学校教育振興事業 小中学校就学援助事業
地域に開かれた学校づくりの推進	学校評議員制度や学校評価システムの確立と活用 ホームページを使って学校活動の様子を公開	学校評議員制度運営事業 小中学校連携教育推進事業
幼児教育の推進	就園奨励費、保育料の減免処置などの維持 幼保一体化の新制度に関する対策を検討	私立幼稚園就園奨励事業
教育施設の整備・充実	耐震改修計画の策定、耐震改修工事の実施、老朽施設(防水他)の改修実施	小中学校・幼稚園校舎等耐震改修事業
高等教育を受ける機会の充実	定時制教育振興費補助金および大学奨学金の維持	奨学金貸付事業

(2)豊かな心と健やかな体をはぐくむ教育を推進します

- ①学校すべての教育活動を通じ、心を育てる教育を推進します。また、学校体育をはじめ各種団体などの体育的行事への参加を通じ、総合的な体力づくりを推進します。
- ②心豊かでたくましい児童生徒を育成するため、家庭や地域社会と連携した体験活動の充実を図ります。
- ③社会性や自立心を培うことを目的に、「12歳教育」の充実を図ります。
- ④学校教育現場での食育を推進し、心身ともに健全な児童生徒の育成を図ります。
- ⑤優れた舞台芸術の鑑賞やコミュニケーション能力の育成を行い、豊かな情操を養うとともに感情や思いをうまく表現し、創造性豊かな児童生徒の育成を図ります。



中学生海外派遣事業

基本事業名	内 容	主な予算事業
心と体の健康づくりの推進	児童生徒、保護者および教職員へ相談活動を行う体制の確立 食育と健康づくりの推進	元気アップ！西条っ子体力づくり推進事業 児童健康管理費 生徒健康管理費
各種体験活動の推進	地域資源を活かした体験活動の充実	各種学校行事等実施事業
国際交流活動の推進	小中学生による国際交流活動の実施	外国語指導助手(ALT)招致事業 小・中学生国際交流推進事業
12歳教育の推進	小学6年生を中心に防災を題材とした各種活動の実施	12歳教育推進事業
子どものための優れた舞台芸術体験事業	芸術文化に触れる機会の提供とコミュニケーション能力の向上を図る	コミュニケーション教育推進事業

(3)特別支援教育や適応指導教室事業の充実を図ります

- ①障害者本人や保護者の悩み、不安等を受け止め解決するために、一人一人の教育的ニーズに応じた指導や相談活動の充実に努めます。
- ②交流および共同学習を通じて障害に対する正しい理解と認識を深める教育を推進するとともに、施設・設備の充実に努めます。
- ③生徒指導の徹底に努め、自己管理能力をもった児童生徒を育成します。また、不登校児童・生徒については、対象児童生徒が将来社会に適応できる力をはぐくむことができるよう、適応指導のさらなる充実を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
特別支援教育の推進	特別支援教育支援員の配置	小学校特別支援教育推進事業
生徒指導・適応指導の充実	各校生徒指導担当者、育成センターを中心に健全育成・非行防止活動の実施	ハートなんでも相談員設置事業
(仮称)こども支援センターの整備	成長・発達に関する相談窓口となる(仮称)こども支援センターの整備	(仮称)こども支援センター管理運営費

第4章 豊かな心をはぐくむ教育・文化を実感できるまちづくり

第2節 地域文化の継承・形成

前期(平成18～22年度)における実績

- 4地域の文化協会の合併を促すことで新たに「西条市文化協会」を設立し、補助金の統合や会員・団体の顕彰事業の充実を図りました。
- 郷土芸能などの保存団体を支援することで、その活動が維持、存続してきました。



県指定無形民俗文化財「お簾踊り」

現況と課題

●今日の経済や情報技術の進歩は、グローバル化により、現代社会に激しいライフスタイルの変化をもたらし、効率性を重視する風潮の中で、地域社会においては、日本人の文化的独自性が失われつつあります。本市においても例外でなく、地域の伝統文化の確実な継承という面で問題が生じつつあります。

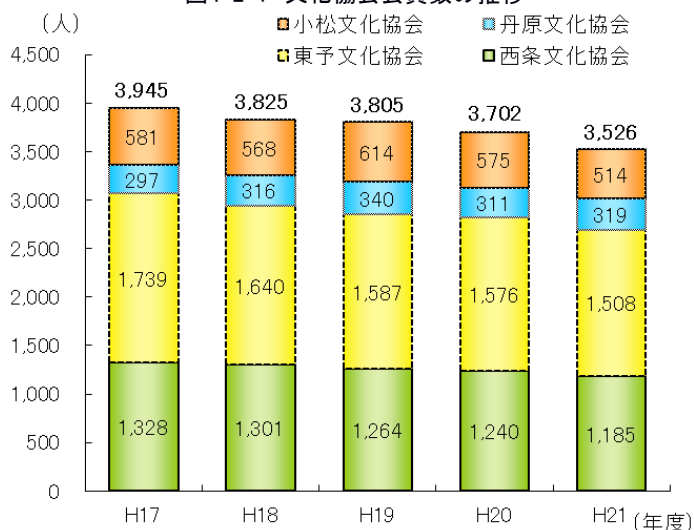
●このような状況の中、地域文化の継承と振興は、市民の身近な文化芸術活動への創造・参加による生涯学習社会を形成するだけでなく、次世代教育、福祉、経済など、さまざまな面で活力のある地域社会を形成する上で、重要な課題であると言えます。

●合併により、多様な地域の伝統文化を包含することとなった本市では、それぞれの地域の特徴を尊重しながら、一体感を感じさせる新たな地域文化を醸成することも重要な課題となっています。



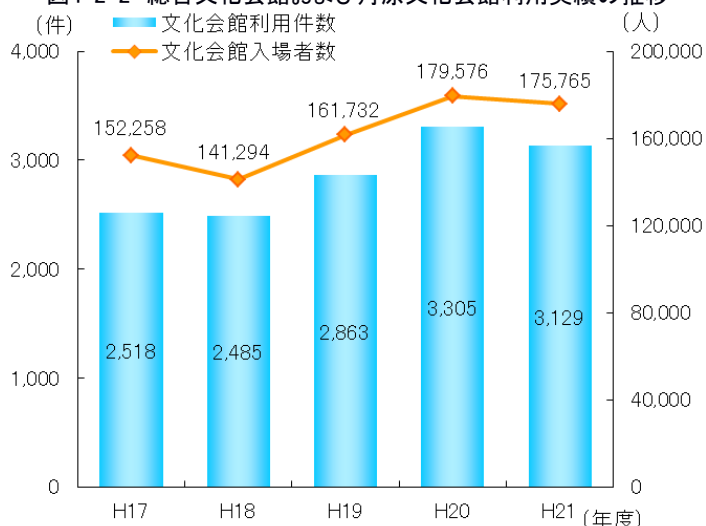
文化協会主催の文化祭

図4-2-1 文化協会会員数の推移



資料:社会教育課調べ

図4-2-2 総合文化会館および丹原文化会館利用実績の推移



資料:総務課調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 文化芸術活動の支援と拠点づくりを図ります
- 民俗芸能などの保護・継承を図ります

関係する個別計画

- 西条市の教育基本方針(毎年度)

施策内容



西条市総合文化会館

(1)文化芸術活動を支援し拠点づくりを推進します

- ①文化協会などの活動を支援することにより、関係団体の機能充実を図り、文化芸術活動への参加、創造の機会を充実します。
- ②中核的な文化施設においては、質の高いイベントを含む多様な企画の誘致・振興を進め、高度な芸術鑑賞の機会を創出します。
- ③周辺施設との連携を図りながら、歴史、文化および芸術が融合した新たな地域交流施設の整備を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
文化芸術活動の支援	文化芸術活動に対する支援	宝塚歌劇公演事業 文化公演会実施事業
地域交流施設の整備	歴史、文化、芸術が融合した地域交流施設の整備を推進	(仮称)地域交流施設整備事業



綾延神社殿中奴

(2)民俗芸能などの保護・継承を図ります

- ①地域特有の民俗芸能や伝統行事などの保存活動をしている団体の支援に努めます。
- ②市民がそれぞれの地域の民俗芸能や伝統行事などに触れる機会を積極的に提供することで、一体感のある地域文化の形成を目指します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
文化団体の保護支援	民俗芸能、伝統行事などの保存団体に対する支援	—

第4章 豊かな心をはぐくむ教育・文化を実感できるまちづくり

第3節 歴史文化の保全・活用

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成18年度から永納山城跡の発掘調査を実施しています。平成21年度には、城内では初めてとなる内部施設に関する遺構および遺物を確認しました。
- 平成19年11月に四国鉄道文化会館(鉄道歴史パーク in SAIGO)の開設に合わせて、十河信二記念館を整備しました。
- 平成20年度から3ヶ年をかけて、近藤篤山先生に関する講演会や企画展、小冊子作成などを実施しており、市民をはじめ、市外、県外へも情報発信、交流の機会の創出を図っています。



「永納山城跡」発掘調査現地説明会

現況と課題

- 文化財を活用するに当たっては、本市にある貴重な文化財のすべてが知られているとは言えない状況ですが、これまで以上に文化財に対する認識を深め、保存活動を進めていく必要があります。
- 個性的な風土や文化を生かしたまちづくりを行い、市民共有の財産としての文化財を確実に次世代に継承していくためには、市内の文化財の実態を把握、整理し、適切な保護・活用にあたる必要があります。
- 本市では「新幹線建設の父」と呼ばれる十河信二先生や「伊予聖人」と称えられた江戸時代の儒学者近藤篤山先生、「近鉄中興の祖」と呼ばれる佐伯勇先生、著名な彫刻家である伊藤五百亀先生など、多くの賢人を輩出しています。市民が郷土の先人たちの優れた業績や、歴史・文化に触れる機会を充実させる必要があります。



佐伯記念館

図4-3-1 郷土博物館・歴史館などの利用状況

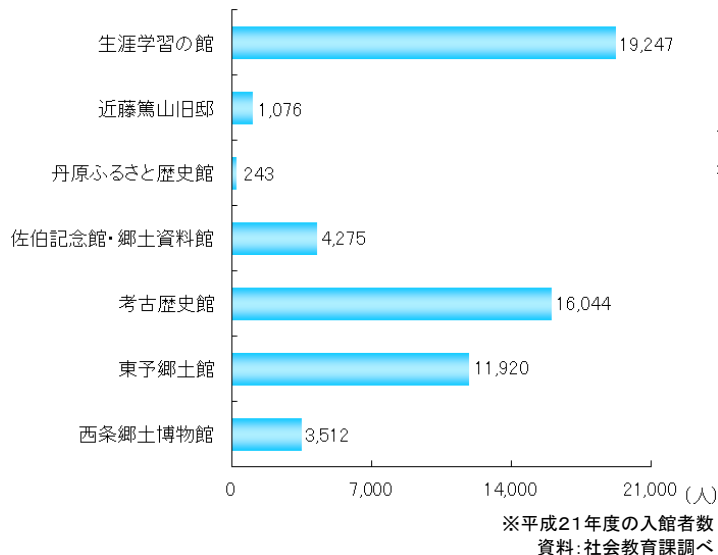
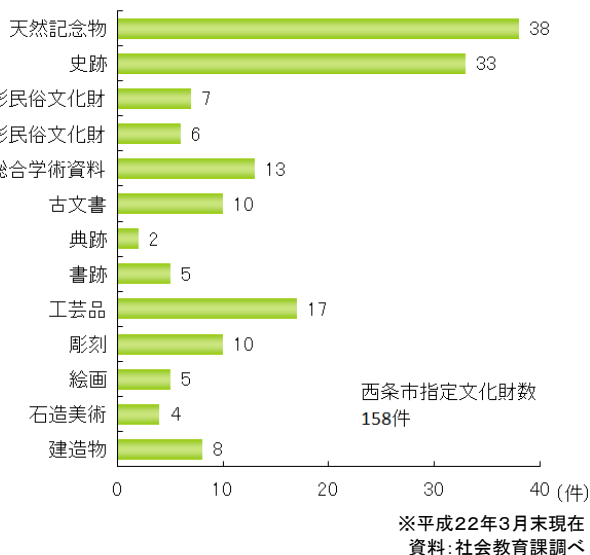


図4-3-2 西条市指定文化財の現状



平成27年度までに取り組む施策内容

- 文化財の調査・保存・活用を行います
- 郷土の先人を顕彰します

関係する個別計画

- 西条市の教育基本方針(毎年度)

施策内容



復元された八堂山遺跡竪穴式住居

(1)文化財の調査・保存・活用を行います

- ①文化財の実態を調査し、指定文化財の拡充に努めます。
- ②国指定史跡「永納山城跡」については、引き続いて発掘調査を行うとともに、用地公有化の推進により史跡の保存・活用を図り、地域の誇れる文化財として全国に情報発信します。
- ③文化財の資料整備や保存・活用に努めるとともに、文化財巡回コースの策定、資料館や周辺施設の整備を行い、文化財に触れることのできる機会の創出を図ります。
- ④各種講座の開催や冊子の発行などにより、文化財の周知や保護意識の啓発に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
国史跡永納山城跡の発掘調査および保全・活用の推進	永納山城跡の発掘調査および用地公有化の推進	永納山城跡発掘調査事業
文化財保護・啓発活動の推進	維持管理補助金の交付、天然記念物の管理委託、文化財の保存・周知のための体制強化	—



近藤篤山顕彰事業シンポジウム

(2)郷土の先人を顕彰します

- ①十河信二先生、近藤篤山先生、佐伯勇先生、伊藤五百亀先生をはじめとする、本市にゆかりのある先人の顕彰に取り組みます。
- ②既存施設を活用した、郷土が生んだ先人の業績を称える企画展の開催などにより、市民の郷土の歴史に対する認識向上を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
郷土の先人および歴史に関する情報発信の充実	企画展や関係講座の開催	—

第4章 豊かな心をはぐくむ教育・文化を実感できるまちづくり

第4節 社会教育の充実

前期(平成18～22年度)における実績

- 市民大学の開催、公民館における講座・教室の開催など、学習機会の提供に努めるとともに、市報、市ホームページなどで情報提供を行いました。その結果、市民大学の受講者が921人(平成17年度)から1,326人(平成21年度)へ増加しました。
- 市民の学びの場である図書館機能を向上させるため西条図書館と丹原図書館の整備を行い、4館による市内図書館ネットワークが構築されました。
- 旧施設の老朽化にともない、丹原公民館、石根公民館、大町公民館を整備しました。



新しくなった大町公民館

現況と課題

●今日のように、社会情勢がめまぐるしく変化し、人々の価値観が多様化している時代の中では、より充実した人生を送るために、生涯を通じて学び、生きがいや心の豊かさを求めようとする意識が高まっています。こうした市民一人一人のライフステージにおける学習活動への支援や、生涯学習を通じて得た知識や能力を、さまざまな形で地域づくりに活かせる生涯学習社会の実現に向けた取り組みが必要です。

●少子化や核家族化、都市化の進展などを背景に、家庭や地域の教育力の低下が問題となっています。今後、21世紀を担うたくましい子どもたちを育てるため、家庭教育を総合的に支援するとともに、家庭、学校、地域社会がより強固な協力体制を確立し、青少年育成活動を展開するなど、子どもたちの健全育成を地域全体の課題として支援する環境整備が求められています。

●生涯学習の拠点となる公民館などの利用環境の充実と、関係施設間のネットワーク化を図る必要があります。



図書館ネットワークの中心となる西条図書館

図4-4-1 親子ふれあい交流体験と通学合宿実施校の推移

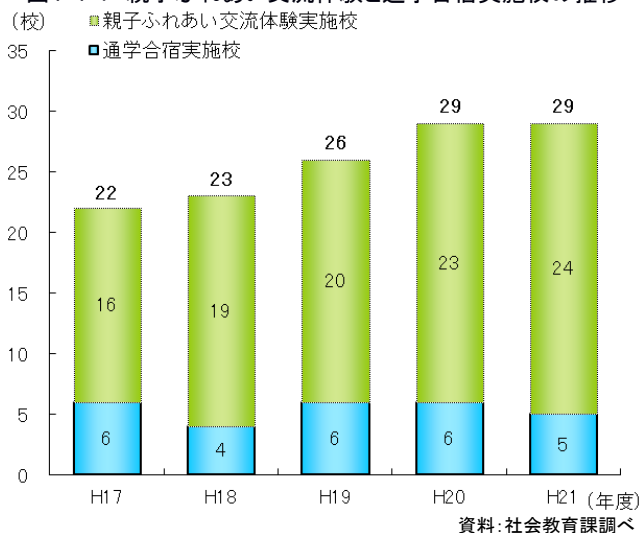
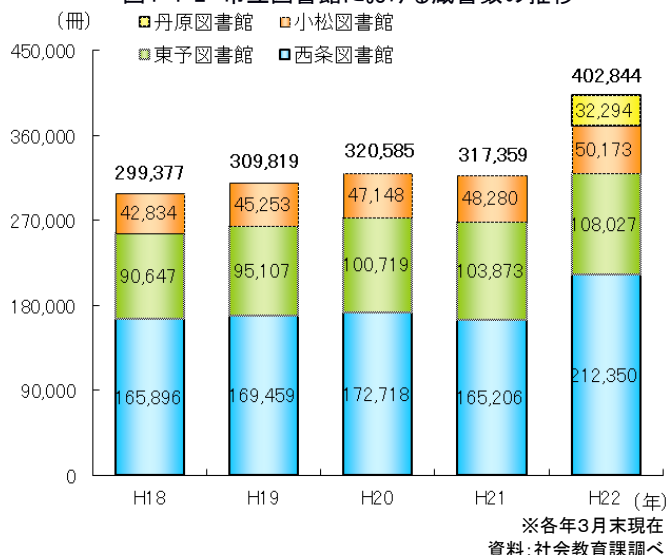


図4-4-2 市立図書館における蔵書数の推移



平成27年度までに取り組む施策内容

- 地域づくり、人づくりを目指した社会教育を推進します
- 社会教育活動の基盤整備を推進します
- 図書館機能の拡充を図ります

関係する個別計画

- 西条市の教育基本方針(毎年度)

施策内容

(1)地域づくり、人づくりを目指した社会教育を推進します

- ①市民の生涯学習へのニーズを的確に把握し、ニーズにあった講座・教室の開設や、ホームページなどによる総合的な学習情報の発信など、学習活動の拡充を図ります。
- ②社会性、協調性、豊かな心を持った青少年を育成するため、家庭や地域の教育力向上を図ります。
- ③各種社会教育団体の活動支援に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
各種学習機会の創出	講座・教室開設や講師派遣の実施	市民大学等開設事業
青少年健全育成の推進	家庭や地域における子育て環境の充実支援	21世紀を担う子育て事業 放課後子ども教室推進事業
各種社会教育団体の活動支援	団体の強化・育成	社会教育関係団体活動事業

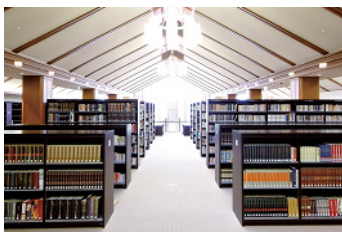


公民館では様々な活動が行われています

(2)社会教育活動の基盤整備を推進します

- ①生涯学習の拠点である公民館、社会教育施設などの設備、機能の充実を図り、市民に対する学習情報の提供や文化振興に努めます。
- ②生涯学習推進講師などの人材の発掘や活用、自主学習グループの支援を通じて、民間の活力を活かせる体制の整備に努めます。
- ③学校教育と社会教育の交流を促進し、学社連携の体制づくりに努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
公民館活動の推進	公民館事業の充実による利用促進	公民館管理運営費 公民館活動費



西条図書館2階書架

(3)図書館機能の拡充を図ります

- ①「ひとづくり・まちづくり」および情報発信の拠点としての4館図書館機能の拡充を図るため、蔵書の充実や各図書館のネットワーク強化に努めます。
- ②図書館の持つ幅広い機能を活用し、図書の閲覧に限らない学習機会の創出に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
市立図書館のサービス機能拡充	学校との連携による読書推進活動の支援 蔵書の充実	西条図書館管理運営事業 図書購入事業

第4章 豊かな心をはぐくむ教育・文化を実感できるまちづくり

第5節 スポーツ・レクリエーションの振興

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成17年度から、各競技種目のトップアスリートを講師に招き、ジュニアや指導者を対象とした次世代育成支援スポーツ事業を開催しており、これまでの参加者は5,000人以上となりました。
- 平成20年11月に東予運動公園内へ屋内運動施設「ビバ・スポルティアSAIJO」を整備しました。
- 市内体育施設の役割・位置づけの見直しを行い、体育館に整備されているトレーニング室を一般利用からアスリート(合宿)までに対応した機器を導入しました。
- 平成22年12月にスポーツコミュニティセンターを整備しました。



次世代育成支援スポーツ事業

現況と課題

●スポーツ・レクリエーションは、市民の心身の健全な発達や健康増進を促すとともに、明るく活気に満ちた地域づくりにも寄与できる、重要な役割を持つものです。市民の誰もが生涯を通じて、それぞれのライフステージに応じたスポーツ・レクリエーションを楽しむことができるよう、活動の機会を積極的に提供することが求められています。今後は、多様化したスポーツ需要に応じ、屋外スポーツにも対応できる屋内運動場や既存施設の多用途対応化、高機能化を図り、市民一人一人が生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境を整備する必要があります。

●平成29年には、愛媛県で国民体育大会が開催されることが内定しています。全国から多くの国体参加者を迎えるにあたり、本市の魅力を全国に発信する絶好の機会としてとらえ、競技種目の誘致に積極的に取り組んでいます。今後、施設・組織両面で市民一体となった受入れ体制の整備とあわせて、多くの市民が選手として出場することができるよう、アスリートの育成に努める必要もあります。



多目的な利用が期待される
ビバ・スポルティアSAIJO

図4-5-1 合宿による西条市への来訪者数の推移

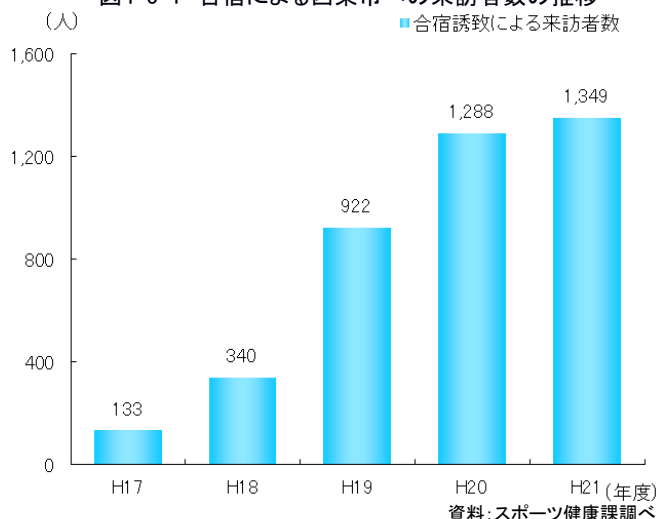
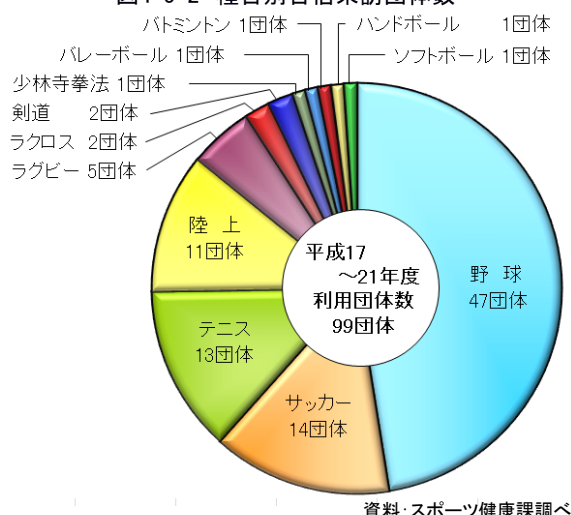


図4-5-2 種目別合宿来訪団体数



平成27年度までに取り組む施策内容

- スポーツ・レクリエーション活動の支援と施設整備を推進します
- 合宿都市構想を推進します
- 国体開催に向けた環境を整備します

関係する個別計画

- 合宿都市構想基本計画

施策内容

(1) スポーツ・レクリエーション活動を支援し施設整備を推進します

- ①市民総合体育大会、レクリエーション大会、ウォーキング大会、駅伝・マラソン大会など、多様なスポーツイベントを開催し、参加機会の増大を図ります。また、地域で開催する運動会・スポーツ大会などについても、その開催を支援します。
- ②生涯にわたって、誰もがそのニーズに応じてスポーツに親しむことができる「総合型地域スポーツクラブ」の育成を支援します。また、小中学校の体育施設を無料で開放し、市民が気軽にスポーツを楽しめる環境の整備を進めます。
- ③トップアスリートの講師による、ジュニアおよび指導者を対象としたスポーツ教室などを開催し、競技力の向上に努めます。また、トップアスリートが参加するキャンプを誘致し、レベルの高い競技にふれる機会を拡大します。
- ④スポーツ少年団の市内大会の開催や市外スポーツ少年団との交流大会の実施を支援します。
- ⑤既存スポーツ施設をリニューアルし、高機能化を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
地域スポーツ大会などの開催および開催支援	運動会、スポーツ大会の開催を支援	各種大会等開催事業
各種スポーツ大会の誘致	大規模スポーツ大会誘致と開催の支援	愛媛FCマッチシティ西条市PR事業
次世代育成を目的としたスポーツ事業の開催	次代を担う若年層と指導者対象のスポーツ教室の開催	次世代育成支援スポーツ事業
体育施設の適正管理	公共体育施設の管理運営、小中学校の体育館、グラウンドなどの無料開放	各種施設管理運営事業



合宿（東予運動公園球技場）

(2) 合宿都市構想を推進します

- ①合宿都市構想実現の一環として、石鎚山系の高地環境や既存の体育施設などを活用した、トップアスリートが合宿するまちづくりに取り組みます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
合宿に対応したトレーニング環境の整備	既存体育施設の改修、備品の整備	—
合宿の誘致等	合宿の情報発信と受入れ環境の整備	合宿都市構想推進事業 石鎚山系元気ウォーキング大会開催事業



ひうち球場（軟式野球会場）

(3) 国体開催に向けた環境を整備します

- ①「2017年えひめ国体を成功させよう！」をスローガンに、国体開催に向けた組織を設置します。
- ②国体競技用施設について、整備計画を策定し、必要な施設を整備します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
国体開催に向けた環境整備	国体会場、周辺環境の整備	国体推進事業
官民協働体制の検討	国体開催準備体制の確立	国体推進事業

第4章 豊かな心をはぐくむ教育・文化を実感できるまちづくり

第6節 人権・同和教育の充実

前期(平成18～22年度)における実績

- 各講座を通して、市民の人権意識の高揚を図ってきました。また、カウンセラー養成講座を通して個人を尊重し、理解する生き方を多くの市民が学び、自主学習グループが立ち上がるなど、人権が文化として地域に根付きつつあります。
- 人権・同和教育シリーズを毎月市報へ掲載するなど、広報活動を通じて広く市民に啓発することができました。また、差別をなくする市民の集いを開催し、人権文化のまちづくりの大切さを理解しあうことができました。
- 人権教育協議会を通して地域、学校、行政が互いに連携、協力して研究大会を開催するなど、研修を深めることができました。
- 平成21年度に人権問題に関する市民意識調査を実施し、人権・同和教育の成果と課題を明らかにすることができました。



差別をなくする市民の集い

現況と課題

- 平成21年度に実施した市民意識調査の結果をみると、長年推進されてきた人権・同和教育の成果として、市民の人権意識の高揚がうかがえます。しかし、人権・同和教育研修会などへの参加者に偏りが見られたり、広報『さいじょう』に掲載している人権・同和教育シリーズを読んだことがない人が多数いるなど、市民の人権問題に対する関心を高めることが求められています。
- 一方では、最近5年以内に約2割の人が同和問題にかかわる差別的な事象を見聞きしているなど、同和問題を身近な問題として認識している人も多数います。生活習慣の多様化や国際化の進展、急激な情報化社会の発展などが、新たな人権課題を生み出し、それぞれが複雑・多様化してきています。これらの問題についても、一日も早い解決が望まれています。
- 民主主義社会の基本原則の一つである基本的人権を保障し、一人一人が安心して豊かな生活を送ることができるよう『西条市人権文化のまちづくり基本計画』に沿った取り組みを実施し、市民の差別意識を解消し、人権文化の根付いた温かいまちづくりを進める必要があります。

図4-6-1 人権・同和教育の関わる講演会・研修会・懇談会などの参加状況

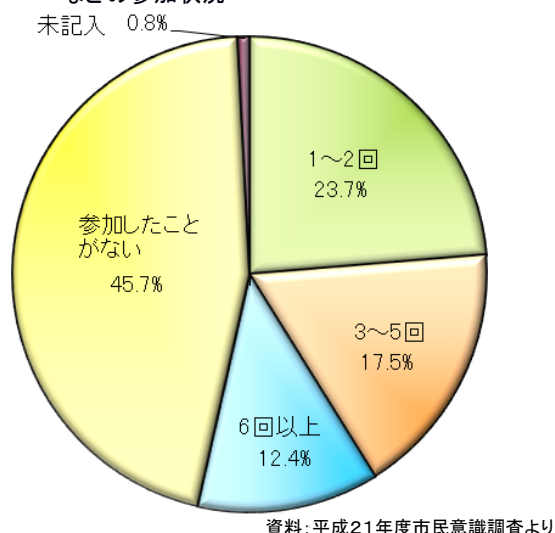
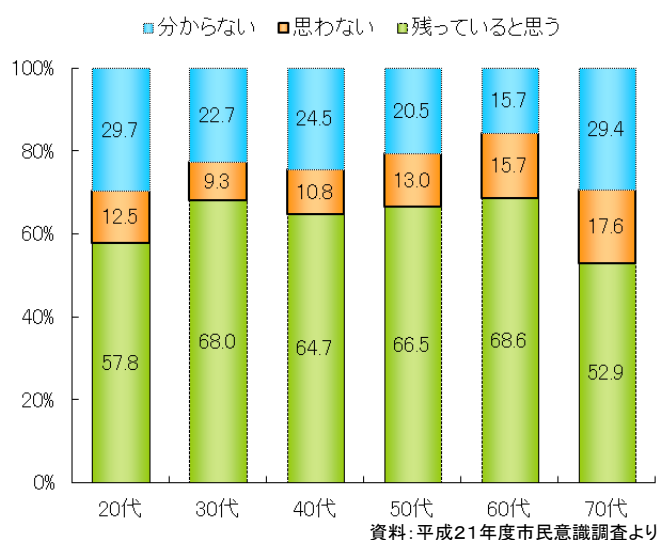


図4-6-2 同和問題が今も残っていると感じる市民の割合



平成27年度までに取り組む施策内容

- 学習機会の拡充と啓発活動を行います
- 推進体制の充実を図ります

関係する個別計画

- 西条市人権文化のまちづくり基本計画
(平成21年度～平成30年度)

施策内容



人権・同和教育リーダー養成講座

(1)学習機会の拡充と啓発活動を行います

- ①指導者の育成のために、人権・同和教育リーダー養成講座を開催します。
- ②人権・同和教育研究大会を開催し、効果的な人権・同和教育のあり方を研究します。
- ③人権を考える日(毎月10日)におけるチラシの配布や、広報紙への啓発記事の掲載により、人権尊重意識の高揚に努めます。
- ④人権・同和教育講座や差別をなくする市民の集いなどの各種事業を充実します。
- ⑤企業・事業所における人権・同和教育の推進に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
人権・同和教育学習機会の拡充	同和問題をはじめ様々な人権問題に関する学習機会の提供	—
啓発活動の実施	チラシ、啓発パンフレットなどの作成	人権教育推進事業
市民の集い、研究大会の開催	講演会、研究会の開催	差別をなくする市民の集い開催事業



人権・同和教育研究大会

(2)推進体制の充実を図ります

- ①西条市人権教育協議会との連携をさらに深め、地域と一体となった人権・同和教育を推進します。
- ②『西条市人権文化のまちづくり基本計画』にもとづき、人権課題解決に向けた全庁的な取り組みを推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
人権教育推進団体の活性化	同和教育を中核とした人権教育の研究と実践	—
人権文化のまちづくり庁内推進計画の実施	人権文化のまちづくり条例の具現化を図るための全庁的な取組を推進	—



第5章

産業の活力を 実感できるまちづくり

第5章 政策体系

産業の活力を実感できるまちづくり



第1節 農業の振興

A 経営基盤の強化

- (1) 農業経営の安定化を支援します
- (2) 農業の基盤整備を図ります
- (3) 多様な担い手を育成します

B ブランド化の推進

- (1) 西条産品の高付加価値化と販路拡大を推進します
- (2) 農業と観光との連携を推進します

第2節 林業の振興

- (1) 林業経営の安定化を支援します
- (2) 林業の基盤整備を図ります
- (3) 木製都市構想を推進します

第3節 水産業の振興

- (1) 水産業経営の安定化を支援します
- (2) 水産業の基盤整備を図ります
- (3) 水産業と観光との連携を推進します

第4節 商業の振興

- (1) 中心市街地の活性化を図ります
- (2) 商工関係団体との連携を強化します

第5節 企業活動の活性化

- (1) 企業誘致を促進します
- (2) 中小企業活動を応援します
- (3) ものづくり産業の振興を図ります

第6節 新規産業の創出

- (1) ビジネス・インキュベーション機能を強化します
- (2) 総合6次産業化を推進します
- (3) 産学官連携を推進します

第7節 産業人材・雇用環境

- (1) 産業人材の育成・活用を図ります
- (2) 雇用環境の安定化を図ります

第8節 観光産業の創出

- (1) 観光拠点の整備を推進します
- (2) 魅力ある観光ルートの確立と情報発信に努めます
- (3) 受入体制の充実と“おもてなし”の向上を図ります

第5章 産業の活力を実感できるまちづくり

第1節 農業の振興（A 経営基盤の強化）

前期(平成18～22年度)における実績

- 中山間地域等直接支払事業を実施することで耕作放棄地の増加を防止し、「農用地の保全」「多目的機能の確保」「集落の活性化」などに対して一定の成果が創出されました。
- 認定農業者の育成・確保および集落営農を推進するとともに、担い手への農地の利用集積を図りました。
- ほ場整備2地区、湛水防除1地区が竣工し、ため池4か所を改修しました。



高田地区ほ場整備の様子

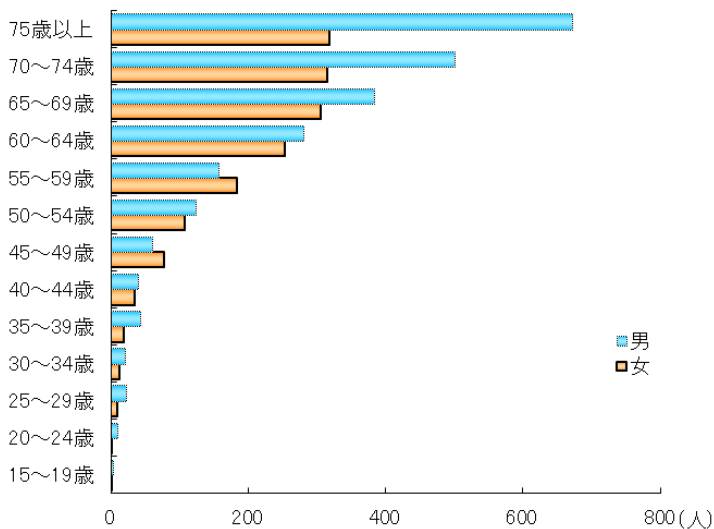
現況と課題

- 本市の農業は、瀬戸内特有の温暖な気候と石鎚山系や高縄山系を源流とする豊富な水資源に恵まれ、米作を主体に麦作、野菜、果樹、花き、畜産などの複合経営が行われ、県下有数の農業地帯となっています。
- 農業従事者の高齢化などによる地域農業の担い手不足が進行する中で、輸入農産物の増加や消費需要の低迷などにより、農業を取り巻く環境は極めて厳しい状態にあります。
- 今後は、地域ごとに特色ある農用地の有効利用を推進し、担い手を核とした経営規模の拡大や多様な担い手の育成および耕作放棄地の防止を図り、さらに農業生産基盤の整備、農地の流動化を進め、安定的な経営体の育成に取り組む必要があります。
- 消費者が求める安全で良質な農産物を安定的に供給する仕組みづくりが求められています。



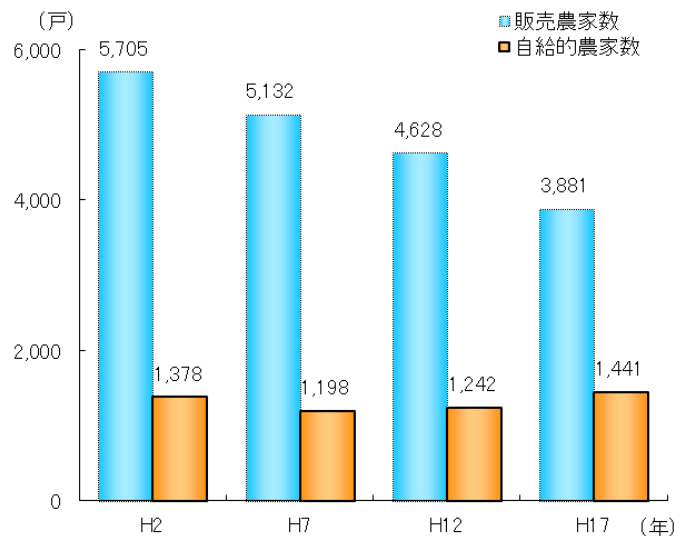
日本一の裸麦の収穫

図5-1-A-1 男女別基幹的農業従事者数(2005年度)



※基幹的農業従事者は、普段主に仕事をしており、かつ主に農業に従事している者
資料:2005農林業センサス

図5-1-A-2 形態別農家数の推移



※販売農家は、経営耕地面積30ha以上または農産物販売金額50万円以上の農家
資料:1990・2000世界農林業センサス、1995農業センサス、2005農林業センサス

平成27年度までに取り組む施策内容

- 農業経営の安定化を支援します
- 農業の基盤整備を図ります
- 多様な担い手を育成します

関係する個別計画

- 西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想（平成22年度～）
- 西条市農業振興地域整備計画（平成22年度～）

施策内容



ラジコンヘリによる防除

(1) 農業経営の安定化を支援します

- ①効率的かつ安定的な農業経営を確立するため、共同利用施設の整備や高性能機械の導入などの生産コストの低減に向けた取り組みを支援します。
- ②水田農業の担い手育成を図るとともに、戸別所得補償制度による米の需給調整の仕組みを確立します。また、水田の高度利用により食料自給率の向上に努めます。
- ③農地の効率的な利用を図るため、担い手などへの農地の利用集積と耕作放棄地の再生に向けた取り組みを支援します。
- ④農業生産条件が不利な中山間地域における農業生産活動を支援し、耕作放棄地の防止に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
経営の安定化支援	共同利用施設や高性能機械などの整備	頑張る農家支援事業 農業近代化資金利子補給
米政策の推進	生産調整の円滑な実施と地域水田農業ビジョンの達成を目的として農家を支援	米政策推進事業
農地流動化の推進	農地利用集積円滑化団体を中心とした農地の面的集積を促進	農地利用集積事業
耕作放棄地の再生	耕作放棄地の解消に取り組む農家を支援	米政策推進事業 頑張る農家支援事業
中山間地域への支援	耕作放棄地の発生防止、多面的機能を確保し農業生産条件の不利を補正するため、交付金を交付	中山間地域等直接支払事業

(2) 農業の基盤整備を図ります

- ①農業農村整備の効率的な事業展開を目指し、土地利用秩序の観点から生産基盤整備を推進します。具体的には、ほ場整備を計画的に取り組めます。
- ②防災対策事業を推進します。老朽ため池を計画的に改修し、災害に強い農業生産基盤整備を図ります。
- ③湛水被害を防除するため、排水機場を整備し、効率的な排水をすることにより、恒久的な湛水防除対策を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
土地改良施設整備の推進	ほ場整備を行うことにより、農業経営の近代化、安定化を推進	ほ場整備事業／土地改良事業 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業
湛水防除の推進	湛水被害を未然に防止	湛水防除事業
ため池などの整備推進	老朽化し危険なため池を改修し、堤体の安全とかんがい用水を確保	かんがい排水事業 ため池整備事業
農地・水・環境保全向上の対策推進	地域ぐるみの農地や水を守る共同活動と環境保全に向けた営農活動を支援	農地・水・農村環境保全向上活動支援事業 農業水利施設ストックマネジメント事業 地域用水環境整備事業

(3) 多様な担い手を育成します

- ①県、農業委員会、農業協同組合などの農業関係団体と連携して、担い手育成に向けた支援体制の充実を図ります。
- ②認定農業者などの育成を図るとともに集落営農を推進し、生産組織の法人化や経営指導などの支援に努めます。
- ③女性がその能力を十分に発揮することができるように、その役割を明確にした農業経営を推進します。また、高齢者の知識や経験を十分発揮できる環境整備に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
認定農業者などの育成・支援	認定農業者など連絡協議会の活動を支援	—
集落営農の推進	集落営農組織の活動を支援	米政策推進事業
各種女性グループへの支援	各種女性グループへの支援	—

第5章 産業の活力を実感できるまちづくり

第1節 農業の振興（B ブランド化の推進）

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成19年4月1日、西条ブランドの確立および6次産業化を推進する拠点施設として「食の創造館」がオープンしました。
- 農協と行政と企業が連携して本市の地域資源であるゼスプリゴールドキウイの加工品開発に取り組み、リキュールやジュース、アイスクリームが商品化されました。
- 野菜や果物の魅力や感動を周りに伝えることができる野菜ソムリエを育成し、食育講座を開催したり野菜ソムリエの情報誌『さくり』を発刊することで、地域の食文化の向上が図られました。
- 供給者と実需者のマッチングを図ることで、販路の拡大が図られている。
- グリーンツーリズムを推進し、多くの人が西条市を訪れるようになった。



JR壬生川駅横の食の創造館

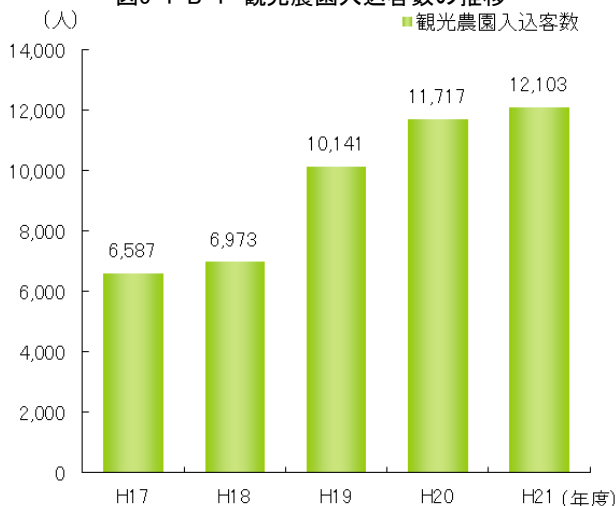
現況と課題

- 本市は、石鎚山を源とする加茂川により涵養された良質で豊富な地下水伏流水「うちぬきの水」をはじめ恵まれた環境の中、すばらしい農水産品が数多くあります。また、四国八十八札所、観光農園、温泉、産直市場など、観光の見所もたくさんあります。
- しかし、本市および本市農水産品の知名度は全国的に見ると未だ低い状況にあり、あまり知られていないというのが現状です。
- そこで、本市の農水産品の良さを多くの方々に広くPRしていくため、食の創造館を拠点とした「水と食」「観光」による地域ブランドの創出や新たな販路開拓の推進が求められています。



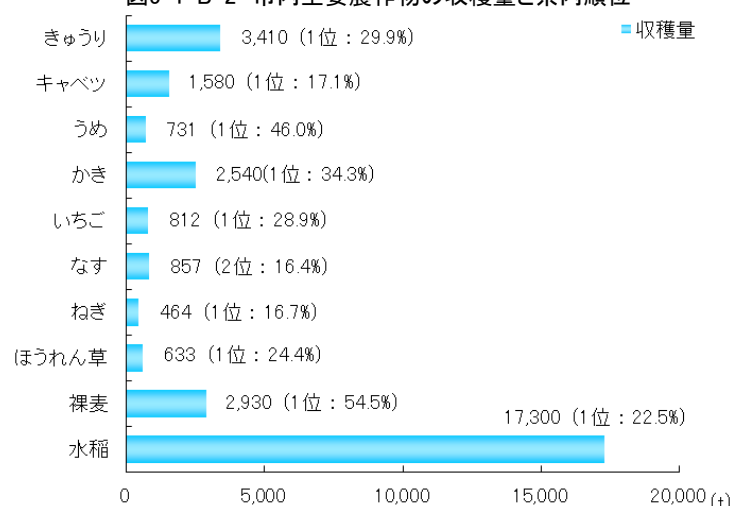
西条野菜の出荷準備

図5-1-B-1 観光農園入込客数の推移



資料：農業水産課調べ

図5-1-B-2 市内主要農作物の収穫量と県内順位



いちごは17年、水稻、裸麦は21年、他は18年における順位。また、%は県内に占める割合
資料：愛媛県農林水産統計年報より

平成27年度までに取り組む施策内容

- 西条産品の高付加価値化と販路拡大を推進します
- 農業と観光との連携を推進します

関係する個別計画

施策内容



供給者と実需者のマッチング

(1)西条産品の高付加価値化と販路拡大を推進します

- ①優良品種の導入や高品質・安定生産の促進、地域ニーズの把握、また食の創造館を拠点とした、「水・食・農をいかしたブランドづくり」に取り組みます。
- ②地域資源の供給者と実需者とのマッチングを積極的に実施し、販路の拡大を推進します。
- ③地域の野菜ソムリエと連携し、地元の「食」の情報発信に努めます。
- ④農業関係団体と連携し、積極的に地産地消を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
西条産品ブランド化の推進	水・食・農をいかした西条ブランドの創出	「水と食」調査研究事業
西条産品販路開拓の推進	産地視察受け入れなどによる新たな販路開拓の推進	ふるさと産品PR事業



農業を体験する小学生

(2)農業と観光との連携を推進します

- ①高速交通網などを利用した広域観光ルートの中で、本市の特性を最大限に生かした魅力ある観光農業を推進します。
- ②市内の観光資源と果樹園地帯の観光農園や直販施設などを有機的に結びつけ、観光ネットワークの形成に努めます。また、やすらぎや豊かな自然を求める都市住民のニーズに応えるグリーン・ツーリズムを推進します。
- ③自然志向や農業体験への関心が高まる中、新鮮で手作りの農作物を確保したいという市民の需要に応じ、市民農園や体験農園の整備を支援します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
農業と観光との連携推進	地域資源を活かした啓発普及、情報発信などの活動	グリーンツーリズム推進事業
農山漁村交流施設(道の駅)の整備	地域資源、交流体験、観光など地域活性化を図るための拠点整備	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業

第5章 産業の活力を実感できるまちづくり

第2節 林業の振興

前期(平成18～22年度)における実績

- 作業道を整備し、フォワーダやハーベスタなどの高性能林業機械の導入を支援することで、生産性の向上へと繋げることができました。
- 木製都市構想推進の一環として、間伐材を利用した木製ダムを22基設置しました。

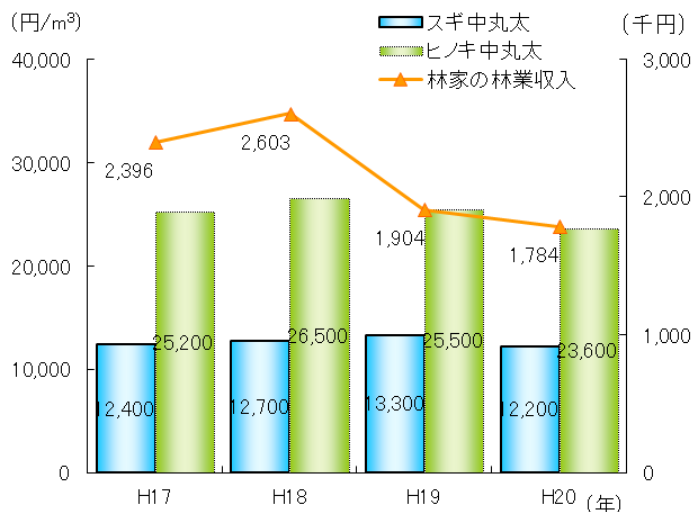


新たに完成した木製ダム

現況と課題

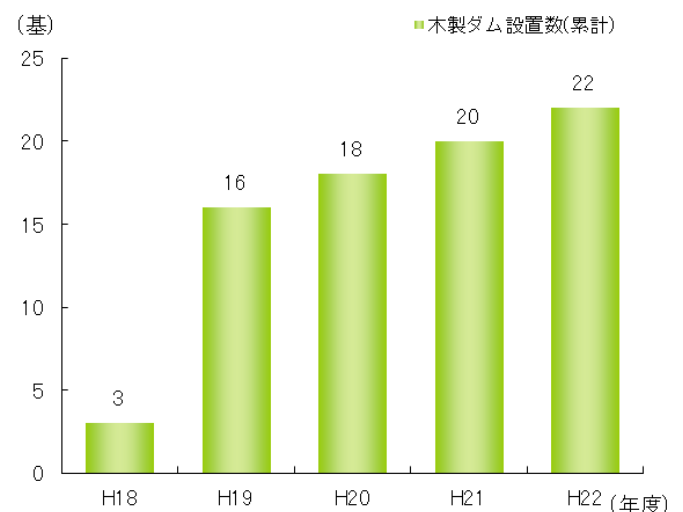
- 本市の南部および西部地域は豊かな森林地帯を形成しており、その面積は35,449ha(平成21年12月末現在)で、市域の約70%を占めています。民有林面積27,775haのうち、19,681haが人工林(人工林率約71%)で、その多くが戦後に植栽されたスギやヒノキで、成熟期を迎えつつあります。
- しかしながら、近年は木材需要の低迷や担い手の減少などにより、林業を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、経営意欲の減退、放置林の増加などにもつながっており、森林の荒廃が懸念されています。
- 森林は水源のかん養、自然環境の保全など公益的機能を持つ貴重な資源であり、その管理、保全および整備が適正に行われる必要があります。今後、林道整備をはじめとした生産基盤の近代化や、地域林業の中核的担い手として大きな役割を果たしている森林組合の経営基盤強化と健全育成に努め、健全な森林の整備を進めていく必要があります。
- 森林をはぐくみ、林業の持続的な発展を促し、木材の地産地消を推進するため、地元産材を活用した木製都市への転換を推進する必要があります。

図5-2-1 丸太価格と林業収入の推移



資料: 森林・林業白書22年版(林野庁)

図5-2-2 木製ダム設置数の推移



※平成18年度より実施
資料: 林業課調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 林業経営の安定化を支援します
- 林業の基盤整備を図ります
- 木製都市構想を推進します

関係する個別計画

- 西条市森林整備計画
(平成22年度～平成31年度)

施策内容



林業の機械化

(1)林業経営の安定化を支援します

- ①林業の中核的担い手である森林組合の組織、機能の強化に努めるとともに、林業従事者を安定的に確保するため、労働環境、労働条件の改善などを支援します。
- ②森林事業の団地化、共同化を進め、経営の安定を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
経営の安定化支援	共同化意識の普及啓蒙	有害鳥獣対策事業 山村集落ふるさとの森整備促進モデル事業
林業団体・担い手の育成	林業事業体に対する支援	森林整備担い手確保育成対策事業



林道路網整備による育林

(2)林業の基盤整備を図ります

- ①経営の合理化を進め、収益性のある優良材生産を促進するため、適切な下刈りや除間伐などの保育事業を推進し、健全で活力ある森林を造成します。
- ②林業の生産性の向上と生産コストの低減を図るため、林道路網整備を推進するとともに、高性能林業機械の導入を促進し、林業経営基盤の強化に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
造林・育林の推進	総合的な森林整備を行う森林組合に助成	造林事業
林道の整備推進	加茂角野線、臼坂黒谷線、峰下影線ほか	森林基幹道開設事業 国補林道開設事業
高性能機械導入支援	高性能機械導入の森林組合に助成	高性能林業機械導入事業



公共施設の木造化

(3)木製都市構想を推進します

- ①木材の地産地消のしくみづくりと、都市と森の循環的共存システムを構築し、自然災害に強いまちづくりを目指します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
地元木材利用の推進	PR活動や木材消費の開拓	材木資源の流通システム調査研究事業
木製ダムの調査研究	木製ダムの設置および研究	木製ダム調査研究事業
水源の森づくり	保水力のある森林の再生	私有林管理事業 造林事業

第5章 産業の活力を実感できるまちづくり

第3節 水産業の振興

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成22年度末に河原津漁港の整備事業が完了しました。
- 県、県漁連などの関係機関および市の協力のもと、平成21年4月1日に西条漁業協同組合と禎瑞漁業協同組合が合併して、西条市漁業協同組合が発足しました。



整備が完了した河原津漁港

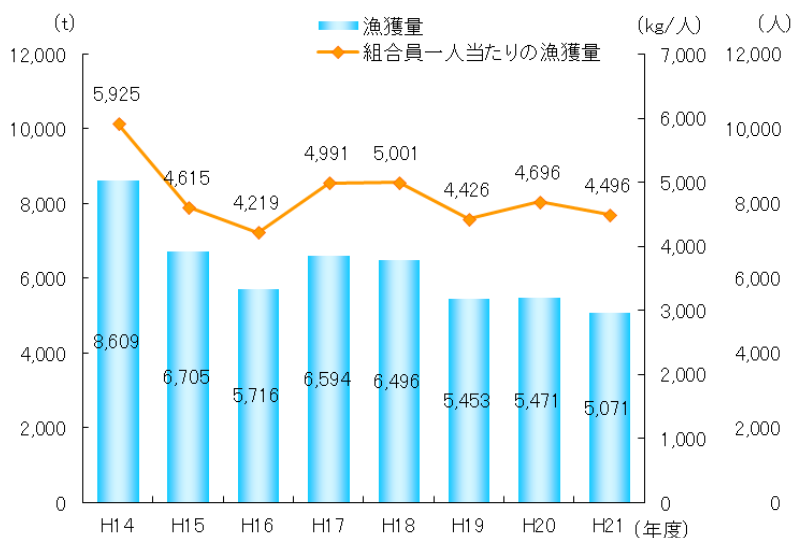
現況と課題

- 本市の水産業は、燧灘海域を主な漁場とした漁船漁業と、広い干潟を利用した海苔養殖業が主体となっています。
- 近年、水産業を取り巻く環境は、水産資源の減少、漁業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい状況にあります。また、魚価の低迷に加え、漁港施設の経年劣化、水産加工施設の未整備などの問題も有しています。
- 今後、生産性向上と水産業所得増加のため、水産業基盤整備や経営支援、観光と連携など、総合的な水産業振興策を行う必要があります。



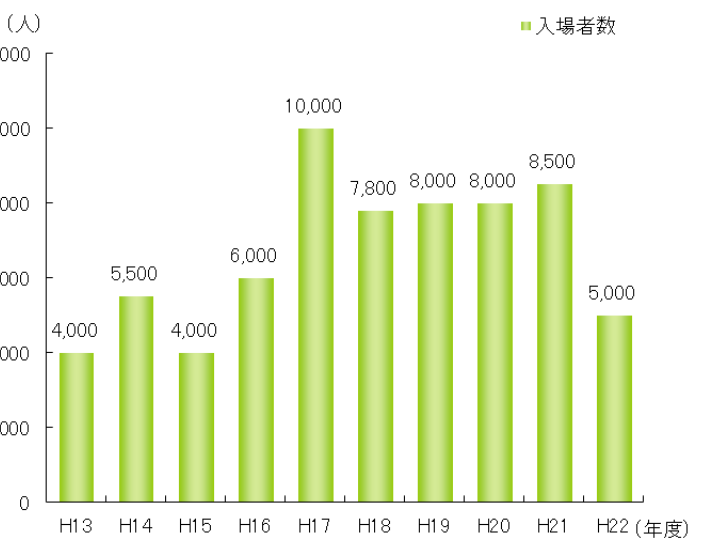
加茂川でのあゆ放流の様子

図5-3-1 漁獲量と組合員一人当たりの漁獲量の推移



資料: 農業水産課調べ

図5-3-2 立て干し網入場者数の推移



資料: 農業水産課調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 水産業経営の安定化を支援します
- 水産業の基盤整備を図ります
- 水産業と観光との連携を推進します

関係する個別計画

施策内容



のり収穫作業の様子

(1) 水産業経営の安定化を支援します

- ①水産業経営の安定を図るため、共同利用施設の整備や、漁船・漁具などの近代化を促進するとともに、漁業後継者の育成、加工・販売活動の支援、魚食普及活動の推進に努めます。
- ②安定した海苔養殖の確立を図るため、養殖技術の普及拡大に努めます。
- ③漁業経営の推進母体となる漁業協同組合の経営安定を図るため、漁協合併を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
経営の安定化支援	加工品開発、販売支援 漁船・漁具などの整備支援	漁業近代化資金利子補給
水産業団体の育成支援	漁協合併の推進	—



アマモに産み付けられたコウイカの卵

(2) 水産業の基盤整備を図ります

- ①経年劣化が進んでいる河原津漁港の維持補修などを行い、漁港施設の適正管理に努めます。
- ②漁場の生産性を高めるため、藻場・干潟の保全や漁場の清掃活動を推進し、漁場環境の保全に努めます。
- ③水産資源の増大を図るため、内水面も含めた魚介類の種苗放流を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
河原津漁港の適正管理	ストックマネジメント※による機能維持、延命化	漁港整備事業
漁場環境の保全	藻場づくり活動の支援	藻場づくり活動推進事業
種苗放流の推進	ヒラメ、クルマエビ、ガザミ、アサリなどの種苗を放流、支援	水産振興対策事業(種苗放流など)

※ スtockマネジメント … 既存の建築物(ストック)を有効に活用し、長寿命化を図る手法のことをいいます。



多くの来場者で賑わう立て干し網

(3) 水産業と観光との連携を推進します

- ①漁業と観光を結びつけた立て干し網などの観光漁業を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
観光漁業の推進	立て干し網事業支援、グリーンツーリズムとの連携	水産振興対策事業(立て干し網事業)

第5章 産業の活力を実感できるまちづくり

第4節 商業の振興

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成20年7月に中心市街地活性化基本計画の認定を受け、計画にもとづき各種中心市街地活性化策を展開してきました。
- 地域消費の活性化を目的に、市内全域を対象としたプレミアム付き商品券「石鎚藩札」を定額給付金、子育て応援特別手当の給付と併せて販売しました。

プレミアム付き商品券販売の様子



プレミアム付き商品券
「石鎚藩札」

現況と課題

●近年、ライフスタイルの多様化や自動車社会の進展、流通構造の変化などにより、郊外に大型ショッピングセンターや娯楽施設が進出し、中心市街地での空洞化が進むという、いわゆるスプロール現象※が全国的に大きな問題となっています。本市においても、幹線道路沿いへの大型店舗の進出などにより、零細な小売店の集合体である商店街にとっては、非常に厳しい状況が続いています。

●本市は、新居浜、今治という大きな商圏の影響もあり、小売業における平成19年の地元購買率は90.2%と、周辺地域に購買力が吸収されているのが現状です。

●今後は、各地域に形成された商店街を核として、少子高齢社会を見据えた上で、人にやさしく、人をひきつける、魅力ある商業機能を構築するとともに、自然に人々が集えるコミュニティ機能を付加し、活気あふれるまちづくりを進めていく必要があります。

※ スプロール現象 … 開発が都市の中心部から郊外へ無秩序に広がっていくことをいいます。



魅力ある商業機能の構築、
にぎわいづくりを目指す商店街

図5-4-1 西条市内商店街の空き店舗状況

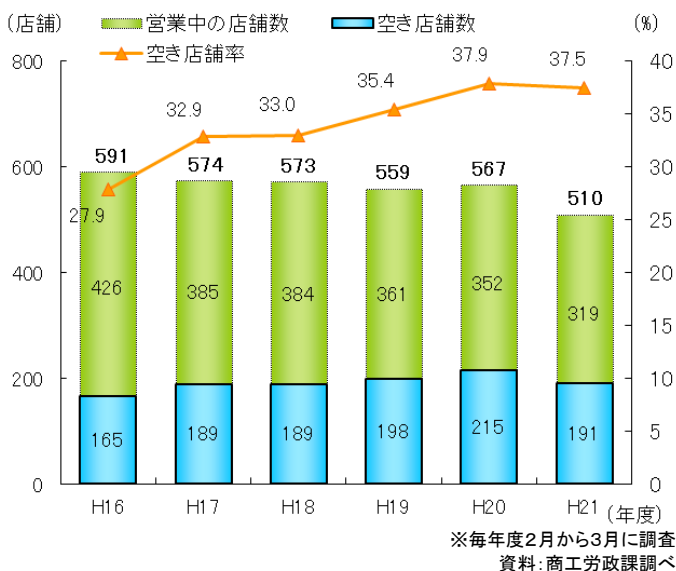
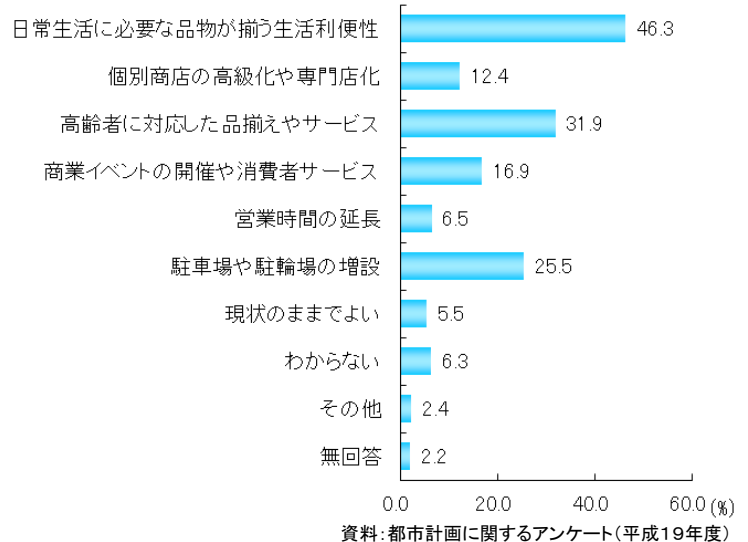


図5-4-2 既存商店街に望むこと



平成27年度までに取り組む施策内容

- 中心市街地の活性化を図ります
- 商工関係団体との連携を強化します

関係する個別計画

- 西条市中心市街地活性化基本計画
(平成20年度～平成24年度)

施策内容



うちめき水を使った
世界のコーヒー フェアの様子

(1)中心市街地の活性化を図ります

- ①中心市街地には、商業機能とあわせて市民生活における様々な機能が求められており、周辺の住宅、公共施設などと連携し、多様な都市機能を十分に発揮できるよう活性化を図ります。
- ②郊外大型店舗とは異なり、徒歩圏内で買い物ができるとい、中心市街地商店街が持つ特性を活かした、高齢者など交通弱者に優しい、コンパクトシティの発想にもとづく中心市街地の形成に努めます。
- ③子どもからお年寄りまで幅広い世代が利用しやすく安心して買い物ができる、中心市街地の中核機能としての商店街づくりを支援します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
中心商店街の整備に係る支援	中心市街地の顔である商店街の活性化を支援	中心商店街整備支援事業
人が集う商店街づくりに向けた支援	商店街団体などの運営支援と連携	商店街活性化事業 「千の風になって」のまちづくり事業



産業文化フェスティバルの様子

(2)商工関係団体との連携を強化します

- ①商工会議所・商工会と地元経営者と連携して商業経営の近代化などに取り組み、地域特性を活かした商業の活性化を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
商工関係団体との連携強化	商工会議所や商工会などに対する運営支援と連携	産業文化フェスティバル事業

第5章 産業の活力を実感できるまちづくり

第5節 企業活動の活性化

前期(平成18～22年度)における実績

- 企業立地促進条例にもとづく奨励措置を活用して積極的な企業誘致に取り組んだ結果、奨励金交付企業の新規直接雇用数(西条市民)が112名となりました。
- 産業情報支援センターを管理運営する(株)西条産業情報支援センターが中小企業の「何でも相談所」として機能し、様々な経営課題に対してアドバイスをを行いました。
- 「愛媛県東予地域外国人研修生受入れ特区」の認定を受け、外国人研修生が高度な技術などを修得することで国際経済への貢献および国際交流の促進が図られました。



西条臨海工業団地をはじめとする
四国有数の製造品等出荷額を誇る産業集積地

現況と課題

- 本市の工業は、臨海部を中心に立地する非鉄金属、鉄鋼、電子部品、輸送機械、生産用機械などを中心に発展しています。平成20年のリーマンショックに端を発した世界同時不況や円高の影響で本市の製造業も大きな打撃を受けていますが、依然として本市は四国地方屈指の製造品出荷額を誇っています(図5-5-1および図5-5-2参照)。
- 今後、西ひうち(2号地)、東ひうち(1号地)および東予インダストリアルパークなどの臨海部においては、豊富な水資源、高速交通網の整備など優れた立地条件を活かして、さらなる工業の集積を図る必要があります。
- 内陸部においては、繊維、製紙、鉄工、加工組立などの中小企業が市内各地に立地しています。自然環境や周辺地域との調和を図りながら計画的な工業用地の確保を図り、優良企業の立地を促進する必要があります。
- 市内事業所の大多数を占める中小企業については、独自技術の開発や人材の育成・確保、経営基盤の強化などを通じて、地域経済の中核として育成・強化する必要があります。
- 江戸時代からの伝統を誇り、生産量が全国シェアの90%以上を占める檀紙、奉書紙(手すき和紙)や、名水を活かした酒造など、地場・伝統産業のいっそうの振興を図る必要があります。

図5-5-1 製造品出荷額等と従業者数の推移

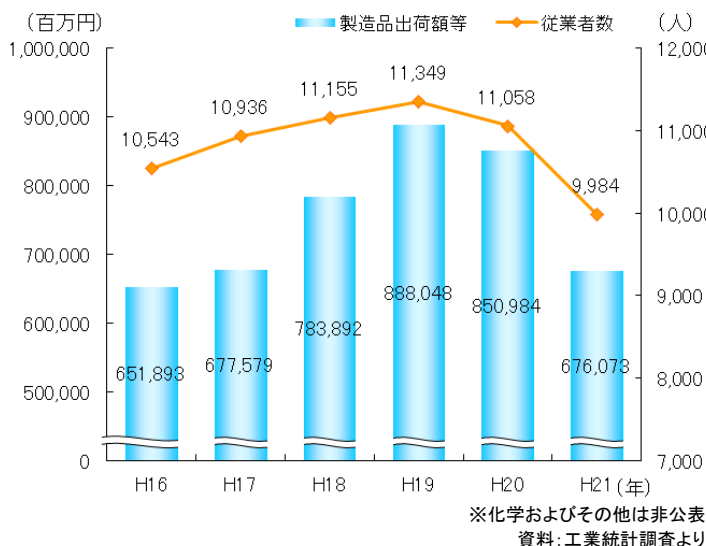
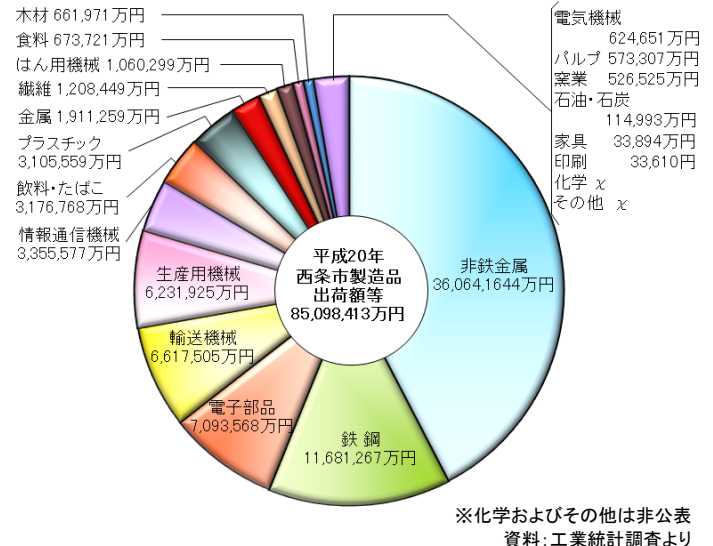


図5-5-2 西条市の産業分類別製造品出荷額等(平成20年)



平成27年度までに取り組む施策内容

- 企業誘致を推進します
- 中小企業活動を応援します
- ものづくり産業の振興を図ります

関係する個別計画

施策内容



企業立地が進む東予インダストリアルパーク

(1)企業誘致を促進します

- ①企業とのネットワークを構築し、工場の新設などの投資情報や今後成長が見込まれる産業分野に関連する企業ニーズの把握に努め、企業立地促進条例を活かしながら、戦略的に企業誘致を促進します。
- ②臨海部の工業用地については、利水企業、食品加工関連企業の立地を促進します。
- ③内陸部の工場適地については、その特性を活かしつつ、企業立地の動向と市民生活との調和を図りながら、企業立地を促進するとともに企業の農業参入を積極的に支援します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
企業立地の促進	企業立地促進条例にもとづく企業立地の促進	企業誘致対策事業



第8期西条経営者塾の様子

(2)中小企業活動を応援します

- ①激しい市場競争の中、たくましく事業を営むことができる地元経営者の育成を図ります。
- ②商工会議所、商工会、金融機関、産業支援機関などとの連携を図り、融資制度、中小企業の経営診断・指導事業に努めます。
- ③長年の経験より独自の技術とノウハウを有する企業などOB人材を起用したコーディネート活動を実施し、地域中小企業の技術力・管理能力向上を支援します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
地元経営者の意識改革・向上対策の推進	様々な課題を持つ経営者に対し、その解決策を見出すための「西条経営者塾」を開催	西条経営者塾開催事業
各種中小企業振興策の実施	資金融資などによる経営安定化の促進	中小企業振興資金融資事業 企業情報発信事業
企業OB人材の活用	OB人材の発掘、企業ニーズなどの把握およびマッチング	〇ターン推進事業

(3)ものづくり産業の振興を図ります

- ①四国屈指のものづくり集積地である愛媛県東予地域において、(財)東予産業創造センターとの連携のもと、日本・世界へと通用する「ものづくり拠点」の形成を目指します。
- ②ものづくり中小企業の独自性の高い技術開発や自社製品の開発、販路開拓など、競争力強化へ向けた取り組みを積極的に支援します。
- ③地場・伝統産業を支える技術や技能の継承をはじめ、消費者ニーズの多様化に対応した新商品の開発、ブランド化による全国への情報発信、地域内外での新しい市場の開拓など、地場・伝統産業の振興に積極的に取り組みます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
次世代ものづくり都市の構築	「つながり力」「知財力」「人材力」の強化によるものづくり産業基盤の安定・強化	次世代ものづくり都市構築事業
知的財産の活用推進	知的財産を保護し、権利化することにより、中小企業の競争力を強化	知的財産権取得支援事業
地場・伝統産業の振興	地場・伝統産業の情報発信と販路拡大	—

第5章 産業の活力を実感できるまちづくり

第6節 新規産業の創出

前期(平成18～22年度)における実績

- 産業情報支援センターと連携した新規産業創出の取り組みが評価され、産業情報支援センターがJANBOアワーズ2007 新事業創出大賞を受賞しました。
- 貿易商社、食品メーカー、農協などとの連携のもとタイ国への四国産品輸出プロジェクトに取組み、四国発の輸出ルートの確立が実現しました。
- 食品加工流通コンビナート構想の具現化へ向け、MH冷水製造システム※を活用した、いちごの周年栽培と閉鎖循環型温度管理陸上養殖の実証試験を実施し、農商工連携による新食料生産技術の基盤構築が進められました。

※ MH冷水製造システム …… 水素吸蔵合金が水素を吸収するときに発熱し、放出するときに吸熱するという性質を利用した環境にやさしい冷水製造システムのことで。



西条市産業情報支援センター

現況と課題

●地域経済を取り巻く環境が大きく変化していく中、こうした状況変化に的確に対応し、柔軟な産業構造への転換と地域経済の持続的発展を実現するためには、企業誘致による「誘致外來型」の産業政策に加え、地域資源を活用した新規事業や既存企業の分野進出、経営基盤強化といった地域活性化の原動力を強化する「内発型」の産業政策を進める必要があります。

●このため、これまでに蓄積された産業集積を基盤に、産学官の連携を促進し、起業家の育成、技術交流、事業化支援などを積極的に推進し、新事業の創出や技術高度化とともに、既存企業の分野への事業展開を進めていく必要があります。

●本市の農水産品の多くが県下第一位の出荷量を誇っています。これらと、人材、技術、その他の資源を有機的に結び付け、地域産業の「総合力」を活かすことができる取り組みを進めていくことが、喫緊の課題となっています。



いちごの周年栽培・陸上養殖実証事業

図5-6-1 産業情報支援センターの企業相談件数の推移

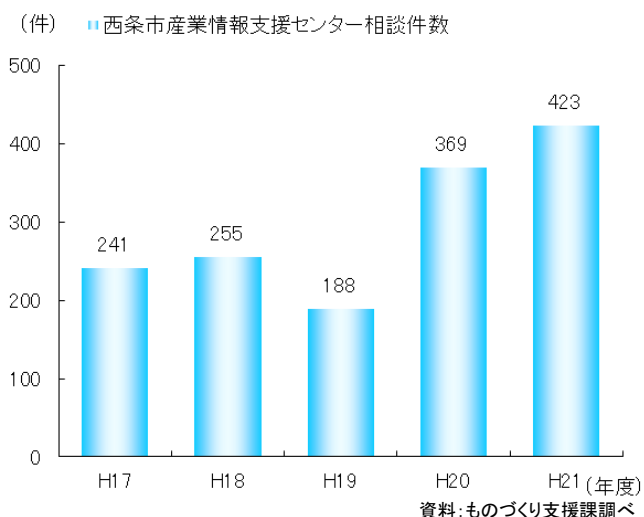
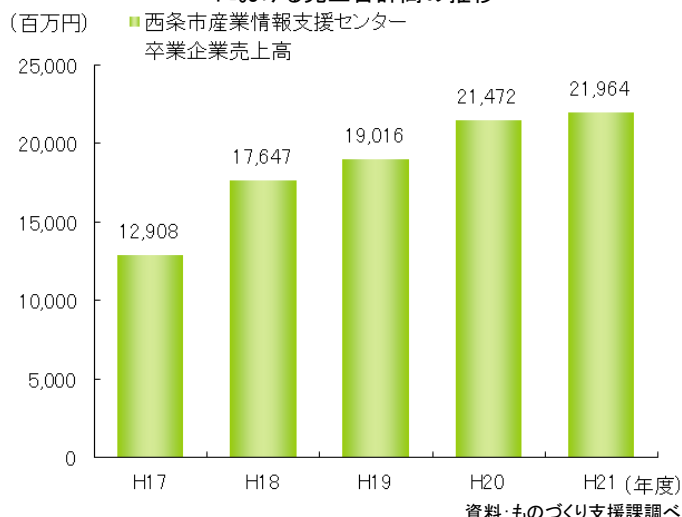


図5-6-2 産業情報支援センターの主な卒業企業(8社)における売上合計高の推移



平成27年度までに取り組む施策内容

- ビジネス・インキュベーション機能を強化します
- 総合6次産業化を推進します
- 産学官連携を推進します

関係する個別計画

施策内容

(1)ビジネス・インキュベーション※機能を強化します

- ①産業情報支援センターのインキュベータ室・SOHO支援室※の活用による起業家育成、新分野進出支援などに取り組みます。
- ②全国の産業支援機関などとの連携を密にし、起業家や中小企業の相談に的確に対応すべく、産業情報支援センターを拠点としたワンストップ・サービスに努めます。
- ③企業間、異業種、産学官などの交流を推進し、技術の高度化、新技術や新事業の創出を促進します。
- ④創業、経営、技術革新に関するセミナーや相談会などを通じ、起業風土の醸成や人材育成、企業経営の効率化・高度化を推進します。
- ⑤食の創造館を拠点として、新たな「食ビジネス」の創出を図ります。
- ⑥地域資源や地域ニーズに対応した新たな産業の創出を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
起業家の育成、新分野進出や新事業創出への支援	インキュベータ室・SOHO支援室の活用	産業情報支援センター管理運営事業
中小企業相談ワンストップサービスの実施	様々な課題を抱える中小企業に対し、産業情報支援センターを拠点としたワンストップサービスを実施する	—
情報および交流の場の提供	各種セミナーの開催および異業種交流会、相談会などの開催	—

※ ビジネス・インキュベーション … 起業家や創業間もない企業へ不足する経営資源を提供し、成長を促す一連の支援システムのことをいいます。

※ インキュベータ室・SOHO支援室 … 起業家や創業間もない企業に対して、不足する経営資源を提供して成長を促すために設置した部屋のことをいいます。



コンテナ便での地場産品輸出が実現

(2)総合6次産業化を推進します

- ①第1次産業から第2次、第3次産業の融合による、農水産物の生産・加工・流通が一体化した体制(1次×2次×3次＝6次産業化)を確立することにより、地域発の新産業を創出します。
- ②MH冷水製造システムから得られる冷水を活用した新食料生産技術の実証研究を進め、実用化に向けた取り組みを推進します。
- ③地域の強みである有形無形の独自資源をフル活用し、農商工連携による新たなビジネスモデルの創出を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
地域資源を活用した新商品開発の推進	地元産品を活用した商品開発、販路開拓 PR活動、情報収集、メディアなどへの情報発信と食の創造館の機能強化	食品加工流通コンビナート構想研究開発事業
農商工連携による地域新産業の創出	いちごの周年栽培技術や、さつまいもの陸上養殖技術の確立	いちご周年栽培試験・研究管理事業 (ふるさと雇用再生事業)
市場開拓の推進	安定した食品輸出ルートと輸出商社機能の確立	—



MH冷水製造システム

(3)産学官連携を推進します

- ①大学などの機関が有する基礎技術および専門的な知識と、中小企業の有する技術・アイデアの融合による、新しいものづくり、知的財産の保護などに取り組みます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
産学官連携の推進	学官連携の充実により、ものづくりに必要なシーズを取得し、市内中小企業とのマッチングを図る	—

第5章 産業の活力を実感できるまちづくり

第7節 産業人材・雇用環境

前期(平成18～22年度)における実績

- 起業家マインド醸成事業を次世代地域人材育成の柱として位置づけ、小中学生を中心として、基礎的職業観や社会観を育成しました。
- 小学5年生から6年生までを対象に活動する西条市ものづくり科学創造クラブが、第3回ものづくり日本大賞 四国経済産業局長賞を受賞しました。
- 「リーマンショック」に端を発し、平成20年11月以降、急激に悪化した地域雇用情勢に対する緊急雇用対策として、国の交付金事業である「ふるさと雇用再生事業」および「緊急雇用対策事業」を活用し、離職者などに向けて多くの就業機会を創出しました。



うちぬき創造塾

現況と課題

●厳しい経済情勢のもと、多くの企業では、絶えず新規事業の立ち上げや、既存事業の見直し・再生などにより、新たな付加価値を創出していかなければ、顧客ひいては市場から淘汰される非常に厳しい時代にあります。こうした中、各企業においては、既存の人材能力開発に取り組む一方、新たな人材の確保においては、基礎的学力はもちろんのこと、それ以上に仕事を通じたしっかりとした目標をもった職業意識のある人材を求めるようになってきています。

●このような状況を踏まえ、本市では次世代の地域を担う人材育成を雇用対策における最重要課題として取り組む必要があります。

●平成20年度より継続する全国的な雇用情勢の悪化は、地域の中小企業にも深刻な影響を及ぼしており、有効求人倍率も0.5を割り込むなど、極めて厳しい状況下にあります。本市では、就業機会の創出のための諸施策に取り組むとともに、企業に対する求人開拓などの働きかけもする必要があります。

●自社独自製品についての開発力や企画力、また生産管理能力が不足している場合が多く、これらの不足している弱点に対して、都市部で豊富な経験を積んできた企業OB等をマッチングし、企業の開発力、企画力、管理能力の向上を目指して地域全体の付加価値向上を図ることが必要です。



ものづくり科学創造クラブでの工場見学

図5-7-1 西条市における有効求人倍率の推移

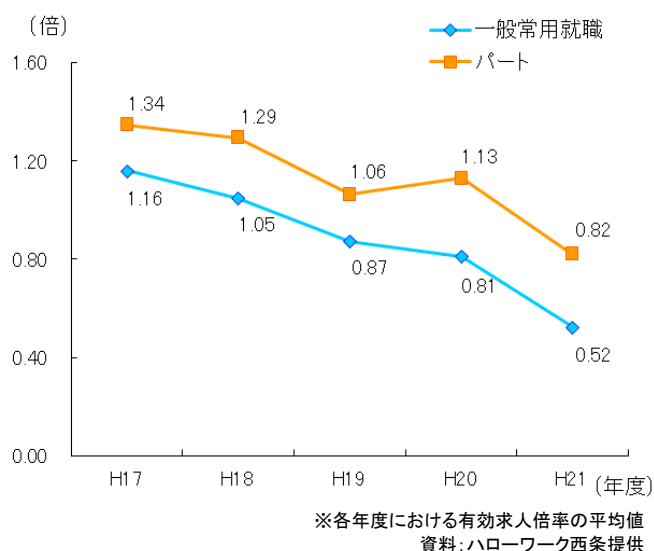
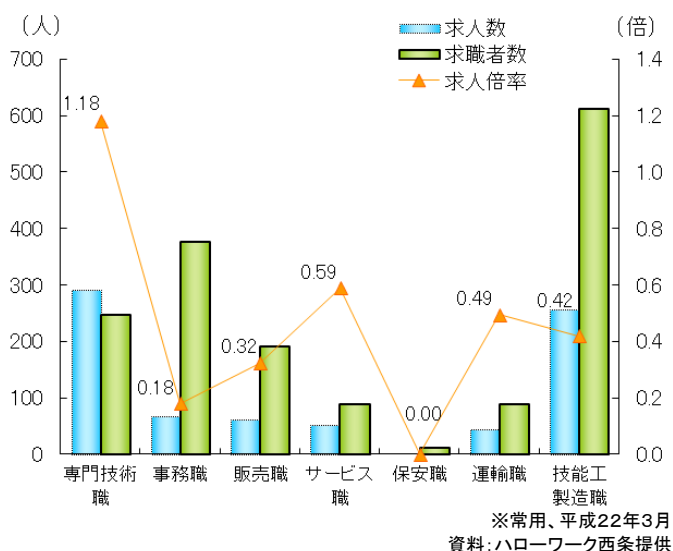


図5-7-2 職種別求人・求職バランスシート



平成27年度までに取り組む施策内容

- 産業人材の育成・活用を図ります
- 雇用環境の安定化を図ります

関係する個別計画

施策内容



トレーディングゲーム

(1)産業人材の育成・活用を図ります

- ①小中高校生など次世代を担う学生層の早期職業人材養成を図るため、地域と学校、行政が密接に連携を行い、職業意識の醸成⇒「起業家マインド」をはぐくむ各種プログラムを展開します。
- ②女性向けキャリアアッププログラムを実施し、地域の有能な女性人材の掘り起こし、育成を図り、もって女性の職業的自立と社会進出を支援します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
次世代(学生層)を対象とした起業家教育の推進	小中高校生など、次世代人材の産業人材育成を目的とした起業家教育・キャリア教育プログラムの開催	起業家マインド醸成事業
女性人材の育成・活性化	職業的自立を目指す女性を対象とした女性チャレンジスクールの開催	女性チャレンジスクール事業

(2)雇用環境の安定化を図ります

- ①地域で育った人材が、その能力を地域で存分に発揮できるよう、時代の要請に応じた各種研修事業を充実するとともに、地元企業とのマッチングを積極的に行い、雇用機会の拡大および就業の定着化を図ります。
- ②次世代人材(学生層)および障害者やニート・フリーターなどの雇用環境の向上を目的として、地元企業への求人開拓活動などによる地域人材の就業の場の拡大を図ります。
- ③地域資源を活用した新規産業の創出や積極的な企業誘致活動の推進などにより、雇用機会の拡大を図ります。
- ④勤労者が安全かつ快適に働くことができるよう、労働環境の向上を図ります。



人材マッチング・合同就職面接会

基本事業名	内 容	主な予算事業
就業機会の創出	地域人材と地域企業とのマッチングを図るため、その出会いと情報提供の場の創出を目的とした合同就職面接会や就職フェアなどを開催	雇用促進対策事業
雇用⇒働く場所の拡大	地域人材の具体的就業支援対策として、地域企業への訪問などによる求人開拓を実施	—
勤労者福祉の向上	地域労働者の福祉向上を目的とした地域労働者福祉団体に対する活動支援および勤労者の生活環境の向上を目的とした低利融資制度の実施	勤労者融資制度預託金事業

第5章 産業の活力を実感できるまちづくり

第8節 観光産業の創出

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成19年11月、JR伊予西条駅東側に鉄道歴史パークinSAIJOをオープンしました。また、同時に観光案内拠点となる観光交流センターを整備し、情報発信機能の強化を図りました。
- 観光協会と連携し、市内のうちぬきを巡る「水めぐり」のルートを作成し、水めぐりツアーを開始しました。



鉄道歴史パーク in SAIJO (四国鉄道文化館)

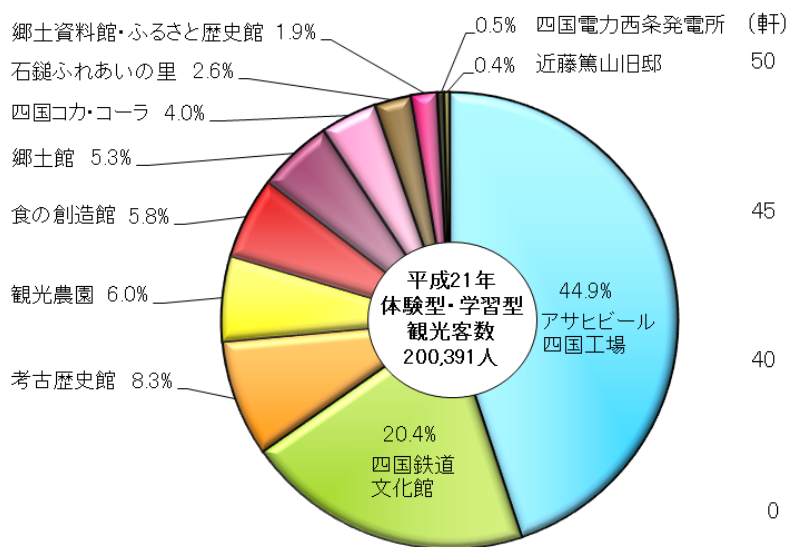
現況と課題

- 本市には、石鎚山や瀬戸内海をはじめ、豊かな水資源に代表される自然環境や四国霊場の札所、温泉、史跡、文化財など、魅力的な観光資源が数多く存在しており、現在も、多くの観光客が訪れ、地域経済の活性化に大きく寄与しています。
- 近年の観光を取り巻く状況は、交通・情報基盤などの整備、価値観の多様化や生活様式の個性化などにより、団体から個人グループでの観光へ、そして従来型のスポット観光から市町村や都道府県の枠組みを越えた広域的な観光へと移行しています。また、そのスタイルも「見る観光」から「自らが体験・学習する観光」へと変わりつつあります。
- 今後、これら観光客のニーズに対応するため、ハード・ソフト両面での受け入れ体制を確立するとともに、グリーンツーリズムやエコツーリズム、産業観光など新たな体験型・学習型の観光スタイルを観光客に提案していく必要があります。あわせて、周辺地域との連携による広域観光にも積極的に取り組む必要があります。



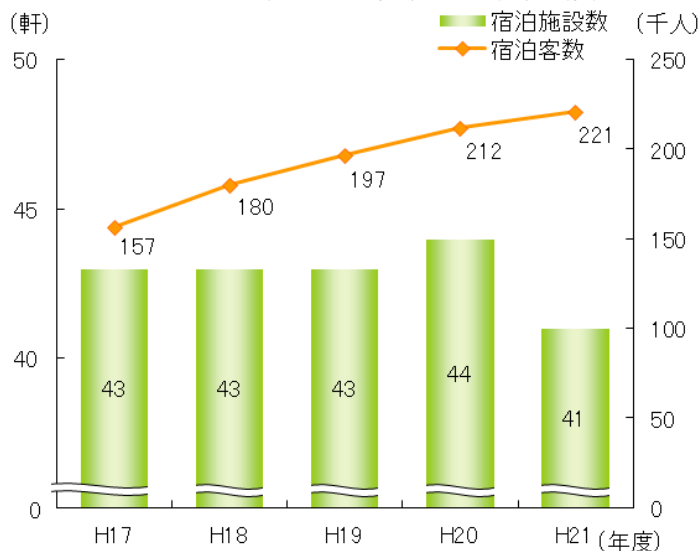
瓶ヶ森から見た石鎚山

図5-8-1 体験型・学習型観光客の行き先



資料：観光振興課調べ

図5-8-2 市内宿泊施設数と宿泊者数の推移



資料：観光振興課調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 観光拠点の整備を推進します
- 魅力ある観光ルートの確立と情報発信に努めます
- 受入体制の充実と“おもてなし”の向上を図ります

関係する個別計画

施策内容



石鎚山ハイウェイオアシス館

(1)観光拠点の整備を推進します

- ①石鎚山系山岳観光ルートや武文公園周辺、石鎚ふれあいの里、本谷温泉周辺、石鎚山ハイウェイオアシス、椿交流館などの観光拠点の整備を図り、観光集客を推進します。
- ②JR伊予西条駅南側に拡張する鉄道歴史パーク in SAIJOを活用し、集客力の向上に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
石鎚山岳観光の振興	石鎚山系山岳ルートの整備と山岳観光ボランティアの育成による山岳観光の振興	石鎚ふれあいの里管理運営事業
観光拠点の整備・維持管理	鉄道歴史パークinSAIJO、石鎚ふれあいの里、本谷公園周辺、石鎚ハイウェイオアシスなどの観光拠点の整備、維持管理	観光施設整備事業

(2)魅力ある観光ルートの確立と情報発信に努めます

- ①既存の観光施設やイベントを活用しながら、豊かな自然環境や温泉、史跡、文化財などとのネットワーク化により、テーマ性のある新しい観光ルートを創出し、滞留時間の増大を図ります。
- ②企業の製造施設、観光農園、手すき和紙、造り酒屋などの地場産業や見学・体験が可能な地元企業と連携し、体験型・学習型の観光の整備を図ります。
- ③交通基盤整備などに伴う観光の広域化に対応するために、周辺地域の観光拠点と連携して広域観光ルートや推進体制の確立を図ります。
- ④ポスター、パンフレットやインターネットなどの情報発信手段を活用して、観光拠点やイベント、特産品などの情報発信に努めます。



西条まつり 川入りの様子

基本事業名	内 容	主な予算事業
各種観光イベントの開催支援	西条まつり、夏彩祭、丹原七夕夏まつり、小松町ふるさと祭りなどのイベントに対する支援	観光振興費
観光ルートの創出	石鎚山系、うちぬき、観光農園、産業観光施設などのネットワーク化による新しい観光ルートの創出	観光資源調査事業
観光宣伝の実施	近隣市町との連携による広域観光の推進 広域パンフレットの作成	観光宣伝事業

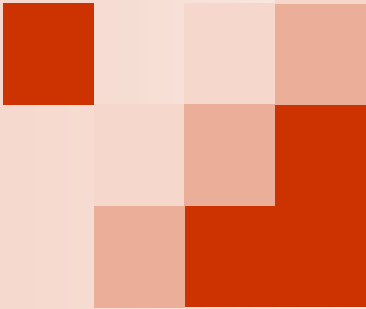


観光協会が実施する
「ガイドと歩く 西条水めぐりツアー」

(3)受入体制の充実と“おもてなし”の向上を図ります

- ①市内宿泊施設との連携による、宿泊環境など受け入れ体制の整備に努めます。
- ②観光客を受け入れる地元側の姿勢や心構えが重要視されるようになっていることから、各分野における案内人(ガイド)の育成など、受入体制の充実と“おもてなし”の向上に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
受入体制の充実と“おもてなし”の向上	案内人(ガイド)の育成・組織化	外国人観光客対応講座実施事業



第6章

基本構想の実現に向けて

第6章 政策体系

基本構想の実現に向けて



第1節 市民協働のまちづくりの推進

- (1) 市民活動団体の育成・支援を図ります
- (2) 市民活動団体のネットワーク化を図ります
- (3) 市民協働のまちづくりを推進します

第2節 地域コミュニティ活動の促進

- (1) 地域コミュニティ活動を支援します
- (2) コミュニティ施設の整備を支援します

第3節 時代の変化に対応した地域づくり

- (1) 団塊の世代人材の活躍の場づくりを推進します
- (2) 男女共同参画を推進します
- (3) 国際交流を推進します

第4節 情報公開・情報共有の推進

- (1) 広報制度の充実を図ります
- (2) 情報公開・情報共有を推進します
- (3) 広聴制度の充実を図ります

第5節 経営感覚のある行財政運営の実践

A 行政運営

- (1) スリムで質の高い行政運営システムを構築します
- (2) 人材の有効活用および資質向上を図ります

B 財政運営

- (1) 健全な財政運営を推進します
- (2) 公共施設の有効活用と整備を推進します

第6節 交流と連携による地域づくり

- (1) フィールド大学構想を推進します
- (2) 近隣市町との連携を強化します

第6章 基本構想の実現に向けて

第1節 市民協働のまちづくりの推進

前期(平成18～22年度)における実績

- ボランティア団体の活動費補助による支援、育成に努め、ボランティア活動の推進に努めました。また、まち美化パートナー制度の推進を図り、団体登録の拡充を図りました。
- 社会福祉協議会が運営しているボランティアセンターと連携し、各種ボランティア団体の育成・支援に努めました。



ボランティアフェスティバルの様子

現況と課題

● 地方分権の進展により、自治体として自主的なまちづくりが可能となる一方、各自治体が自らの決定と責任で、まちづくりを進めることが強く求められています。しかしながら、社会経済環境が大きく変化し、人々のライフスタイルが多様化するなかで、さまざまな地域課題に対応し、きめ細かな施策を推進するためには、従来のような行政主導では十分な成果をあげることが難しくなっており、市民と行政が一体となって課題解決に取り組む市民協働のまちづくりを進める必要があります。

● 本市では、ボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体の育成・支援に努めてきましたが、これらの市民活動は、自立して自発的に発展・活性化するものでなければなりません。また、それぞれの団体が相互に連携し、ネットワーク化を図っていくことが重要です。

● 市民・市職員の協働意識の向上を図り、計画的かつ組織的に市民協働のまちづくりを推進する『西条市市民協働のまちづくり推進計画』を策定する必要があります。また、市民活動のネットワークの拠点である市民活動支援センターを設置する必要があります。

図6-1-1 ボランティア補助金交付団体数の推移

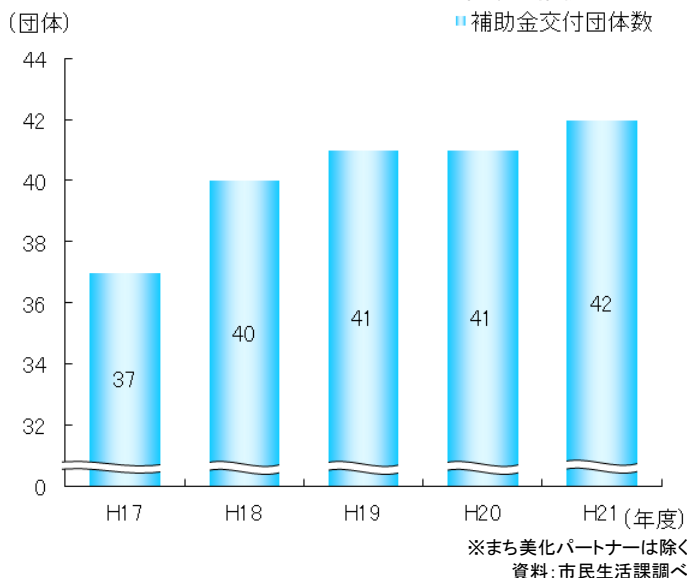
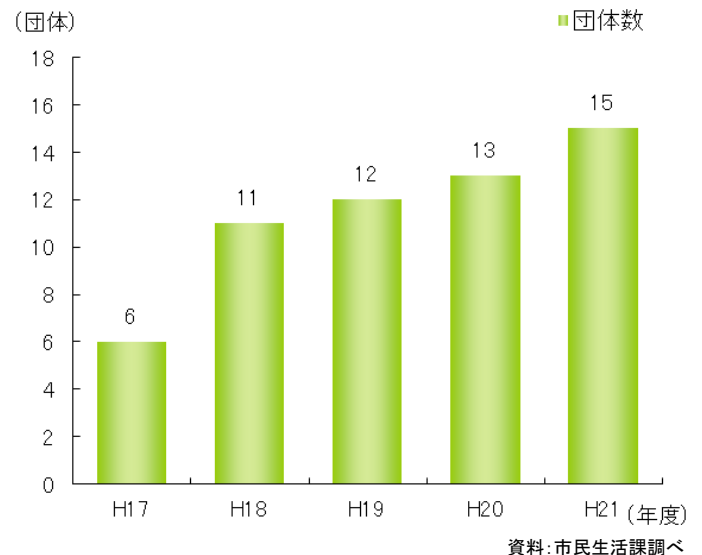


図6-1-2 市内NPO法人数の推移



平成27年度までに取り組む施策内容

- 市民活動団体の育成・支援を図ります
- 市民活動団体のネットワーク化を図ります
- 市民協働のまちづくりを推進します

関係する個別計画

- 西条市市民協働のまちづくり推進計画
(策定予定)

施策内容



市民による読み聞かせボランティア

(1) 市民活動団体の育成・支援を図ります

- ①市民参加による協働型社会の構築と市民主体のまちづくりを推進するため、その担い手となるボランティア団体やNPO法人などの市民活動団体の育成・支援を行います。
- ②ボランティア活動に必要な行政情報を積極的に提供するとともに、ボランティアセンターと連携して、リーダーの育成や組織の充実を図るための研修機会を提供します。
- ③市民活動団体の活動を支援する中間支援団体の育成に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
市民活動団体の育成支援	市民活動団体への支援・助成	まちづくりボランティア事業



市民活動団体のネットワーク化が望まれる

(2) 市民活動団体のネットワーク化を図ります

- ①市民活動団体が拠点として活用できる市民活動支援センターを設置し、センターを核とした市民活動のネットワーク化を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
ネットワーク化および市民活動支援センター機能の設置	市民活動団体のネットワーク化と市民活動支援センター機能の設置	ボランティアセンター設置事業



市職員対象の協働のまちづくり研修

(3) 市民協働のまちづくりを推進します

- ①市民協働のまちづくりを計画的、組織的に推進していくためには、市民や市職員の協働意識の向上、推進体制の整備、支援制度などの拡充など体系づくり・しくみづくりが必要であるため、『西条市市民協働のまちづくり推進計画』を策定します。
- ②策定した市民協働のまちづくり推進計画をもとに、市民と行政との役割分担、市民活動支援策など、市民協働のシステムづくりを行います。

基本事業名	内 容	主な予算事業
市民協働のまちづくりの推進	新たに策定する市民協働のまちづくり推進計画にもとづくまちづくりの推進	—

第6章 基本構想の実現に向けて

第2節 地域コミュニティ活動の促進

前期(平成18～22年度)における実績

- 自治会への育成、支援により、西条市連合自治会および支部組織の充実が図られ、活動が拡充されました。また、新たに8自治会が結成されました。
- 集会所の新築、改修、設備整備などについて、要望にもとづいて順次整備を行いました。

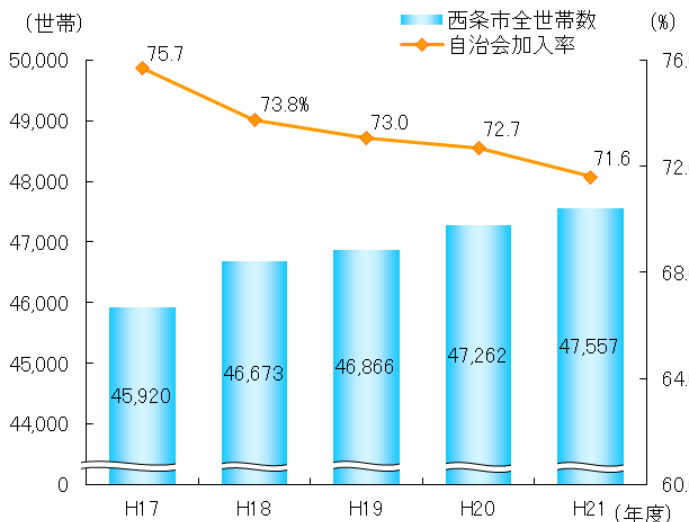


防災訓練の様子

現況と課題

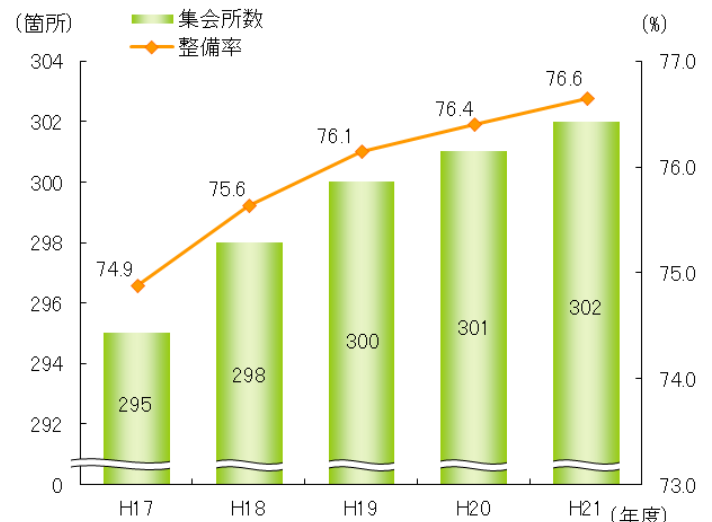
- 都市化の進展や価値観、生活様式の多様化により、人と人とのつながりや心のふれあう機会が減少し、人間関係や地域連帯意識が希薄になってきています。一方で、防災や高齢者の自立支援、青少年の健全育成、交通安全など、地域社会の中で取り組み、解決していかなければならない課題は増えてきています。
- 地方分権が進む中、こうした地域課題に自主的に取り組み、各地域の均衡ある発展を進めていく上で、地域コミュニティの活動の役割はますます重要となってきています。
- それぞれの地域に存在する固有の課題を解決し、いっそうの市民融和と一体感の醸成に努めていく上では、地域コミュニティの活力を活かす必要があります。したがって、今後も、自分たちの地域を、自分たちの力で、明るく、安全で、住みよい社会とする、市民主導の地域づくり活動を積極的に支援するとともに、地域コミュニティ活動の核となる人材の育成に努めていく必要があります。

図6-2-1 西条市世帯数と自治会加入率の推移



資料:市民生活課調べ

図6-2-2 集会所数と集会所整備率の推移



資料:市民生活課調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 地域コミュニティ活動を支援します
- コミュニティ施設の整備を支援します

関係する個別計画

施策内容



地域コミュニティが中心となった
河川一斉清掃

(1)地域コミュニティ活動を支援します

- ①地域住民自治やコミュニティ活動の中心的担い手として、重要な役割を果たしている自治会組織の新規結成や育成を支援します。
- ②地域活動や研修会、講演会などを通じて、コミュニティ活動の推進力となるリーダーの育成に努めます。
- ③コミュニティ意識の高揚や自治会加入率の向上を図るため、コミュニティや住民自治に関する啓発、情報提供などを推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
自治会組織の育成支援	自治会運営への支援、新規結成補助	自治会組織育成事業
コミュニティリーダーの育成	コミュニティリーダー育成研修会、講演会の実施	—



新築された徳能集会所

(2)コミュニティ施設の整備を支援します

- ①地域住民主体のコミュニティ活動の拠点となる集会所の整備を支援します。
- ②コミュニティ施設の設備機能の充実を図るとともに、高齢者、障害者、子どもなど、誰もが利用しやすい施設となるような整備を支援します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
コミュニティ施設の整備支援	集会所整備、集会所設備整備、集落放送設備整備	コミュニティ施設整備事業



地区別に開催される市民運動会



自治会ソフトボール大会

第6章 基本構想の実現に向けて

第3節 時代の変化に対応した地域づくり

前期(平成18～22年度)における実績

- 企業OBで構成する西条市産業情報支援センターの技術相談室は、長年の経験とノウハウから地域中小企業が抱える様々な経営課題や技術課題に対して積極的に助言指導を行い、地域経済への支援活動を行っています。
- 審議会などにおける女性委員の比率が、当初値の19.2%から21.6%(平成22年4月13日現在)と上昇しました。
- 国際交流イベントの参加人数が、1,092人と大幅に増加しました。



企業OBが活躍する
産業情報支援センターの技術相談室

現況と課題

●平成19年を中心に、戦後生まれの団塊の世代が大量に定年退職しており、今後、高齢化が一層加速することが懸念される一方で、これらの方々が指向するライフスタイルは多様であり、地域の人材として様々な形で地域づくりに携わることができるよう対策を推進することが必要です。

●性別や年齢などに関係なく誰もがその能力を活かし、活躍できるような仕組みづくりや環境整備を進める必要があります。

●国際交流の実質的な担い手は市民一人一人であることを念頭に置き、市民が主体的に国際交流に関わることでできる仕組みづくりが必要です。また、行政と国際交流団体が果たす役割を明確にし、ネットワーク化を推進する必要があります。

●国際交流の新たな課題である在住外国人との共生へ向けた取り組みを推進する必要があります。



国際交流キャンプ“English in Action”

図6-3-1 審議会などにおける女性委員数の推移

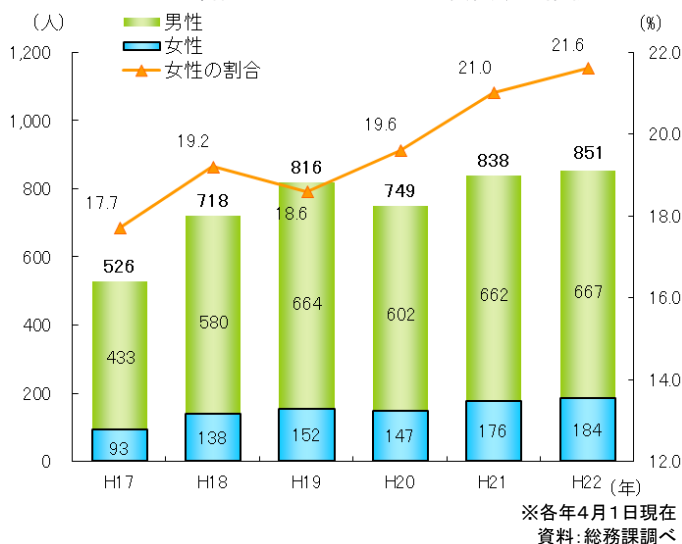
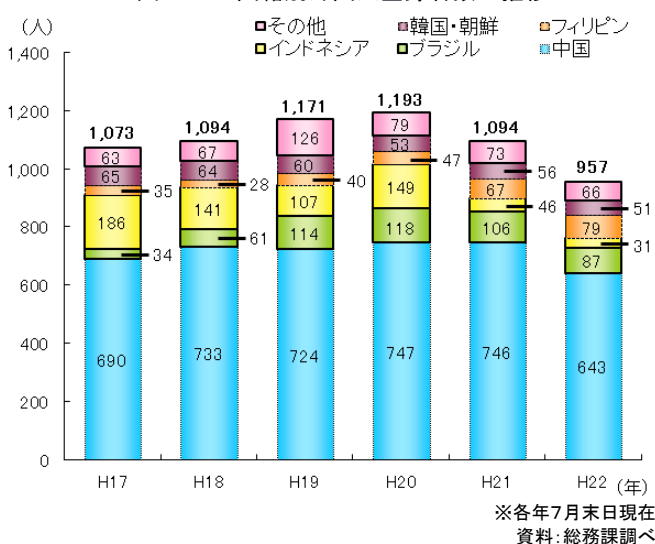


図6-3-2 国籍別外国人登録者数の推移



平成27年度までに取り組む施策内容

- 団塊の世代人材の活躍の場づくりを推進します
- 男女共同参画を推進します
- 国際交流を推進します

関係する個別計画

- 西条市男女共同参画計画
(平成18年度～平成27年度)

施策内容

(1) 団塊の世代人材の活躍の場づくりを推進します

- ① 経験豊かな団塊の世代人材が個々の能力や特技を活かして活躍することができるよう、中小企業支援、新規就農、生涯学習活動、観光ガイド、地域活動などに関連して本市が実施する各種施策を充実させ、団塊の世代人材が活躍できる場づくりを推進します。
- ② 団塊の世代人材が地域で学び教えることに対して関心を深めることができるよう、その重要性について意識啓発を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
団塊の世代対策の実施	団塊の世代人材それぞれの能力や特技を活かすことができる対策の実施	—



西条市男女共同参画推進会議による
自主企画セミナー

(2) 男女共同参画を推進します

- ① 男女平等、男女共同参画および仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に対する正しい理解を促進するため、家庭、地域、職場、学校などあらゆる場面や機会をとらえた意識啓発活動を充実します。
- ② 幅広い意見を市政に反映し、様々な人の立場を考慮した政策の立案・実施を実現するため、審議会などにおける女性委員の積極的な登用を図ります。
- ③ 女性の人材育成・活用を推進するため、女性の活躍を支援する各種施策を拡充します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
男女共同参画の推進	参加型・実践型のセミナー開催を通じた意識啓発	男女共同参画推進事業



ギリシャ料理交流会in西条

(3) 国際交流を推進します

- ① 市民の異文化理解を促し、総合的な国際化を推進するため、国際交流イベントや市民語学講座などの国際交流を推進します。
- ② 医療、保健、衛生、税務、教育といった全ての分野において、総合的に在住外国人を支援できる体制の整備を図ります。
- ③ 積極的に自主的に活動している国際交流団体の支援に努めるとともに、そのネットワーク化を図ります。
- ④ 友好都市関係を締結する中国・保定市を中心に、文化・経済・医療・行政など様々な分野における国際的な友好交流を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
国際交流の推進	国際交流イベント、市民語学講座の開催	国際交流員招致事業

第6章 基本構想の実現に向けて

第4節 情報公開・情報共有の推進

前期(平成18～22年度)における実績

- 広報紙・ホームページなどによる情報提供や市政に関する情報公開を行うとともに、各種委員会・審議会に市民を登用するなど、広聴事業などを実施して市民の意見を市政へ反映するよう努めてきました。
- 意見箱、広報による意見書、市政モニター通信、Eメール通信により市民ニーズの把握に努めてきました。



市内各所に設置している意見箱

現況と課題

- 地方分権時代の中にある地方自治体は、「自己責任」と「自己決定」の原則のもと、「自立」「自活」することができる主体的なまちづくりを推進することが求められています。そのため、まちづくりのさまざまな場で「市民力」が積極的に発揮されるよう、市民の市政への参画を促すことが望まれます。
- 市民の市政への参画を促すためには、市民が多くの行政情報を知ることが重要です。行政機関が所有する情報の積極的な公開や的確な情報提供を行い、市民と行政が等しく情報を手にすることができる情報共有を推進することが望まれます。
- 市民の意見が市政に反映されるしくみを構築し、市民と行政による市民協働のまちづくりを推進する必要があります。

図6-4-1 市ホームページアクセス数の推移

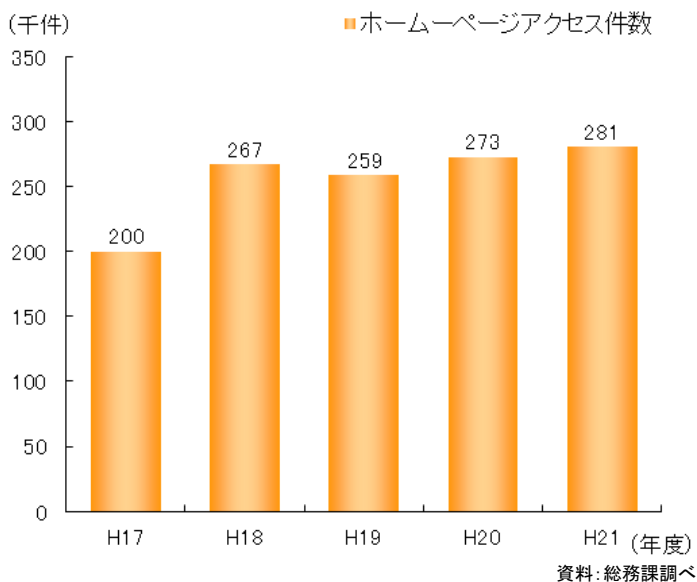
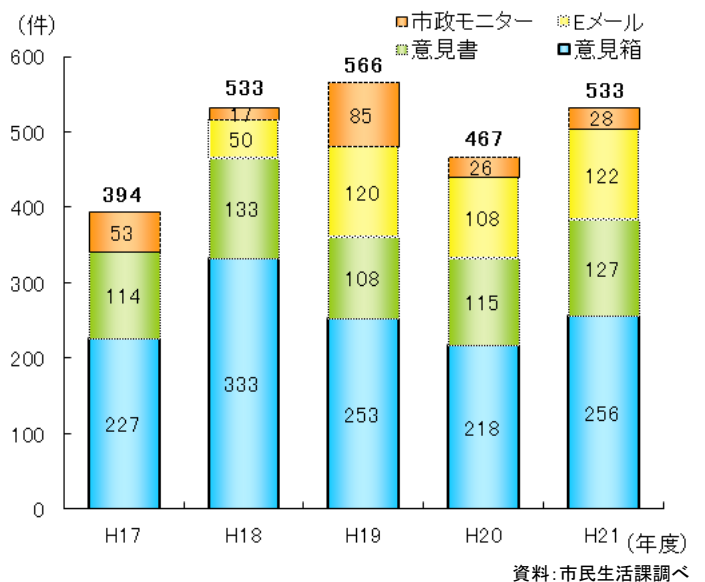


図6-4-2 各種広聴制度による意見数の推移



平成27年度までに取り組む施策内容

- 広報制度の充実を図ります
- 情報公開・情報共有を推進します
- 広聴制度の充実を図ります

関係する個別計画

施策内容



広報紙やホームページでの情報提供を

(1) 広報制度の充実を図ります

- ①広報紙は市の施策などを的確に伝える最も有効な手段であり、この内容が市民生活の基盤となることから、正確で分かりやすい編集を行うとともに、市の施策だけでなく国や県の動向などにも着目し、市民が行政に参画する際の判断材料となるような情報についても積極的に提供します。
- ②リアルタイムに情報を発信できるホームページについて、その最大の利点を活かして、情報の質・鮮度・量を吟味した上で、迅速な情報提供に努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
広報紙発行による情報発信	多岐にわたる行政情報の、正確で分かりやすい紙面での提供	広報事業
ホームページによる情報発信	最新の行政情報の提供	—



市役所本庁舎3階の情報公開コーナー

(2) 情報公開・情報共有を推進します

- ①市民の市政への参画を促進し、市政に対する理解と信頼を深め、公正で開かれた行政の実現に寄与するため、行政情報の公開と共有を推進し、市政運営の透明性の確保に努めます。
- ②情報公開・情報共有体制の整備に伴い、個人情報の保護体制を強化します。
- ③市が所有する統計情報を提供します。
- ④市民との情報共有を推進するとともに、歴史資料として重要な公文書の保存および利活用を検討します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
情報公開制度の活用促進	市民が利用しやすい環境を整備し、市民と行政との情報共有を図る	情報公開・個人情報保護関係事務
公文書の保存・利活用の検討	行政文書などの適正な管理、歴史的公文書などの適切な保存および利用などの検討	—
適切な個人情報の管理運営	積極的な情報の公開、情報の共有化の整備などに伴い、個人情報の保護を徹底する	—
統計情報の拡充	ホームページおよび統計手帳の作成により各種統計情報の提供	統計調査費

(3) 広聴制度の充実を図ります

- ①広聴事業を充実し、市民ニーズの把握に努め、市民との協働のまちづくりを推進していくことができる体制づくりに努めます。
- ②市民の意見を市政へ反映する重要な手法である、パブリックコメント制度の充実を図ります。
- ③市長をはじめ市職員が出向き直接対話懇談する市政いきいきタウントークやまちづくり地区別交流会を実施することにより、市民との対話や行政への市民参加の機会に努めます。
- ④行政への市民参加を一層進めるため、審議会・委員会などの公募制を導入するとともに、計画の策定過程において、ワークショップや市民会議を設置するなど、市民の意見が反映されるしくみづくりに努めます。

基本事業名	内 容	主な予算事業
広聴制度の充実	パブリックコメント制度、審議会・委員会などへの公募制の導入、ワークショップや市民会議の設置	広聴事業
市民との対話の場づくり	市政いきいきタウントーク まちづくり地区別交流会の開催	広聴事業

第6章 基本構想の実現に向けて

第5節 経営感覚のある行財政運営の実践（A行政運営）

前期(平成18～22年度)における実績

- 平成17年度から平成20年度にかけて行った公の施設の管理運営のあり方懇談会の中で、指定管理者制度を導入する施設の方針が出され、この方針に従って15施設(平成22年4月1日現在)が指定管理者制度による運営を行っています。
- 合併時を基準として5年間で市職員を100人削減するという定員適正化計画の目標に対して230人の削減となりました。



指定管理者制度へ移行した丹原文化会館

現況と課題

- 「官から民へ」「国から地方へ」という構造改革のスローガンにもとづく地方分権改革の推進は、単に小さな政府の実現による行政の効率性・生産性向上や、地域や民間の活力を生かした経済成長の実現のみならず、市民自治の確立に向けた第一歩として重要です。
- 今日の変動する社会情勢や多様化する市民ニーズを的確に政策へと反映していくためには、新しい時代に適応した行政運営のあり方を再考していく必要があります。
- 今後、新しい時代の行政運営を実現するため、『西条市行政改革大綱』にもとづく改革を着実に進めていく必要性があります。

図6-5-A-1 指定管理者制度導入施設数の推移(累計)

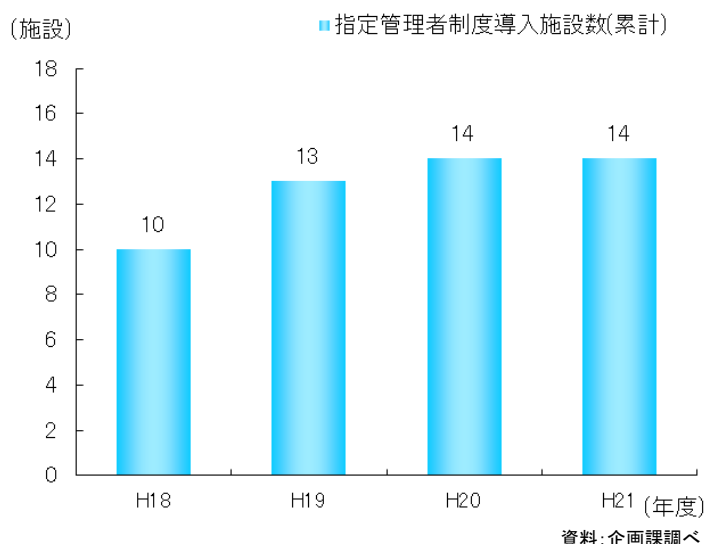
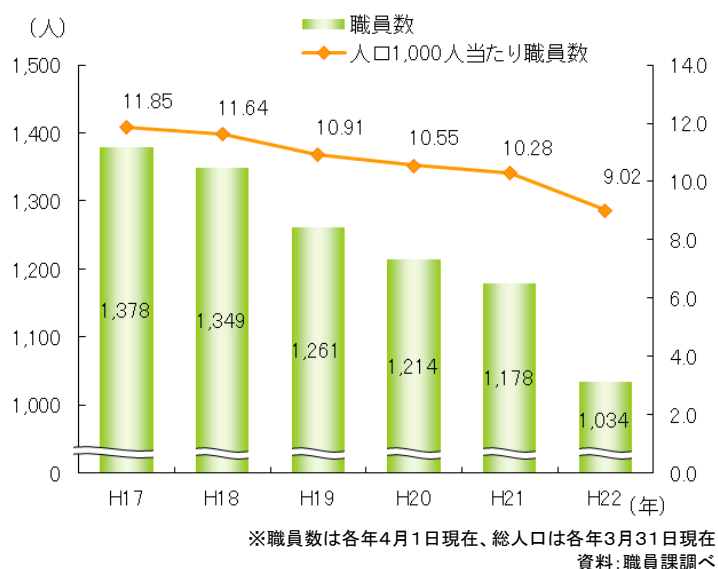


図6-5-A-2 職員総数と人口1,000人当たりの職員数の推移



平成27年度までに取り組む施策内容

- スリムで質の高い行政運営システムを構築します
- 人材の有効活用および資質向上を図ります

関係する個別計画

- 第二次西条市行政改革大綱(策定予定)
- 第二次西条市定員適正化計画(策定予定)

施策内容

(1) スリムで質の高い行政運営システムを構築します



地域審議会の様子

- ①各地域の実情に即した戦略性と実効性をもった自治体政策の再構築を行い、その執行状況および成果に対して評価することができる体制づくりを行うことで、政策本位の自治体経営を図ります。
- ②行政評価制度を導入し、政策達成のための個々の事業を見直し、改善を行い効率的な行政を推進します。
- ③『西条市行政改革大綱』の4つの方針に沿った改革を積極的に進めていきます。
- ④市有施設の管理運営のあり方を検討するとともに、市民サービス向上と経費節減が期待できる指定管理者制度の導入を推進します。
- ⑤『アウトソーシングマニュアル』を作成し、積極的な行政事務アウトソーシングを検討します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
効果・効率的な事業実施 (行政評価制度の導入)	事務事業評価システムの確立。施策・政策評価手法の検討および導入	政策研究事業
指定管理者制度の導入と検証	公の施設全般についての管理運営手法の検討。市民サービスの向上および経費の節減効果が期待できる施設の制度導入	—
アウトソーシングマニュアルの作成	積極的なアウトソーシング推進による、余剰人的資源の重点行政課題部門への戦略的な配置	—

(2) 人材の有効活用および資質向上を図ります



職員研修の様子

- ①重要課題に積極的に取り組むことのできる、最も効果的な組織体制を整備するとともに、常に『定員適正化計画』を見直し、時勢に即した適正な人員配置に努めます。
- ②『人材育成基本計画』にもとづき、職員研修制度の充実、強化を図るとともに、人事交流の推進に努め、時代の変化に対応し、豊かな感性と柔軟性のある行政能力を持った人材を育成し、行政体制の強化を図ります。
- ③やる気を引き出す人事評価制度の導入を図り、職員の意識改革(政策・成果・顧客志向など)や生産性向上に向けた能力のマネジメント改革を推進します。

基本事業名	内 容	主な予算事業
効率・効果的な定員管理	『定員適正化計画』にもとづく適正な定員管理の実施	—
職員研修の充実	『職員研修計画』にもとづく積極的な研修の実施による人材育成の実施	—
人事評価制度の導入	人事評価の導入による職員の意識改革と人材育成の推進	—

第6章 基本構想の実現に向けて

第5節 経営感覚のある行財政運営の実践（B財政運営）

前期(平成18～22年度)における実績

- 丹原総合支所3階を改修することで新たに丹原図書館を整備し、公共施設の有効活用を図りました。
- 財政の豊かさを示す財政力指数が改善傾向にあり、全国市町村平均、県内市町村平均を上回っており、比較的財政力の高い状況を維持しています。



新たに整備した丹原図書館

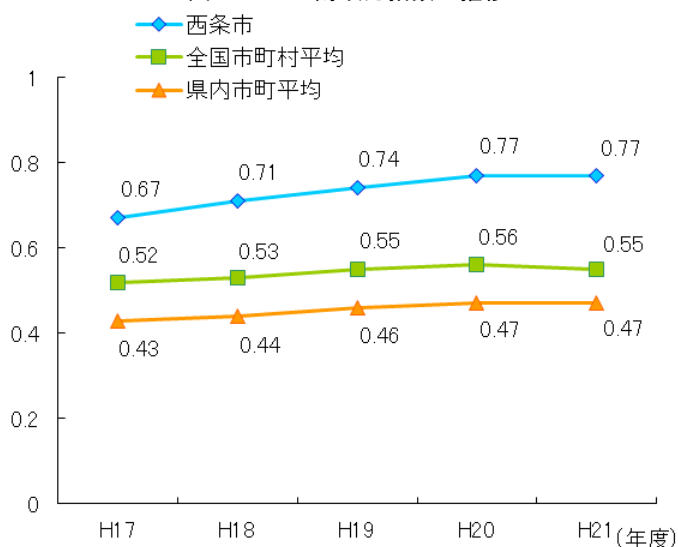
現況と課題

●本市の財政状況は歳入面において、リーマンショックを契機とした世界的な金融危機による市税の大幅な減収に加え、地方交付税の将来見通しも不透明となっており、その一方で、歳出面では少子高齢化をはじめとした社会経済環境の急激な変化を受けて、財政需要がますます高度化・多様化すると見込まれています。そのため、当分の間は厳しい財政運営が続くものと想定しています。

●今後、重要課題への予算の重点的な配分やコスト意識を備えた経営感覚のある財政運営を行う必要があります。

●合併後による公共施設の重複や空きスペースの発生により、その活用方法の見直しが迫られる施設が増加しています。これらの施設の有効活用を視野に入れて、新たに必要とされる施設整備について検討する必要があります。

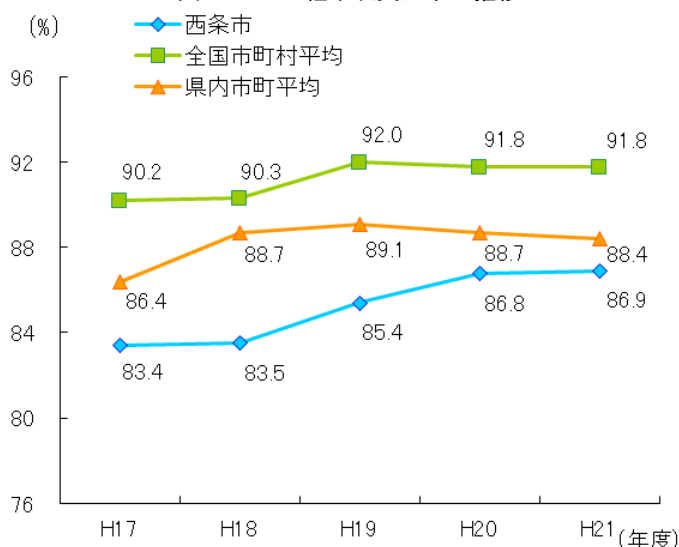
図6-4-B-1 財政力指数の推移



※財政力指数とは、財政の豊かさを示す指数で、数値が高いほど自主財源の割合が高く、財政力が強い団体であることを示す

資料：財政課調べ

図6-4-B-2 経常収支比率の推移



※経常収支比率とは、財政構造の弾力性を判断する指数で、数値が低いほど弾力性が大きく自由に使える財源の割合が高いことを示す

資料：財政課調べ

平成27年度までに取り組む施策内容

- 健全な財政運営を推進します
- 公共施設の有効活用と整備を推進します

関係する個別計画

施策内容

(1) 健全な財政運営を推進します

- ①安定した財政基盤を確立するため、自主財源の確保に努めます。特に市税については、収入増加に向けた産業振興策の推進などに積極的に取り組むとともに、課税客体の的確な把握や収納率の向上に努めます。また、普通財産の有効活用や広告料収入の発掘など、新たな財源確保に努めます。
- ②重要課題へ予算を集中配分し、限られた財源の効率的運用を図るとともに、常に事務事業の見直しを行い、事務コストの削減と事業のスリム化に努めます。
- ③財政情報の開示を積極的に行い、財政運営の透明化を図ります。
- ④合併特例期間終了後の自立的、持続的な財政運営を見据え、歳入規模に見合った財政構造へと転換を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
財政健全化指標の算定および公表	地方公共団体の財政の健全化に関する法律にもとづき、財政の健全性に関する比率を算定および公表	—



市役所本庁舎

(2) 公共施設の有効活用と整備を推進します

- ①合併により類似施設を多数有することとなった公共施設については、市民サービスの低下を招かないよう配慮しつつ、これらの有効活用を図ります。また、民意と財政状況などを考慮しつつ、本庁舎の整備について方向性を決定し、旧市町庁舎などの空きスペースの積極的な利活用 に努めます。
- ②旧耐震基準で建設された公共施設を耐震化し、機能向上を図ります。

基本事業名	内 容	主な予算事業
庁舎整備事業	本庁舎の整備 各総合支所の利活用に向けた整備	庁舎整備事業
効率的な公共施設の管理運営	空きスペースの有効活用など、公共施設を有効活用	—
公共施設の耐震化	公共施設の耐震化を計画的に実施	庁舎等耐震補強事業

第6章 基本構想の実現に向けて

第6節 交流と連携による地域づくり

前期(平成18～22年度)における実績

●東海大学(平成18年2月)、京都大学大学院地球環境学堂(平成19年12月)、東京農業大学(平成20年3月)と教育・研究交流協定を締結し、文化・産業・健康・スポーツ・環境など、幅広い分野での連携活動を推進しています。また、総合地球環境学研究所(平成21年8月)および東京大学大学院農学生命科学研究科生物材料科学専攻(平成22年10月)とも交流協定を締結しました。

●平成21年度から推進している「三極連携」の一環として、新居浜市および四国中央市との連携により観光PRを共同で行うなど、新たな広域連携が始まりました。



西条市・新居浜市・四国中央市三市合同の新規採用職員研修の様子

現況と課題

●大学などの高等教育機関は、高度で専門的な教育・研究機能を有しており、人材の育成や文化・産業の振興に大きな役割を果たしています。今後もさまざまな高等教育機関との連携強化により、地域活性化の機会を創出する必要があります。

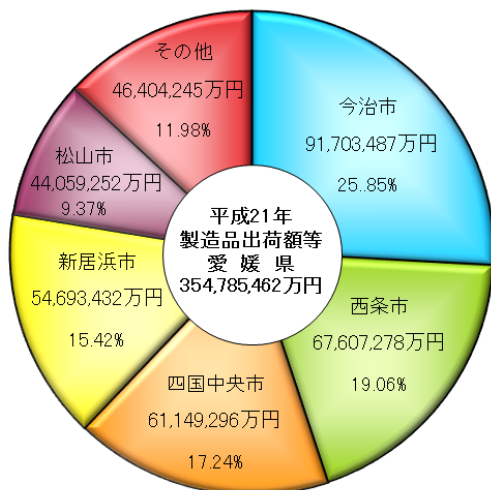
●交通網、情報通信網の著しい発展に伴い、市民の生活圏や経済圏は行政区域を越えたものとなっており、現在の行政区域の中だけでは、多様化した市民の行政需要に十分な対応ができなくなっています。また、自らの責任において地域の実情に即した行政運営が求められている「地域主権」の時代にあつて、地方自治体の財政状況はさらに厳しさを増してきており、行政サービスの均質化と向上、あるいは、地域の一体的な発展のためには、県・近隣市町との連携・協調の必要性は一段と高まっています。

●今後、地方への権限移譲が進展していく中で、地域がより主体的な行財政運営をしていくための制度の一つとして考えられる道州制を視野に入れ、その方向性を注視しつつ、影響や効果について引き続き研究を行う必要があります。



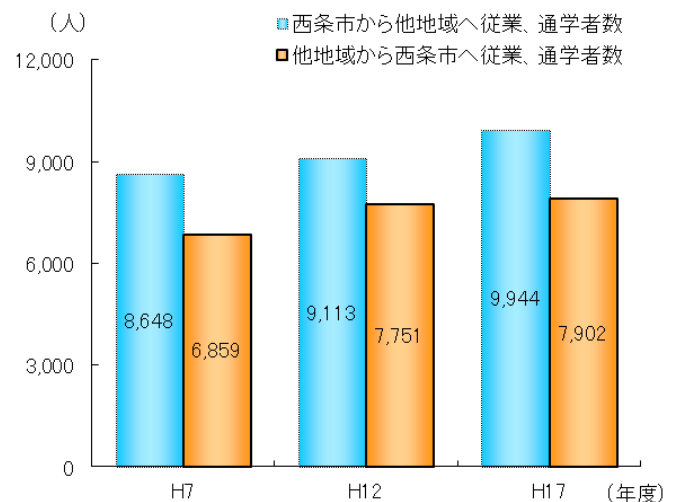
「システム農学会2008年度春季大会inえひめ西条」で発表する本市の高校生(平成20年5月)

図6-6-1 県内市町別製造品出荷額等の割合(従業員4人以上の事業所)



資料:平成21年工業統計調査(平成21年12月31日現在)速報値

図6-6-2 西条市における交流人口数の推移



資料:国勢調査

平成27年度までに取り組む施策内容

- フィールド大学構想を推進します
- 近隣市町との連携を強化します

関係する個別計画

施策内容



総合地球環境学研究所と
教育・研究交流協定を締結(平成21年8月) 人材の育成を図ります。

(1) フィールド大学構想を推進します

- ①大学などの高等教育機関との教育・研究交流協定の締結を推進し、知識と情報の獲得と蓄積に努め、まちづくりへの応用を図ります。
- ②大学などの高等教育機関との連携を深めることで、環境、スポーツ、健康、産業、教育など様々な分野において、地域社会や地域経済の持続的発展を促進する仕組みを構築します。
- ③教育・研究交流協定締結校などと連携し、スポーツ、健康、産業など様々な分野で活躍する

基本事業名	内 容	主な予算事業
フィールド大学構想の推進	教育・研究交流協定の締結などによる地域活性化の推進	フィールド大学構想事業
人材育成講座の開講	教育・研究交流協定締結校などによる人材育成講座の開講	—

(2) 近隣市町との連携を強化します

- ①地域医療や水資源問題、広域観光ルートの形成など、地域の共通する課題に対して共同で解決を図るため、より一層近隣市町との連携を強化します。
- ②地域主権時代の到来、道州制導入に対応した、新居浜市、四国中央市との三極連携を推進します。
- ③従来からの広域行政事務について、効果、効率の観点から見直しを行うとともに、新たに広域で取り組むべき行政課題の抽出も関係市町と積極的に行います。

基本事業名	内 容	主な予算事業
広域連携事業の実施	三極連携を中心とし、広域的に取り組むべき政策を関係市町と戦略的に推進	—



参考：国土交通省四国地方整備局「新四国創造研究会意見書」

三極連携と四国4県庁所在地都市圏全体図



付属資料

資料1 前期基本計画との体系比較表

資料2 掲載図一覧

資料3 関係する個別計画一覧

資料4 章節別参考資料

前期基本計画との体系比較表

前期基本計画

第1章 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり

- 第1節 高齢者福祉の充実
- 第2節 地域福祉の充実
- 第3節 健康な生活の支援
- 第4節 子育て環境の充実

第2章 豊かな自然環境を実感できるまちづくり

- 第1節 自然環境の保全
- 第2節 生活環境の整備
- 第3節 環境資源を活かした地域づくり

第3章 安心して快適な生活空間を実感できるまちづくり

- 第1節 交通体系の整備
- 第2節 都市基盤の整備（A 市街地整備）
 - 都市基盤の整備（B 港湾）
 - 都市基盤の整備（C 水道）
 - 都市基盤の整備（D 下水道）
 - 都市基盤の整備（E 公園・緑地）
 - 都市基盤の整備（F 住宅・宅地）
- 第3節 防災体制と消防・救急体制の強化
- 第4節 地域情報化の推進

第4章 豊かな心を育む教育・文化を実感できるまちづくり

- 第1節 学校教育の充実
- 第2節 人材教育・活用の充実
- 第3節 地域文化の継承・振興
- 第4節 歴史文化の保全・活用
- 第5節 生涯学習の充実

後期基本計画

- 第1節 高齢者福祉の充実
- 第2節 地域福祉の充実
- 第3節 健康な生活の支援
- 第4節 子育て環境の充実

- 第1節 自然環境の保全
- 第2節 生活環境の整備
- 第3節 環境資源を活かした地域づくり

- 第1節 交通体系の整備
- 第2節 都市基盤の整備（A 市街地整備）
 - 都市基盤の整備（B 港湾）
 - 都市基盤の整備（C 水道）
 - 都市基盤の整備（D 下水道）
 - 都市基盤の整備（E 公園・緑地）
 - 都市基盤の整備（F 住宅・宅地）
- 第3節 危機管理（A 防災体制）
危機管理（B 消防・救急体制）
危機管理（C 安全安心な生活）
- 第4節 情報化の推進

6章6節「交流と連携による地域づくり」へ

- 第2節 地域文化の継承・形成
- 第3節 歴史文化の保全・活用
- 第4節 社会教育の充実

第6節 スポーツ・レクリエーションの振興

第7節 人権・同和教育の推進

第5章 産業の活力を実感できるまちづくり

第1節 農業の振興

第2節 林業の振興

第3節 水産業の振興

第4節 工業の振興

第5節 商業の振興

第6節 情報活用による産業支援

第7節 新規産業の振興

第8節 集客産業の振興

第9節 人材育成

第5節 スポーツ・レクリエーションの振興

第6節 人権・同和教育の充実

第1節 農業の振興（A 経営基盤）

第1節 農業の振興（B ブランド化）

第2節 林業の振興

第3節 水産業の振興

第4節 商業の振興

第5節 企業活動の活性化

第6節 新規産業の創出

第7節 産業人材・雇用環境

第8節 観光産業の創出

第6章 基本構想の実現に向けて

第1節 経営感覚のある行財政運営の実践

第2節 市民参画・情報公開の推進

第3節 コミュニティ活動の促進

第4節 市民活動の拡充

第5節 広域連携の推進

第1節 市民協働のまちづくりの推進

第2節 地域コミュニティ活動の推進

第3節 時代の変化に対応した地域づくり

第4節 情報公開・情報共有の推進

第5節 経営感覚のある行財政運営の実践（A 行政運営）
経営感覚のある行財政運営の実践（B 財政運営）

第6節 交流と連携による地域づくり

掲載図一覧

第1章 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり

節	図番号	名称	掲載ページ
第1節 高齢者福祉の充実	1-1-1	年度別高齢化率の推移	7
	1-1-2	要介護認定数の推移	
第2節 地域福祉の充実	1-2-1	身体障害者手帳所持者数などの推移	9
	1-2-2	生活保護世帯の割合の推移	
第3節 健康な生活の支援	1-3-1	西条市の死因別死亡者数の推移	11
	1-3-2	西条市の医師一人当たりの人口の推移	
第4節 子育て環境の充実	1-4-1	乳幼児健診受診者数(受診率)の推移	13
	1-4-2	子育てに関する相談件数の推移	

第2章 豊かな自然環境を実感できるまちづくり

節	図番号	名称	掲載ページ
第1節 自然環境の保全	2-1-1	西条市内の希少生物数	17
	2-1-2	河原津海岸でのカブトガニ幼生発見件数の推移	
第2節 生活環境の整備	2-2-1	生ごみ処理機などの購入補助件数と補助金額の推移	19
	2-2-2	資源リサイクル活動団体数と活動成果の推移	
第3節 環境資源を活かした地域づくり	2-3-1	主要河川の低水量の推移	21
	2-3-2	住宅用太陽光発電設備件数と本市補助金支出件数の推移(累計)	

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

節	図番号	名称	掲載ページ
第1節 交通体系の整備	3-1-1	市道の実延長と改良率の推移	25
	3-1-2	市道における橋りょうの健全度区分	
第2節 都市基盤の整備 (A 市街地整備)	3-2-A-1	JR伊予西条駅利用者と周辺市街地人口の推移	27
	3-2-A-2	JR壬生川駅利用者と周辺市街地人口の推移	
第2節 都市基盤の整備 (B 港湾)	3-2-B-1	東予港の海上出入貨物量の推移	29
	3-2-B-2	東予港の入港船舶数と重量の推移	
第2節 都市基盤の整備 (C 水道)	3-2-C-1	市内上水道の給水戸数と年間有収水量の推移	31
	3-2-C-2	市内簡易水道の給水戸数と年間有収水量の推移	
第2節 都市基盤の整備 (D 下水道)	3-2-D-1	下水道普及率と処理区域内人口の推移	33
	3-2-D-2	水洗化率と水洗化人口の推移	
第2節 都市基盤の整備 (E 公園・緑地)	3-2-E-1	都市公園面積の推移	35
	3-2-E-2	市民一人当たりの都市公園面積	
第2節 都市基盤の整備 (F 住宅・宅地)	3-2-F-1	市営住宅の建物経過年数	37
	3-2-F-2	耐震診断実施戸数の推移(累計)	
第3節 危機管理体制の強化 (A 防災体制)	3-3-A-1	説明会の実施回数と参加人数の推移(累計)	39
	3-3-A-2	訓練の実施回数と参加人数の推移(累計)	
第3節 危機管理体制の強化 (B 消防・救急救助体制)	3-3-B-1	消防水利状況の推移	41
	3-3-B-2	覚知～医療機関収容までの平均所要時間の推移	
第3節 危機管理体制の強化 (C 安全・安心な生活)	3-3-C-1	高齢者関連の事故割合の推移	43
	3-3-C-2	消費生活相談件数の推移	
第4節 情報化の推進	3-4-1	CATV網・地域WiMAX利用環境整備率の推移	45
	3-4-2	小中学校に設置する教育用パソコン台数の推移	

第4章 豊かな心を育む教育・文化を実感できるまちづくり

節	図番号	名称	掲載ページ
第1節 学校教育の充実	4-1-1	幼稚園・小中学校校舎の耐震化率の推移	49
	4-1-2	教員一人当たりの児童・生徒数の推移	

第2節 地域文化の継承・形成	4-2-1	文化協会会員数の推移	51
	4-2-2	総合文化会館および丹原文化会館利用実績の推移	
第3節 歴史文化の保全・活用	4-3-1	郷土博物館・歴史館など利用状況	53
	4-3-2	西条市指定文化財の現状	
第4節 社会教育の充実	4-4-1	親子ふれあい交流体験と通学合宿実施校の推移	55
	4-4-2	市立図書館における蔵書数の推移	
第5節 スポーツ・レクリエーションの振興	4-5-1	合宿による西条市への来訪者数の推移	57
	4-5-2	種目別合宿来訪団体数	
第6節 人権・同和教育の充実	4-6-1	人権・同和教育の関わる講演会・研修会・懇談会などの参加状況	59
	4-6-2	同和問題が今も残っていると感じる市民の割合	

第5章 産業の活力を実感できるまちづくり

節	図番号	名称	掲載ページ
第1節 農業の振興 (A 経営基盤の強化)	5-1-A-1	男女別基幹的農業従事者数(2005年度)	63
	5-1-A-2	形態別農家数の推移	
第1節 農業の振興 (B ブランド化の推進)	5-1-B-1	観光農園入込客数の推移	65
	5-1-B-2	市内主要農作物の収穫量と県内順位	
第2節 林業の振興	5-2-1	丸太価格と林業収入の推移	67
	5-2-2	木製ダム設置数の推移	
第3節 水産業の振興	5-3-1	漁獲量と組合員一人当たりの漁獲量の推移	69
	5-3-2	立て干し網入場者数の推移	
第4節 商業の振興	5-4-1	西条市内商店街の空き店舗状況	71
	5-4-2	既存商店街に望むこと	
第5節 企業活動の活性化	5-5-1	製造品出荷額等と従業員数の推移	73
	5-5-2	西条市の産業分類別製造品出荷額等(平成20年)	
第6節 新規産業の創出	5-6-1	産業情報支援センターの企業相談件数の推移	75
	5-6-2	産業情報支援センターの主な卒業企業(7社)における売上合計高の推移	
第7節 産業人材・雇用環境	5-7-1	西条市における有効求人倍率の推移	77
	5-7-2	職種別求人・求職バランスシート	
第8節 観光産業の創出	5-8-1	体験型・学習型観光客の行き先	79
	5-8-2	市内宿泊施設数と宿泊者数の推移	

第6章 基本構想の実現に向けて

節	図番号	名称	掲載ページ
第1節 市民協働のまちづくりの推進	6-1-1	ボランティア補助金交付団体数の推移	83
	6-1-2	市内NPO法人数の推移	
第2節 地域コミュニティ活動の促進	6-2-1	西条市世帯数と自治会加入率の推移	85
	6-2-2	集会所数と集会所整備率の推移	
第3節 時代の変化に対応した地域づくり	6-3-1	審議会などにおける女性委員数の推移	87
	6-3-2	国籍別外国人登録者数の推移	
第4節 情報公開・情報共有の推進	6-4-1	市ホームページアクセス数の推移	89
	6-4-2	各種広聴制度による意見数の推移	
第5節 経営感覚のある行財政運営の実践 (A 行政運営)	6-5-A-1	指定管理者制度導入施設数の推移(累計)	91
	6-5-A-2	職員総数と人口1,000人当たりの職員数の推移	
第5節 経営感覚のある行財政運営の実践 (B 財政運営)	6-5-B-1	財政力指数の推移	93
	6-5-B-2	経常収支比率の推移	
第6節 交流と連携による地域づくり	6-6-1	県内市町別製造品出荷額の割合(従業員4人以上の事務所)	95
	6-6-2	西条市における交流人口数の推移	

関係する個別計画一覧

第1章 健康で幸せな暮らしを実感できるまちづくり

節	計画名	実施期間	掲載ページ
第1節 高齢者福祉の充実	西条市高齢者福祉計画・第4期介護保険事業計画	H21年度～H23年度	7
第2節 地域福祉の充実	第2次西条市障害者福祉計画	H21年度～H23年度	9
第3節 健康な生活の支援	元気都市西条2015	H18年度～H27年度	11
	西条市食育推進計画	H22年度～H26年度	
第4節 子育て環境の充実	西条市次世代育成支援対策推進行動計画【後期計画】	H22年度～H26年度	13

第2章 豊かな自然環境を実感できるまちづくり

節	計画名	実施期間	掲載ページ
第1節 自然環境の保全	西条市環境基本計画	H19年度～H28年度	17
第2節 生活環境の整備	西条市環境基本計画	H19年度～H28年度	19
	西条市一般廃棄物処理基本計画	H18年度～H32年度	
第3節 環境資源を活かした地域づくり	西条市環境基本計画	H19年度～H28年度	21
	西条市役所地球温暖化対策実行計画	H23年度～H27年度	

第3章 安心で快適な生活空間を実感できるまちづくり

節	計画名	実施期間	掲載ページ
第1節 交通体系の整備	西条市都市計画マスタープラン	H21年度～H40年度	25
	西条市橋梁長寿命化修繕計画	H22年度～H31年度	
第2節 都市基盤の整備（A 市街地整備）	西条市都市計画マスタープラン	H21年度～H40年度	27
	中心市街地活性化基本計画	H20年度～H24年度	
第2節 都市基盤の整備（B 港湾）	東予港港湾計画	H17年度～	29
第2節 都市基盤の整備（C 水道）	西条市水道事業中期経営計画	H19年度～H23年度	31
	西条市水道ビジョン	H22年度～H31年度	
第2節 都市基盤の整備（D 下水道）	西条市公共下水道事業計画 西条処理区	S49年度～H24年度	33
	西条市公共下水道事業計画 東予・丹原処理区	S58年度～H24年度	
第2節 都市基盤の整備（E 公園・緑地）	西条市都市計画マスタープラン	H21年度～H40年度	35
第2節 都市基盤の整備（F 住宅・宅地）	西条市公営住宅ストック総合活用計画	H19年度～H28年度	37
	地域住宅計画（西条市全域）	H19年度～H22年度	
第3節 危機管理体制の強化（A 防災体制）	西条市地域防災計画	H18年度～	39
第3節 危機管理体制の強化（B 消防・救急救助体制）	西条市消防計画	策定予定	41
第3節 危機管理体制の強化（C 安全・安心な生活）			43
第4節 情報化の推進	西条市統合型GIS導入基本計画	H20年度～H34年度	45
	西条市テレトピア基本計画	H15年1月～	

第4章 豊かな心を育む教育・文化を実感できるまちづくり

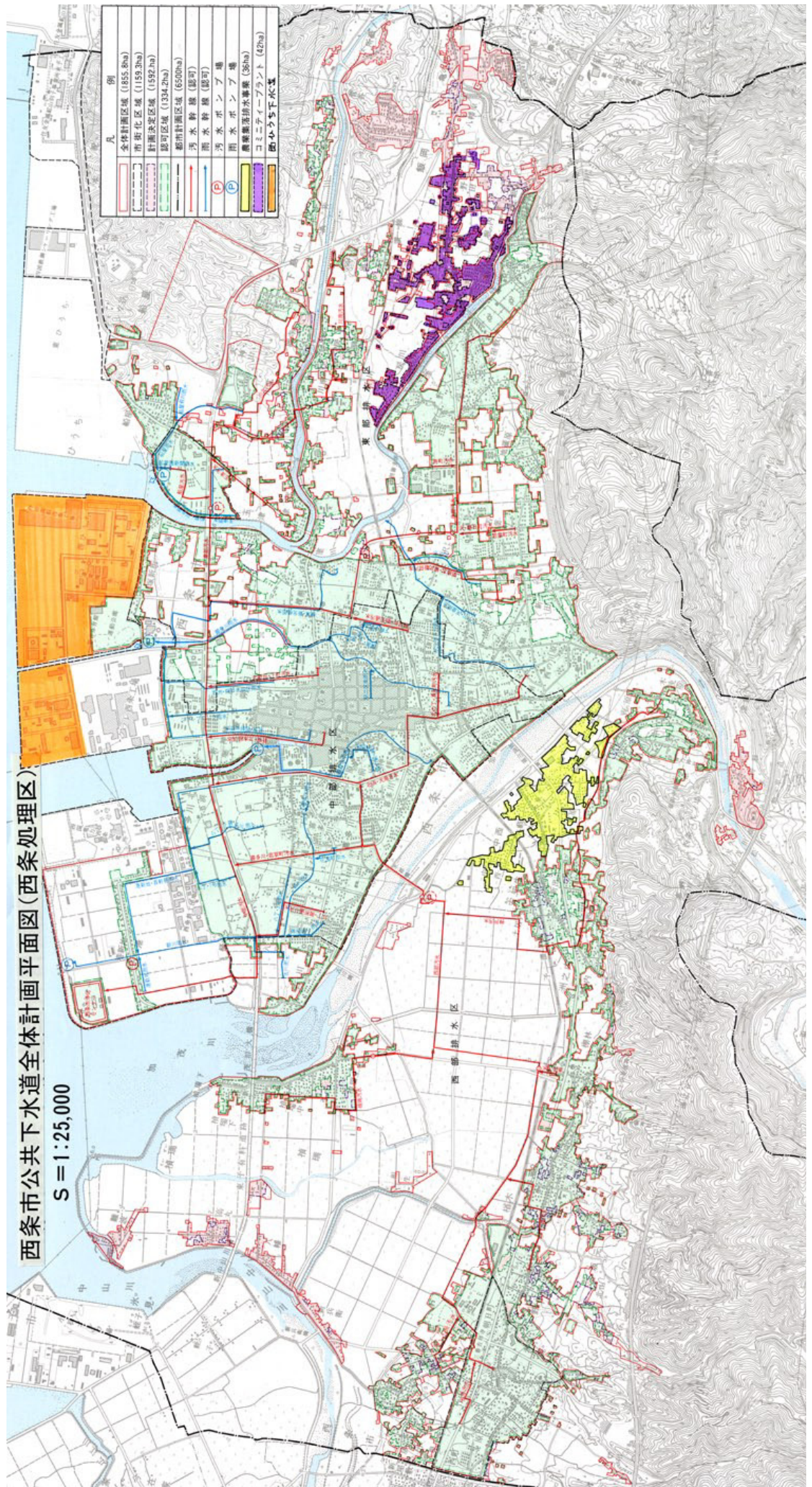
節	計画名	実施期間	掲載ページ
第1節 学校教育の充実	西条市の教育基本方針	毎年度	49
第2節 地域文化の継承・形成	西条市の教育基本方針	毎年度	51
第3節 歴史文化の保全・活用	西条市の教育基本方針	毎年度	53
第4節 社会教育の充実	西条市の教育基本方針	毎年度	55
第5節 スポーツ・レクリエーションの振興	合宿都市構想基本計画		57
第6節 人権・同和教育の充実	西条市人権文化のまちづくり基本計画	H21年度～H30年度	59

第5章 産業の活力を実感できるまちづくり

節	計画名	実施期間	掲載ページ
第1節 農業の振興（A 経営基盤の強化）	西条市農業経営基盤強化促進に関する基本構想	H22年度～	63
	西条市農業振興地域整備計画	H22年度～	
第1節 農業の振興（B ブランド化の推進）			65
第2節 林業の振興	西条市森林整備計画	H22年度～H31年度	67
第3節 水産業の振興			69
第4節 商業の振興	西条市中心市街地活性化基本計画	H20年度～H24年度	71
第5節 企業活動の活性化			73
第6節 新規産業の創出			75
第7節 産業人材・雇用環境			77
第8節 観光産業の創出			79

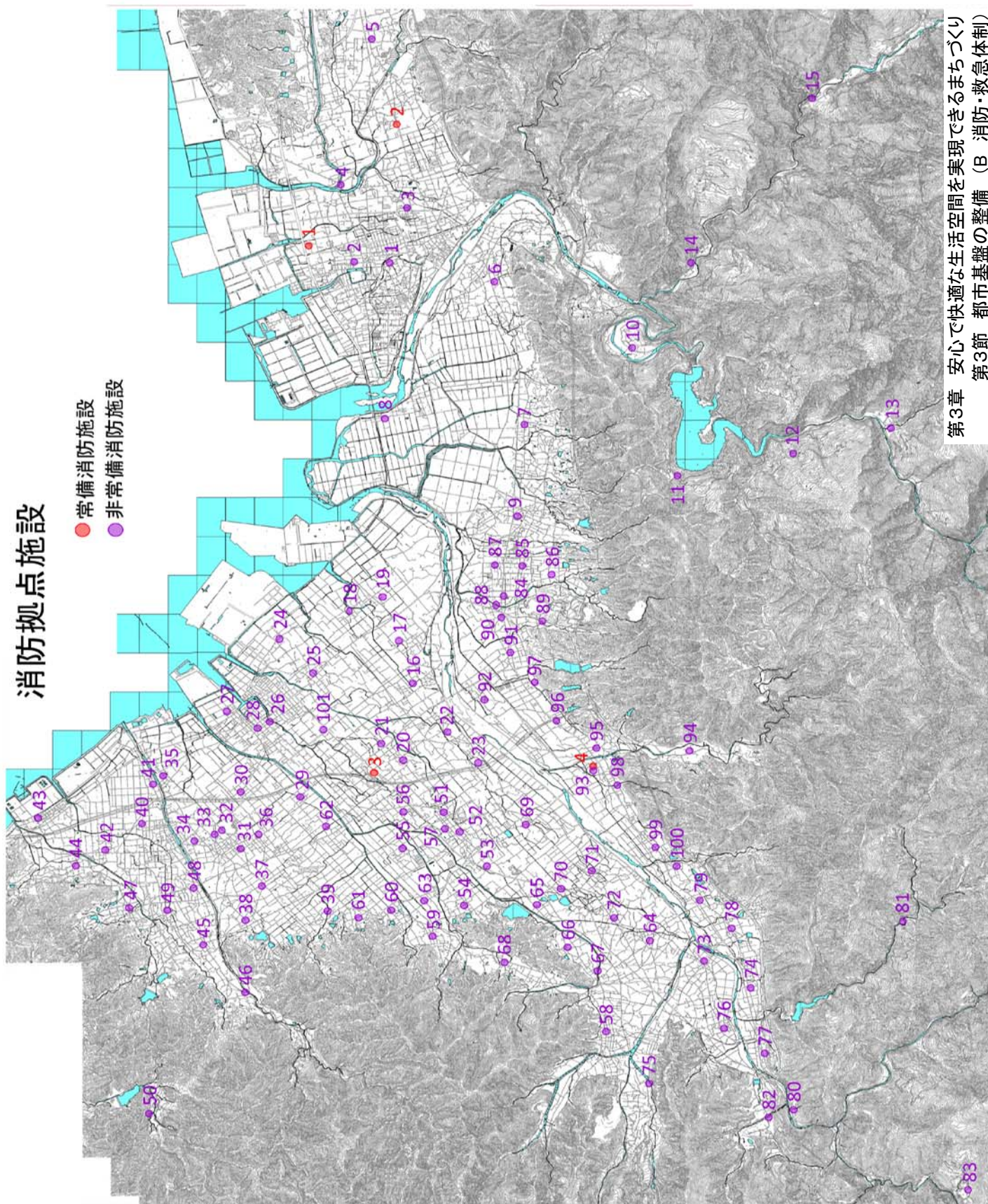
第6章 基本構想の実現に向けて

節	計画名	実施期間	掲載ページ
第1節 市民協働のまちづくりの推進	西条市市民協働のまちづくり推進計画	策定予定	83
第2節 地域コミュニティ活動の促進			85
第3節 時代の変化に対応した地域づくり	西条市男女共同参画計画	H18年度～H27年度	87
第4節 情報公開・情報共有の推進			89
第5節 経営感覚のある行財政運営の実践（A 行政運営）	第二次西条市行政改革大綱	策定予定	91
	第二次西条市定員適正化計画	策定予定	
第5節 経営感覚のある行財政運営の実践（B 財政運営）			93
第6節 交流と連携による地域づくり			95



消防拠点施設

- 常備消防施設
- 非常備消防施設



常備消防拠点住所一覧表

番号	名称	住所
1	消防本部・東消防署	西条市新田183－1
2	東消防署飯岡出張所	西条市飯岡3565－9
3	西消防署	西条市周布1684
4	西消防署小松出張所	西条市小松町大頭甲1086－10

非常備消防拠点住所一覧表

番号	分 団	部	班	住 所
1	西条			明屋敷159番地1
2	神拝			神拝甲341番地8
3	大町			大町250番地81
4	玉津			玉津281番地10
5	飯岡			飯岡2247番地1
6	神戸			洲之内甲302番地2
7	橘			榑木53番地1
8	楳瑞			楳瑞869番地1
9	氷見			氷見乙1120番地1
10	大保木			兎之山甲72番地2
11				上の原
12				大櫓
13				千野々
14	加茂			荒川
15				下津池
16	吉井			1部
17				2部
18				3部
19				4部
20	周布			1部
21				2部
22				3部
23				4部
24	多賀			1部
25				2部
26				3部
27	壬生川			1部

28		2部		壬生川194番地4
29		3部		明理川143番地1
30		4部		喜多台58番地7
31	国安	1部		国安819番地
32		2部		国安714番地10
33		3部		桑村140番地4
34		4部		高田918番地10
35		5部		高田808番地4
36		6部		新市362番地1
37	吉岡	1部		新町367番地4
38		2部		上市甲282番地3
39		3部		安用甲320番地6
40	三芳	1部		三芳1027番地2
41		2部		三芳2011番地5
42	楠河	1部		楠甲344番地1
43		2部		河原津甲251番地1
44		3部		楠甲1482番地2
45	庄内	1部		旦之上甲292番地1
46		2部		河之内甲680番地3
47		3部		実報寺甲695番地5
48		4部		大野298番地5
49		5部		福成寺甲200番地1
50		6部		黒谷甲434番地1
51	丹原	1部		丹原町願連寺103番地1
52		2部		丹原町今井473番地4
53		3部		丹原町今井77番地1
54		4部		丹原町久妙寺221番地1
55		5部		丹原町池田741番地4
56		6部		丹原町願連寺350番地
57		7部		丹原町池田1733番地1
58	徳田	1部		丹原町田滝甲133番地1
59		2部		丹原町古田甲1431番地
60		3部		丹原町徳能甲261番地1
61		4部		丹原町高知甲728番地6
62		5部		丹原町徳能出作268番地1
63		6部		丹原町古田甲418番地4
64	田野	1部		丹原町長野1597番地3
65		2部		丹原町高松533番地2

66		3部	林	丹原町高松甲1075番地2
67		3部	高松	丹原町高松1392番地
68		4部	東川根	丹原町川根甲395番地1
69		5部		丹原町田野上方698番地15
70		6部	国広	丹原町北田野1083地先
71		6部	宮下	丹原町田野上方1622番地1
72		7部		丹原町田野上方2101番地1
73	中川	1・8部		丹原町石綾53番地3
74		2部		丹原町志川甲884番地2
75		3部		丹原町関屋甲369番地5
76		4部		丹原町来見甲148番地1
77		5部		丹原町湯谷口甲377番地4
78		6部		丹原町寺尾甲406番地3
79		7部		丹原町明穂乙193番地1
80	桜樹	1部		丹原町鞍瀬庚370番地3
81		3部		丹原町楠窪葵463番地
82		4部		丹原町臼坂丙34番地6
83		5部		丹原町千原甲1231番地1
84	小松			小松町新屋敷字西町裏甲496
85		1部	町	小松町新屋敷甲2904番地
86			岡村	小松町新屋敷甲2667番地1
87		2部	新屋敷	小松町新屋敷甲138番地3内
88			一本松	小松町新屋敷甲558番地2内
89			川原谷	小松町新屋敷乙58番地10
90		3部	新宮藤木	小松町新屋敷甲1318番地4内
91			南川	小松町南川甲127番地2内
92			北川	小松町北川262番地
93	石根			小松町大頭甲1045番地4
94		1部	大郷	小松町大郷甲262番地3内
95			妙口	小松町妙口甲542番地
96		2部	妙口原	小松町妙口甲1153番地1東先
97			都合	小松町妙口甲1番地11内
98		3部	西大頭	小松町大頭甲490番地6
99			明穂	小松町明穂甲308番地2
100			安井	小松町安井甲214番地3
101	西支団本部			周布349－1